

独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成23年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

＜参考＞ 業務の質の向上:A 業務運営の効率化:A 財務内容の改善:A

①評価結果の総括

・ 東日本大震災の影響により、被災者の受入れや利用者のキャンセル等、通常の施設運営ができない中、各施設の努力により中期目標・中期計画で定められた目標は達成した。特に外遊びが思うようにできない等、生活環境の変化によるストレスを抱えた福島県の子どもたちに対し、青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすべく、これまで様々な事業に取り組んで培ったノウハウを活かしながら、効果的なプログラムを提供する「リフレッシュ・キャンプ」を実施し、参加者の心のケアに努めた。

また、その参加者に対して事前事後にアンケート調査を実施し、被災した子どもたちの心の変化等についても分析した結果、「心が安定し、意欲が向上した」等の効果が認められた。

以上の取組は多くのメディアで取り上げられ、各施設が迅速かつ的確に対応できるソフト・ハード両面の体制を有していることを示すとともに、今後起こりうる各種の災害時において参考となる取組を実施したことは高く評価できる。

・ また、法人設立10年を経て、初めて全施設で宿泊室稼働率が5割を超えたことは、各教育施設と本部が協力して運営改善に取り組んだ成果の現れであると評価できる。

②平成23年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)

(1)事業計画に関する事項

・ 青少年教育のナショナルセンターとして、体験活動の裾野を広げる取り組みを一層推進するとともに、青少年教育に関する今日的な課題やニーズを把握し、引き続き、モデル的プログラムの開発に取り組まれない。また、開発したプログラムの効果的な情報発信に努めるとともに、公立施設等での活用事例が更に増えるよう努めていただきたい。(項目別2)

(2)業務運営に関する事項

・ 独立行政法人の契約の適正化については、国民の関心が高い事項であり、契約監視委員会における点検において問題点等の指摘は一切なかったが、引き続き「独立行政法人の契約状況の点検・見直し」に基づき、競争性・透明性の確保に取り組んでいただきたい。(項目別78、79)

(3)その他

・ 震災直後から自治体等の要請に基づき、延べ55,640人の被災者を受け入れ、青少年教育施設のキャパシティや人的資源を活かした、生活面のサポートを行ったこと等、東日本大震災で取り組んだ内容等を整理し、得られた知見・ノウハウを各国立青少年教育施設で共有するような取り組みに期待する。(項目別17)

③特記事項

東日本大震災では各施設も被災し、通常業務を中断する施設もある中、被災者等の受入れやボランティアの活動拠点として施設を提供するなど、その対応にあたった。また、震災の影響で利用者からのキャンセルが相次いだ中、稼働率向上(利用者増加)に積極的に取り組み、最終的には中期目標に掲げられた、直近の青少年人口の1割程度を超える3,715,840人の研修利用者(青少年及び青少年教育指導者等)を確保し、宿泊室稼働率も初めて全施設5割を超えた。

文部科学省独立行政法人評価委員会
スポーツ・青少年分科会 国立青少年教育振興機構部会 名簿

部会長	板 本 登	(株)ニッセイ取締役相談役
	麻 生 朋 子	(財)コカ・コーラ教育・環境財団環境教育担当部長
	北 村 信 彦	公認会計士
	橘 直 隆	元筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
	中 西 茂	読売新聞北海道支社編集委員兼論説委員
	古 川 和	(株)アクションラーニング研究所代表取締役、 特定非営利活動法人体験科学教育研究所理事
	宮 西 嘉 樹	東京海上日動火災保険(株)本店営業第六部長

独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成23年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化 [※]				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A				
1 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進	S				
2 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	A				
3 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	A				
4 青少年教育に関する調査及び研究	A				
5 青少年教育団体が行う活動に対する助成	A				
6 共通的事項	A				
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A				
1 業務の効率化	A				
2 効果的・効率的な組織の運営	A				
III 予算、収支計画及び資金計画	A				
予算、収支計画及び資金計画	A				
IV 短期借入金の限度額					
V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画					
VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画					
VII 剰余金の使途	A				
VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A				
1 施設・設備に関する事項	A				
2 人事に関する計画	A				
3 中期目標期間を超える債務負担	A				
4 積立金の使途	A				

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
収入						支出					
運営費交付金	9,479					運営費	10,425				
施設整備費補助金	214					一般管理費	5,348				
事業収入等	1,417					人件費	3,948				
受託収入	178					管理運営費	1,400				
寄付金収入	73					業務経費	5,077				
その他の収入	45					事業費	3,018				
その他の補助金	1					基金事業費	2,059				
前年度繰越金	4					施設整備費	214				
						受託事業費	178				
						その他の補助金事業費	1				
計	11,411					計	10,817				

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

(単位:百万円)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
費用						収益					
経常費用	10,636					運営費交付金収益	8,875				
事業経費	7,338					施設使用料等収入	1,417				
管理運営費	2,900					受託収入	178				
受託経費	178					補助金等収益	1				
減価償却費	220					施設費収益	25				
財務費用	8					寄附金収益	18				
臨時損失	-					雑益	38				
						資産見返運営費交付金戻入	87				
						資産見返物品受贈額戻入	1				
						資産見返寄附金戻入	0				
						臨時利益	-				
計	10,644					計	10,640				
						純利益	△ 4				
						目的積立金取崩額	4				
						総利益	0				

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

(単位:百万円)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	11,332					業務活動による収入	11,107				
投資活動による支出	360					運営費交付金による収入	9,479				
財務活動による支出	133					施設使用料等収入	1,415				
翌年度への繰越額	2,104					受託収入	113				
						寄付金収入	73				
						その他の収入	27				
						投資活動による収入	216				
						施設整備費補助金による収入	213				
						有価証券償還・売却による収入	3				
						有形固定資産の売却による収入	-				
						財務活動による収入	7				
						民間出えん金	7				
						前年度よりの繰越金	2,599				
計	13,929					計	13,929				

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
資産						負債					
流動資産	2,269					流動負債	2,357				
現金及び預金	2,104					運営費交付金債務	531				
業務未収金	25					基金運用利益金負債	0				
たな卸資産	2					預り寄付金	103				
未収収益	0					未払金	1,529				
その他流動資産	138					リース債務	134				
						未払消費税等	15				
固定資産	97,067					前受金	9				
有形固定資産	96,990					預り金	36				
無形固定資産	6					固定負債	809				
投資その他の資産	71					資産見返負債	665				
投資有価証券	69					長期リース債務	144				
預託金	2					負債合計	3,166				
						資本					
						資本金	113,564				
						資本剰余金	△ 17,396				
						利益剰余金	2				
						(うち当期未処分利益)	0				
						純資産合計	96,170				
資産合計	99,336					負債・純資産合計	99,336				

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)(単位:百万円)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
I 当期末処分利益					
当期総利益	0				
前中期目標期間繰越積立金	-				
前期繰越欠損金	-				
II 利益処分額					
積立金	0				
独立行政法人通則法第44条第3項 により主務大臣の承認を受けた額	-				

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載) (単位:人)

職種 [※]	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
常勤職員	512				
任期付職員	7				
再任用職員	13				

※職種は法人の特性によって適宜変更すること
各年度4月1日現在

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成23年度に係る業務の実績に関する評価

【(大項目)1】	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A			
【(中項目)1-1】	青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進	【評定】 S			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		H23	H24	H25	H26
<p>青少年教育のナショナルセンターとして、機構が企画して実施する教育事業として、青少年及び青少年教育指導者等を対象に、以下のような事業を積極的に実施するとともに毎年度平均90%以上の参加者からプラスの評価を得られるよう事業の質の向上を図る。</p> <p>(1) 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発</p> <p>青少年を対象として、「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)において示された青少年の課題や困難を有する青少年の問題等の国の政策課題に対応した以下のような先導的・モデル的事业を実施する。その際、公立の青少年教育施設等における各種事業の普及状況等を踏まえ、対象者や実施施設も含めて、事業を厳選・特化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の意欲や社会性、規範意識など、豊かな人間性を育むための自然体験活動等のプログラム開発 ・児童養護施設に入所する子どもや不登校・引きこもりなど、困難を有する青少年への支援を行う事業 ・その他、環境教育やボランティア活動の推進に関する事業など、国の政策課題に対応した青少年の体験活動事業 <p>(2) 青少年の国際交流の推進</p> <p>国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年に対する異文化理解の増進を図るため、以下のような事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年及び青少年教育関係者の相互交流等を行う事業 ・青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業 <p>(3) 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</p> <p>公立の青少年教育施設や学校等の教職員、青少年教育団体等で中核となる青少年教育指導者等の養成事業や研修事業を実施する。また、関係機関・団体等と連携し、全国共通の指導者養成カリキュラムを開発するなど、体系的な指導者養成・活用システムを構築する。</p> <p>(4) 青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発</p> <p>青少年の体験活動や読書活動、基本的な生活習慣等の重要性を社会に発信するための事業を実施する。</p>		S			
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 第3章、第4章			

【インプット指標】

(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27
決算額(百万円)	487				
従事人員数(人)	226				

注1)決算額については、当該事業において旅費・謝金や消耗品等の購入にかかった経費であり、人件費等の一般管理費は含まない。

注2)従事人員数については、1人が複数の事業(教育事業、研修支援事業等)を担当しているため、決算額により按分を行った。

評価基準	実績	分析・評価																					
<p>【先導的・モデル的な事業の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年教育におけるニーズや現状等を考慮し、先導的な事業が的確に実施されているか。 90%以上の参加者からプラスの評価が得られているか。 モデル的なプログラムが開発され、そのプログラムが公立施設等で活用されているか。 	<p>【教育事業の実施状況】(第4章1.、4-1~3ページ、表4-1~2)</p> <p>機構においては、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目的として、「体験活動を通じた青少年の自立」をテーマに、①青少年教育に関するモデル的プログラムの開発、②青少年の国際交流の推進、③青少年教育指導者等の養成及び資質の向上、④青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発の事業など、自ら事業を企画、実施することにより、様々な体験活動の場と機会を提供している。</p> <p>また、事業の企画実施に当たっては、企画段階から関係機関・団体と連携しニーズや課題を捉えるとともに、施設の人的地域的な環境等を踏まえることとしている。</p> <p>平成23年度は、「機構活性化プラン」(平成22年1月策定)の具現化及び「体験の風をおこそう」運動の推進を図るため、①国の喫緊の課題や青少年施策への総合的な取り組みの推進、②国立施設としての特色ある事業の実施、③地域の指導者や学校教員等を対象とした指導者養成・研修を重点項目として設定し、実施した。実施した教育事業数は553事業、参加者総数は141,260人であり、満足度は98.4%であった。(表4-1参照)</p> <p>表9-2 公立施設等での活用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活用内容</th> <th>実施教育施設数</th> <th>実施件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 教育施設で開発したプログラム*が、公立施設等で活用・実施された</td> <td>11</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>イ 教育施設で開発した活動プログラム*が、公立施設等で活用・実施された</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>オ その他</td> <td>2</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「活動プログラム」とは、登山やオリエンテーリング等の一つ一つの活動内容を指し、これらを組み合わせた一連のものを「プログラム」という。</p>	活用内容	実施教育施設数	実施件数	ア 教育施設で開発したプログラム*が、公立施設等で活用・実施された	11	30	イ 教育施設で開発した活動プログラム*が、公立施設等で活用・実施された	4	5	ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	3	6	エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	4	7	オ その他	2	7	計	24	55	<p>「機構活性化プラン」をもとに、事業の企画段階から関係機関・団体と連携し、ニーズや課題を捉えるとともに、「子ども・若者ビジョン」において示された青少年の課題や困難を有する青少年の問題等の国の政策課題に対応した事業を的確に実施していることは評価できる。</p> <p>参加者の満足度は98.4%と、目標を大きく上回っている。</p> <p>開発したモデル的プログラムが、公立施設等で活用・実施されている。</p>
活用内容	実施教育施設数	実施件数																					
ア 教育施設で開発したプログラム*が、公立施設等で活用・実施された	11	30																					
イ 教育施設で開発した活動プログラム*が、公立施設等で活用・実施された	4	5																					
ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	3	6																					
エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	4	7																					
オ その他	2	7																					
計	24	55																					

表 4-1 教育事業数・参加者数・満足度一覧表

事業項目及び区分	事業数	参加者数(人)	延参加者数(人)	参加者の満足度(%)
① 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発	(87)	(5,721)	34,058	(98.2)
	99	8,557		97.3
② 青少年の国際交流の推進	(18)	(998)	15,421	(99.8)
	23	2,268		99.2
③ 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	(92)	(3,788)	22,852	(98.4)
	133	7,334		99.3
④ 青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発	298	123,101	177,565	98
合計	553	141,260	<404,747> 249,896	98.4

(注1)参加者数は実人数。上段()の数値は、前年度の数値。

(注2)前年度については、第2期中期目標期間から事業区分が変更となったため、前年度の数値が記入できないものがある。

(注3)上段< >の数字は、①～④の教育事業に加えて、震災に伴う平成23年度の被災者の受入等(106,945人)及び出前事業や研修支援利用のための事前・事後訪問指導等(47,906人)を含めた数値である。

(注4)参加者の満足度については、教育事業の終了時に参加者に対してアンケート調査を実施している。

事業全体を通しての満足度は、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」の4段階で調査し、本報告書中の「満足度」は、「満足」と「やや満足」の合計である。

1. 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発(表 4-2 参照)

モデル的なプログラム開発を目的として、①青少年の意欲や社会性、規範意識など豊かな人間性を育むための事業、②困難を有する青少年を支援する事業、③青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業に厳選・特化して、企画し実施した。事業数は99事業、参加者数は8,557人(前年度比2,836人増)であり、満足度は97.3%であった。

今後は、青少年教育のナショナルセンターとして、公立施設等に向けた更なる情報発信に努めていただくとともに、活用事例を収集する方策について検討されることが望まれる。

表 4-2 モデル的プログラムの開発事業一覧表

事業区分	事業数	参加者数(人)	参加者の満足度(%)			
			満足	やや満足	やや不満	不満
①青少年の意欲や社会性、規範意識など豊かな人間性を育むための事業	57	6,053	81.0	17.0	1.8	0.2
②困難を有する青少年を支援する事業	31	1,122	80.6	15.7	3.4	0.3
③青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業	11	1,382	78.5	19.3	1.9	0.3
合計	(87) 99	(5,721) 8,557	(79.8) 80.0	(18.4) 17.3	(1.5) 2.4	(0.3) 0.3

(注1)上段()の数値は、前年度の数値。

(注2)前年度については、第2期中期目標期間から事業区分が変更となったため、前年度の数値が記入できないものがある。

(1) 青少年の意欲や社会性、規範意識など豊かな人間性を育むための事業

【取組事例】

立山においては、幼児期の自然体験活動プログラムの開発を目的として「やんちゃキッズの大冒険 ～自然の中へ GO！レンジャー～」を実施した。

この事業は、幼稚園や保育園の幼児を対象に登山や森散策などの自然体験活動プログラムを行うキャンプである。事業の実施に当たっては、安心安全を図り指導内容を充実させるため自然体験活動のボランティアと連携して指導者を確保し、教育効果を検証及び普及するため富山市野外教育活動センターと共同開催した。

参加した幼児は、保護者から離れてキャンプ生活をおくる中で、自分自身で荷物の準備をしたり、互いに声をかけあい、協力し合って山に登るなど、次第に自立していく様子が見られ、参加した幼児は徐々に自信をもって行動するようになった。また、参加者アンケートや聞き取りによると、保護者も事業後の幼児の変容を実感しており、自身の子育てについて考える機会につながった。

参加した幼児がなかなかつかず、経験不足から幼児との関わり方が分からないボランティアがいたことから、今後ボランティアの事前研修について見直す必要がある。

(2) 困難を有する青少年を支援する事業

【取組事例】

岩手山においては、困難を有する青少年のための体験活動プログラムの開発を目的として「タートルズキャンプ ～自立支援が必要な子どもたちのチャレンジタイム～」を実施した。

この事業は、虐待等により児童養護施設に入所している子どもたちに集団宿泊体験や自然体験を提供した。事業の企画段階から盛岡市内にある3つの児童養護施設の職員と事前打ち合わせを繰り返し、参加する子どもたちへの指導方法などを共有した。大人への強い不信任や警戒心を持つ子どもたちは、事前の施設訪問、本キャンプの登山や野外炊飯、事後の運動会参加などを通じて、言葉少なくではあるが分からないことを職員に質問したり、ハイキングでは職員と並んで歩いたりするなど、徐々にではあるが自分の殻を打ち破り、懸命に外に出ようとする姿が見られるようになった。引率した児童養護施設職員も、機構職員と話す子どもたちの状況変化に驚きを見せていた。

平成24年度は、盛岡市内の4児童養護施設のうち残る1施設も参加する予定となっている。

今後、参加施設の拡大に向け、新たに学生ボランティアの協力を得るなどのサポート体制を整えていく必要がある。

(3) 青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業

【取組事例】

山口徳地では、小1プロブレムに対応するための体験活動プログラムの開発を目的として、「ファミリーチャレンジキャンプ」を実施した。

この事業は、事前に保護者及び小学校教員から聞き取り調査を実施した結果、自立心の低下、表現力不足、対人関係作りの不安などがあり、家庭の教育力の低下と保護者の不安が課題として挙げられていたため、親子参加型の集団宿泊キャンプを延べ4回実施した。

4回のキャンプを通じて、就学前幼児からは自分で次の活動の準備をしたり、食事の準備・片付けをしたりするなど、親や友だちに頼らず、自分で行動する姿が徐々に現れた。また、保護者の聞き取りからは、自分の子どもの自立する姿に対する驚きや、読み聞かせや食育の必要性・重要性について認識を深めたことが分かった。

今後、子どもたちへのプログラム開発とともに、子育てに関する保護者プログラムの充実を図ることが課題である。

【国際交流事業の実施状況】

- ・ 事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。
- ・ 90%以上の参加者からプラスの評価が得られているか。

【国際交流事業の実施状況】(第4章2.、4-3～5 ページ)

2. 青少年の国際交流の推進

機構においては、青少年及び青少年教育関係者の国際交流を推進し、国内外の青少年の異文化理解の増進とリーダーを養成することを目的として、国際交流事業を実施している。

また、青少年の国際理解や国際的視野の醸成を図り、青少年のボランティアなどの社会参加を促すことを目的として、青少年の招聘、派遣等を通じた国際交流や異文化体験の機会を提供する事業を実施している。

平成23年度の事業数は23事業であり、参加者数は2,268人(対前年度比1,270人増)であった。また、参加者の満足度は99.2%(対前年度比0.6ポイント減)であった。

(1) 日独の青年及び青少年指導者の交流事業

日独の交流事業として、青年を対象とした「日独勤労青年交流事業」や「日独学生青年リーダー交流事業」、青少年指導者を対象とした「日独青少年指導者セミナー」を実施した。平成23年度は日独交流150周年に当たり、「日独青少年指導者セミナー」において記念式典を実施するとともに、「日独学生青年リーダー交流事業」では、皇太子殿下から事業参加者に御接見いただいた。

【取組事例】

「日独青少年指導者セミナー」では、共通テーマを「子ども・若者の力を育む：若い人の力を育てるために青少年教育の果たす役割」とし、2グループに分れて「青少年教育と学校教育の連携」と「困難を抱える青少年への支援」について研究協議、実地見学、意見交換等を実施した。

派遣事業の参加者の中には、帰国後、兵庫県青少年本部の「子どもの冒険ひろば」プレーリーダー研修でセミナー報告を行うなど、学習した成果を積極的に自らの活動に活かしている者もいる。

(2) 日韓青少年交流事業

日韓青少年交流事業として、高校生や大学生を対象に「日韓高校生交流事業」や「海は人をつなぐ(日韓環境交流事業)～南ソウル大との連携から～」を実施した。

【取組事例】

「日韓高校生交流事業」においては、韓国語を第二外国語として学ぶ高校生を韓国に派遣し、日本語を第二外国語として学ぶ韓国の高校生を受

青少年のナショナルセンターとして、海外の青少年及び青少年教育指導者の派遣・受入のプログラムを的確に実施している。また、平成23年度からは、政府が定めた「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)を具現化するため、青少年等の交流・協力を促進しつつ、国際的に活躍できる人材の育成を図るための事業を実施し、ASEAN8カ国との交流を開始したことは評価できる。今後は、海外に派遣した青少年等のフォローアップ方策を検討いただきたい。事業参加者の満足度は99.2%と高い水準を維持している。

入れ、「日韓のパートナーシップの育成」をテーマとし、現地の高校での体験授業や生徒との交流、社会教育施設での交流などを行った。街頭でのインタビューなどにも取り組み、「相手に伝えようと努力すること」、「お互いの共通点を探ること」などが必要との発表があり、「帰国後に体験したことや感じたことを周囲の人たちに伝えたい」との感想が寄せられた。

(3) 東アジア青少年交流事業

東アジア青少年交流事業として、タイ・ミャンマー(妙高)、フィリピン・ベトナム(江田島)、インドネシア・シンガポール(乗鞍)、マレーシア・カンボジア(諫早)のアセアン8カ国を対象に4施設で「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」を実施した。さらに、スリランカ(沖縄)、マレーシア(淡路)、タイ(中央、夜須高原、阿蘇)との交流事業も実施した。

【取組事例】

「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」においては、教育施設を拠点として、地域の特性を生かした自然体験、文化体験、日本の青少年との交流体験を通して、アセアン諸国の中学生に対して日本への理解の増進を行うとともに、日本の青少年に対しては国際的視野の醸成や次世代リーダーの養成を図ることを目的として実施した。事業終了後、日本の参加者の中には、生徒会長として学校でのリーダー的役割を果たしている生徒もいる。

(4) その他の交流事業

上記以外に、「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」や「日中韓子ども童話交流事業」、「世界の仲間とゆく年くる年」など、多くの国々の青少年を対象とした事業を実施した。

【取組事例】

「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」においては、太平洋諸島の子どもたちとの相互交流を通じて、自然、科学技術、異文化体験等の体験活動を行い、子どもたちに自然のすばらしさ、共存することの大切さを学ぶ機会を提供することを目的に実施した。

太平洋諸島(マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、パラオ共和国)の小学校5年生から中学校2年生までの子ども60人を、平成23年6月19日から6月30日の日程で招聘し、日本の子ども48人を7月25日から8月3日の日程でマーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦チューク州、パラオ共和国に派遣し、自然体験活動や子どもたちとの交流を実施した。

アンケート調査では、様々な体験や活動についての満足度は、受入参

加者の 95.0%、派遣参加者の 100.0%から高い評価を得た。また、参加者から、受入では「山で見た雪に本当に感動した」、「伝えきれないほどの多くのことを日本で学び、経験した」、派遣では「環境問題は地球全体の問題なので、みんなで協力しないと環境は守れないと思った」など環境保護に対する感想が寄せられた。

「世界の仲間とゆく年くる年～体験日本のお正月～」においては、年末年始を日本で迎える留学生と日本の大学生等を対象に、日本の年末年始の行事や文化に触れ、日本文化への理解を深め、楽しみながら異文化交流を行うことを目的とし、第 2 回目となる今年度の参加者は、日本を含め 19 か国・地域から 291 名、スタッフは機構職員や学生・社会人のボランティア 84 名の総勢 375 名であった。

北海道から沖縄まで全国の大学や専修学校、高校から参加があり、「教科書や学校では体験できない日本文化を体験できた」、「困難を乗り越えて最高のチームになれた」などの感想が寄せられ、国境と言葉を越えたコミュニケーションが展開された。

(1) 日独の青少年及び青少年指導者の交流事業

交 流 先	事業数	参加者数	派遣・受入の別	新規・継続の別
ドイツ連邦共和国	8	102	派遣・受入	継続(8)

(2) 日韓青少年交流事業

交 流 先	事業数	参加者数	派遣・受入の別	新規・継続の別
大韓民国	4	149	派遣・受入	継続(4)

(3) 東アジア青少年交流事業

交 流 先	事業数	参加者数	派遣・受入の別	新規・継続の別
シンガポール共和国	1	6	受入	新規(1)
フィリピン共和国	1	7	受入	新規(1)
タイ王国	2	73	受入	継続(1)、新規(1)
ミャンマー連邦	1	7	受入	新規(1)
ベトナム社会主義共和国	1	7	受入	新規(1)
マレーシア	2	27	受入	新規(2)
カンボジア王国	1	8	受入	新規(1)
インドネシア共和国	1	7	受入	新規(1)
スリランカ民主社会主義共和国	1	20	受入	新規(1)

(4)その他の交流事業

交 流 先	事業数	参加者数	派遣・受入の別	新規・継続の別
パラオ共和国	2	31	派遣・受入	継続(2)
ミクロネシア連邦	2	66	派遣・受入	継続(2)
マーシャル諸島共和国	2	31	派遣・受入	継続(2)
中華人民共和国	1	99	派遣	継続(1)
在日の留学生	4	462		継続(4)
合 計 人 数		1,102		

(注1)外国の青少年が来日した時の日本人参加者:1,166人

(注2)1事業で複数の交流先があるため、交流先に応じて事業数を計上。

(注3)「新規・継続の別」欄の()内の数字は、事業数。

【指導者養成・研修事業の実施状況】

- ・ 事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。
- ・ 90%以上の参加者からプラスの評価が得られているか。

【指導者養成・研修事業の実施状況】(第4章3.、4-5~7ページ、表4-4)

3. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上(表4-4 参照)

安心安全な青少年の体験活動の充実のため、公立青少年教育施設職員や青少年団体の指導者、学校教職員、その他青少年教育関係者等を対象とした指導者養成及び指導力等の資質能力の向上を目的とした養成・研修事業を企画し、実施した。事業数は133事業、参加者数は7,334人(前年度比3,546人増)であり、満足度は99.3%であった。

青少年教育指導者の養成事業、教員免許状更新講習を的確に実施するとともに、青少年教育施設で活動している指導者を対象とした安全指導や実技指導等にも取り組んでおり、評価できる。また、参加者からは、99.3%と高い評価を得ている。

表4-4 青少年教育指導者等の研修事業一覧表

事業項目及び区分	事業数	参加者数(人)	参加者の満足度(%)			
			満足	やや満足	やや不満	不満
①青少年の体験活動に関わる指導者等の養成事業	69	3,786	79.5	19.8	0.6	0.1
②青少年の体験活動に関わる指導者等の研修事業	62	3,366	77.4	21.9	0.7	0
③体験活動安全管理講習	1	117	64	32	4	0
④青少年教育施設職員基本実技研修会	1	65	98	2	0	0
計	133	7,334	78.4	20.9	0.6	0.1

(1)青少年教育指導者等の養成研修事業

青少年教育を推進し体験活動の指導力の向上を図るため、教育施設で活動するボランティアや学生等を対象に、文部科学省受託事業「自然体験活動指導者養成事業」やボランティアを養成する養成事業、「教員免許状更

特に、「青少年教育施設職員基本実技研修」については、各青少年教育施設職員にとって、「体験活動」の重要性を再認する良い機会となっている。施設職員の質の向上を図る観点から、今後も継続的に取り組んでいただきたい。

新講習」やボランティア等の資質能力の向上を図る研修事業を実施するとともに、安心安全な体験活動を実施するため、国公立青少年教育施設職員や民間の指導者等を対象に「体験活動安全管理講習」を企画し、実施した。

① 指導者等の養成事業

平成 23 年度は、文部科学省から受託した「自然体験活動指導者養成事業」など 69 事業を実施し、3,786 人が参加した。

「自然体験活動指導者養成事業」は、平成 20 年 3 月に改訂された小学校の学習指導要領において、自然体験活動などの体験活動が充実されたことを踏まえ、文部科学省の委託事業として、平成 20 年度より実施しているものである。

機構においては当初から全教育施設で実施しており、学校や青少年教育施設で活動しているボランティアや関係者、民間事業者、地域で活動するボランティア等を対象に、自然体験活動の企画・指導に当たる指導者を養成している。

平成 23 年度の養成人数は、1,992 人(対前年度比 328 人増)であり、平成 20 年度からの累積は、5,579 人である。

なお、養成された指導者については、本部から都道府県教育委員会に指導者名簿を提供して活用を依頼するとともに、各教育施設では利用団体等に提示し活用を図っている。

② 指導者等の研修事業

平成 23 年度は、教員免許状更新講習など 62 事業を実施し、3,366 人が参加した。

教員免許状更新講習は、平成 19 年 6 月の教育職員免許法の改正を受け、平成 20 年度より「必修領域 12 時間」及び「選択領域 18 時間」を合わせて 30 時間以上で実施されている。また、平成 20 年 3 月に改訂された小・中学校の学習指導要領や平成 21 年 3 月に改訂された高等学校の学習指導要領においては、自然体験活動や集団宿泊活動(小学校)、職場体験活動(中学校)、社会奉仕体験活動や就業体験活動(高等学校)等の体験活動が明示された。

機構は、小・中学校や高等学校等に集団宿泊活動の場として様々な体験活動の場や機会を提供し、体験活動の指導に関する豊富なノウハウを有していることから、教員の体験活動の指導力の向上を目的として、平成 20 年度の試行実施当初から、大学や教育委員会等と連携

し、選択領域 18 時間の「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」を宿泊型で実施している。

主な講習内容は、体験活動の意義、体験活動と学習指導要領の関わり、体験活動の実際と安全管理などである。

平成 23 年度は、23 教育施設 34 講座を開設し、1,142 人(前年度比 607 人増)が受講修了した。

③ 体験活動安全管理講習

子どもたちの体験活動を直接指導する指導者等の安全管理意識・能力及び指導力、救助技術の向上を目的として、国公立青少年教育施設職員、教育委員会担当者、民間事業者等を対象として、体験活動安全管理講習(山系活動編、水辺系活動編)を実施した。主な講習内容は、事故事例研究、事故の法的責任、体験活動における指導と安全管理の実際などである。

平成 23 年度は、山系活動編研修は信州高遠を会場に 80 人、水辺系活動編研修は若狭湾を会場に 37 人が参加した。

参加者からは、「研修現場に則した安全管理の講話を充実して欲しい」、「座学より実習中心の講座が良い」などの意見があり、今後は、これらの意見も踏まえ、改善・充実に努めていきたい。

なお、参加者には、安全意識を広げるため勤務している施設や組織などでの伝達講習や、講習内容についての研修会の開催を要請した。

④ 青少年教育施設職員基本実技研修会

青少年の体験活動の充実を図り、安心安全な体験活動の場と機会を提供する青少年教育施設職員の体験活動に関する基本的な技術である指導力やプログラム企画力等の向上を目的として、国公立青少年教育施設職員、青少年教育関係者を対象として、「青少年教育施設職員基本実技研修会～基本忘れるべからず！」を実施した。主な研修内容は、ラジオ体操の指導法、野外炊事の実際、レクリエーションの基本と技能、活動プログラムデザインなどである。

平成 23 年度は、センター会場に 31 人、室戸会場に 34 人が参加し、参加者からは「実践に役立つ実技や知識を学ぶことができた」、「(自らの指導方法に曖昧な部分があり)改めて自ら体験することの重要さがわかった」などの感想が寄せられた。

(2) 新たな自然体験活動指導者養成制度の構築に向けての取組

近年、子どもの体験活動が減少し、社会性やコミュニケーション力が不足するなど、子どもの成長に様々な課題が顕在化してきていることから、子どもの体験の場や機会の充実が求められている。

子どもたちに安心安全な体験活動を展開していくためには、各地に一定の知識・技術を備えた指導者を配置する必要がある。このため、平成23年度は、「自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究」に取り組み、NPO 法人自然体験活動推進協議会(CONE)と連携して作業部会を設置し、自然体験活動指導者養成認定制度及びナショナルスタンダードとなる養成カリキュラムの検討を行い、試案作成に着手した。この成果を活かし、平成24年度から試行事業を行うこととしている。

【普及啓発事業の実施状況】

- ・ 事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。

【普及啓発事業の実施状況】(第4章4.、4-7~10 ページ)

4. 青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発

青少年や保護者に様々な体験活動の機会と場を多く提供し、体験活動の重要性について関係機関等を通じて広く普及するとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を目的として、民間団体と連携して「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動など様々な体験活動等の普及・啓発事業を実施した。

(1) 「体験の風をおこそう」運動の取組

「体験の風をおこそう」運動とは、近年、社会が豊かで便利になる中で、子どもたちの自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少している状況を踏まえ、子どもたちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、様々な体験の機会や場の拡充など体験活動の推進について社会的機運の醸成を図る運動である。機構においては、平成22年から青少年育成に関わる複数の団体と連携して、「体験の風をおこそう運動推進委員会」を立ち上げ、同運動の推進に努めている。

① 体験の風をおこそう推進月間関連事業

同委員会では、子どもたちの体験の機会と場を広く提供するとともに、子どもの頃の体験の重要性を普及啓発するため、10月を「体験の風をおこそう推進月間」と定め、「体験の風をおこそう」運動に賛同して実施する事業の募集に尽力している。

平成23年度に推進月間関連事業として実施した団体は、188団体(249

青少年の体験活動の重要性については、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」運動などの様々な取組を実施し、それぞれ多方面で反響を受けているところであり、評価できる。

体験の風をおこそうフォーラムについては、周知期間が十分でなく昨年度より参加者数の減少が見られる等の課題があったが、今後はテーマや参加対象者の明確化を図るとともに、体験活動の裾野を広げるよう取り組んでいただきたい。また、国立オリンピック記念青少年総合センターでは、都市型青少年教育施設の利点を活かし、青年を対象とした様々な事業等に取り組んでいただきたい。

事業、参加者 110,050 人)であり、前年度(122 団体、174 事業、参加者 40,150 人)と比較すると、66 団体(75 事業、参加者 69,900 人)増加した。

② 子ども体験遊びリンピック

体験の風をおこそう推進月間に行われる事業のうち、特に競技性のある体験活動を種目して実施する事業を「子ども体験遊びリンピック」と呼んでおり、平成 23 年度は 149 団体(189 事業、参加者 30,719 人)であり、前年度(99 団体、107 事業、参加者 24,330 人)と比較すると 50 団体(82 事業、参加者 6,389 人)増加した。

③ 体験の風をおこそうフォーラム

青少年教育指導者、保護者に対して、体験の重要性を普及啓発するため、「体験の風をおこそうフォーラム」を 10 月にセンターで開催し、139 名が参加した。フォーラムでは、小林誠氏(高エネルギー加速器研究機構特別栄誉教授)の基調講演のほか、「子どもの頃の体験の重要性と体験の機会の提供」をテーマとした研究発表・パネルディスカッションを行った。

終了後のアンケートでは、「内容がよく理解できた」、「体験活動の根拠として興味深かった」との回答があり、内容については概ね良い評価が得られたが、参加者数が前年度に比べ 119 名減少した。これは、参加者募集期間が 1 か月程度であり開催案内が十分でなかったことなどが課題として考えられる。平成 24 年度は、これらの課題を改善するとともに、テーマや参加対象者を明確化し、対象者の意識が高揚するような内容を検討するなど改善を図りたい。

④ 青少年体験活動フォーラム

文部科学省委託事業として、全国 6 か所(日高、磐梯、妙高、室戸、三瓶、沖縄)で実施し、参加者は合計で 748 人だった。

山口徳地では、「～公と民の力を合わせた新しい学び(体験活動)の場づくりを～」をテーマに、NPO 法人トイボックス代表理事の白井智子氏(内閣府「新しい公共」推進会議委員)による特別講演、文部科学省担当者や教育施設所長によるレクチャーや、4 つのテーマによるワークショップ等を実施し、NPO 団体、子ども会、青少年教育施設職員、教員、大学生ら 110 人が参加した。

⑤ 防災・体験活動キッズフェスタ ～災害に役立つ体験活動～

センターでは、震災を受け、日頃から防災を意識するとともに、正しい防災に関する知識を親子で学習するイベントを6月4日に実施した。渋谷消防署の協力のもと、消火器による消火体験やはしご車、起震車の体験を実施した。また、煙体験では部屋に煙を充満させるため、視界の悪い中を低い姿勢で壁伝いに出口まで歩くなど、日常生活の中では経験することができない貴重な体験を提供した。さらに、防災グッズの紹介や非常食の試食会等を実施し、350人が参加した。

⑥ 第2回秋のキッズフェスタ

体験の風をおこそう運動の中心事業として、センターを会場に、企画段階から民間15団体と連携・協力して、子どもとその家族を対象に競技性のある体験活動、様々な遊びや活動、ダンスやあや取りなどを実施するとともに、動物ふれあいコーナーなどを設置し、子どもや保護者合わせて約1,100人が参加した。

⑦ キッズフェスタクラブ

平成23年度より、秋のキッズフェスタに参加した子どもや保護者からの要望を受け、毎月第4土曜日にセンターを会場として、代々木の森で体験活動を行うことをテーマに「焼き芋大会」や「凧づくり・凧揚げ大会」、「俳句づくり」など、特に専門の講師等に依頼せず、子どもと保護者が相談し、教え合いながら一緒に様々な活動を実施した。クラブには、50家族137名が登録した。なお、平成24年度事前申込では、154家族423名が登録した。

⑧ 全国青少年書き初め大会

書を学ぶ全国の高校生や大学生の交流の機会とするとともに、書の文化や伝統の理解を深め尊重する態度を養うことを目的として実施した。全国1都2府14県、46高校19大学から472人が参加し、優秀作品には文部科学大臣賞、NHK会長賞、国立青少年教育振興機構理事長賞などを授与した。また、実施準備及び大会運営には、日頃書道を学ぶ5大学44人の学生が参画した。

⑨ 普及啓発の取組

「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」(項目別-41 参照)、「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」(項目別-43 参照)から得られた成果をもとにチラシ・ポスターを作成し、青少年教育関係者等を対象とした会議・研修会をはじめ、都道府県教育委員会等に配布した(チラシ:約 72,000 部、ポスター:約 2,400 部)。

また、政府インターネットテレビにおいて「体験の風をおこそう」運動の普及啓発番組を制作・放映し、教育施設においてもその活用を図った。同番組は、政府インターネットテレビ上の「この番組のアンケート」の集計で満足度 5 点満点となっている(平成 23 年度末現在)。

大洲では、利用者向けの情報提供用のモニターで同番組の映像を流し、「体験の風をおこそう」運動の普及に努めた。

(2)「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組

青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と協力し、以下の事業を実施した。

① 「早寝早起き朝ごはん」でエコ生活キャンペーン」

震災に伴う社会状況を踏まえ、省エネ生活の視点を含めた「早寝早起き朝ごはん」運動を展開するため、「早寝早起き朝ごはん」でエコ生活を」キャンペーンを実施した。チラシ 130,000 部、ポスター 5,000 部、のぼり旗 600 部作成し、PTA の全国大会やブロック大会、各都道府県教育委員会、学校等を通じて各家庭に配布した。

② 「早寝早起き朝ごはん」キャラバン隊

子どもの基本的な生活習慣の定着と重要性を普及するため、普及啓発活動を行うボランティアを養成し、寸劇、紙芝居、クイズ等の手法を使い、全国の幼稚園、小学校、地域のイベント等 10 箇所を訪問し、1,630 人に対して普及啓発を行った。

③ 「早寝早起き朝ごはん」フォーラム

「早寝早起き朝ごはん」を地域や家庭で推進するに当たり、エコ生活や子育てといった家庭に即したテーマで基調講演、シンポジウム等を行い、平成 23 年 7 月 26 日及び平成 24 年 3 月 17 日に「早寝早起き朝ごはん」フォーラムを実施し、保護者、関係団体等 348 名が参加した。

④ 「早寝早起き朝ごはんガイド(幼児指导向き)」の作成

「早寝早起き朝ごはん」の重要性について、親子で楽しく学べる幼児向け指導資料(ガイド)を作成した。このガイドでは、科学的根拠に基づいた説明やすぐに実践できる朝ごはんレシピ、幼児の運動・遊びなど、幼児教育の専門家や医師等に執筆いただき、「わかりやすく」かつ「ためになる」よう工夫して作成した。また、冊子の中央を切り離すことができ、「大人向け資料」と「子ども用絵本」として活用でき、いつでもガイドを活用できるよう持ち運びに便利なコンパクトサイズにした。

(3) 第 33 回少年の主張全国大会

全国 47 都道府県から選抜推薦された代表を 5 ブロックに分けて審査して選ばれた中学生 12 人が、平成 23 年 11 月 13 日(日)にセンターにおいて秋篠宮妃紀子殿下ご臨席の下、日頃考えていることを自分自身の言葉で発表する場として実施した。

本事業には全国の中学生の 14.6%に当たる 52 万人を超える応募があり、また、都道府県大会で約 18,700 人(都道府県大会前の地区大会等は含まない。)及び全国大会で 436 人の視聴者があり、多くの中学生や関係者の参加を得ることができた。

視聴者のアンケート調査では、「少年の主張は中学生の健全育成に役立つと思った」(95.4%)、「来年度以降も少年の主張は開催すべきである」(98.6%)との意見があった。また、内閣総理大臣賞作品「震災を乗り越えて」の内容に感銘し、キリンビール株式会社が社員対象のポータルサイトにその内容を掲載するなど、対外的にも高い評価を得た。

(4) 読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するため、「子どもの読書活動推進フォーラム」や「わくわく子ども読書キャンプ」、「親子で楽しむ読書と体験の連携事業」などを実施した。

【取組事例】(わくわく子ども読書キャンプ)

子どもたちが「読む・書く・聞く・話す」という総合的な「言葉の力」を身につけ、読書の重要性の理解を深めるために、平成 23 年 7 月 30 日(土)から 8 月 1 日(月)までの 2 泊 3 日で「わくわく子ども読書キャンプ」を本部・センターで開催した。全国より小学校 4 年生から 6 年生の子ども 96 人が参加し、合宿形式で寝食を共にしながら、読み聞かせ、講演、班別のワークショップ等を実施した。

事業の最後には、各班で協力してワークショップのテーマ「私たちの夢の本屋さん」について発表することができ、参加者のアンケート調査では100%と高い満足度の評価を得た。また、参加した子どもたちが薦める「おすすめの一冊」とワークショップでの発表内容をまとめた報告書を全国の図書館に配布した。

【東日本大震災関連事業の実施状況】

- ・ 事業が的確に実施されているか。

【東日本大震災関連事業の実施状況】(第3章、3-1~4 ページ、表 3-1~4)「東日本大震災における取組」

平成 23 年 3 月 11 日に発生した震災に対して、機構は宿泊施設等の提供や活動プログラムの提供等による支援を展開した。震災発生から平成 23 年度における取組は、以下のとおりである。

1. 宿泊施設等の提供による支援

(1)被災者等の受入

- ① 被災者の受入(表 3-1 参照)の要請に基づき、延べ 55,640 人の被災者を受け入れた。

上記 4 教育施設では、非日常の環境において、被災者の方々が安心して避難生活を送ることができるよう、生活時間の設定、自治組織の構築、館内清掃等環境整備の分担等の生活面のサポートをはじめ、様々な活動プログラムの提供など、被災者の方々の近くに寄り添い最大限の支援を実施した。

妙高では、妙高市の他施設に避難されていた被災者の方が、妙高での避難生活を希望し入所されたり、磐梯では、二次避難先の民間宿泊施設に移られた後、磐梯での生活を懐かしみ、遊びに来所されたり、再び入所された例があった。

震災直後から、自治体等の要請に基づき、延べ 55,640 人の被災者を受け入れるとともに、青少年教育施設の人的資源を活かした、生活面のサポートを行ったことなどについては、高く評価する。

今後は、この東日本大震災で取り組んだ内容等を整理し、得られた知見・ノウハウを各国立青少年教育施設で共有するよう取り組んでいただきたい。

平成 23 年 7~8 月に実施した「リフレッシュ・キャンプ」は、新聞・ネットニュース等、多くのメディアで取り上げられるとともに、併せて実施したアンケート調査では、キャンプ参加後に子どもたちの意欲が向上することが明らかになったとの具体的な成果を上げたことは、高く評価できる。

「リフレッシュ・キャンプ」の成果を踏まえ、「リフレッシュ・キャンプ(オータム)」「リフレッシュ・キャンプ(ウインター)」「リフレッシュ・キャンプ(スプリング)」のように継続的に取り組んでいることは、青少年教育のナショナルセンターとして、国の喫緊の課題に対応した取組として評価できる。

今後は、キャンプ参加者の実態等も勘案の上、よりの確かつ効果的な事業実施に取り組んでいただきたい。

表 3-1 関係自治体からの要請に基づく被災者の受入状況

教育施設名	受入期間	1日当たり最大受入人数	延べ受入人数
磐梯 (福島県猪苗代町)	3月13日 ～8月31日	403人	22,626人
花山 (宮城県栗原市)	4月3日 ～9月13日	23人	2,137人
那須甲子 (福島県西郷村)	3月13日 ～8月26日	623人	21,828人
妙高 (新潟県妙高市)	3月24日 ～9月1日	176人	9,049人
計			55,640人

② 自主避難者の受入

能登(石川県羽咋市)、乗鞍(岐阜県高山市)、阿蘇(熊本県阿蘇市)、沖縄(沖縄県渡嘉敷村)、曾爾(奈良県曾爾村)、夜須高原(福岡県筑前町)、大隅(鹿児島県鹿屋市)の7教育施設において、延べ527人の自主避難者を受け入れた。

(2) 自衛隊の受入

岩手山においては、自衛隊からの要請に基づき、被災地支援に要する燃料補給や隊員の休息基地として対応し、3月19日から5月21日(5月22日撤退)までの間に、1日当たり最大1,090人、延べ25,927人の自衛隊員を受け入れた。

(3) 帰宅困難者等の受入(表 3-2 参照)

センターにおいては、震災発生当初に生じた都心部の帰宅困難者延べ705人を受け入れるとともに、福島県からの人工透析患者やスタッフ460人を受け入れた。

表 3-2 帰宅困難者等の受入

区分	受入期間	受入人数
帰宅困難者の受入	3月11日～23日	延べ705人
人工透析患者・スタッフの受入	3月17日～22日	358人
	3月22日～24日	102人

(4) 首都圏で就職活動を行う被災地の学生・生徒の受入

センターにおいては、首都圏で就職活動を行う被災地の学生・生徒に対し、宿泊施設を無償で提供し、平成 23 年 4 月 28 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に、延べ 3,638 人を受け入れた。(平成 25 年 3 月末まで継続的に実施)

(5) 被災地で活動するボランティアの活動拠点の提供

花山においては、被災地で活動するボランティア団体との連携により、ボランティアの休息拠点として対応するとともに、4 月 25 日から 26 日にボランティア団体が主催する「災害救助活動のためのリーダー研修会」が開催され、その会場として施設を提供した。

また、岩手山、磐梯及び妙高においては、被災地で活動する大学生のボランティア等に、宿泊施設等を提供した。

(6) その他

センターにおいては、大相撲の技量審査場所に招待された被災者の方々に宿泊施設を無償で提供し、5 月 8 日から 9 日、15 日から 16 日及び 22 日から 23 日の 3 回の日程で、延べ 1,076 人を受け入れた。

2. 活動プログラムの提供等による支援

(1) 被災者に対する活動プログラムの提供による支援

磐梯、那須甲子においては、施設に避難されている被災者の方々に対して、ボランティア団体等と連携し、レクリエーション交流会、絵本と音楽の楽しいお話し会、火起こし体験・土偶作り、うどん打ち、ミニコンサートなど、様々な活動プログラムを提供した。

この他、両施設においては、被災者の方々に対して、全国ラジオ体操連盟と連携し、朝のつどいの際にラジオ体操の指導を実施し、両施設で計 144 人が参加した。

(2) 職員の派遣

機構においては、被災者を受け入れている那須甲子の避難所の運営支援要員として、3 人の本部職員を派遣した(平成 23 年 3 月 17 日～26 日:2 名、3 月 26 日～4 月 3 日:1 名)。

また、岩手山においては、岩手県宮古市社会福祉協議会からの要請に基づき、宮古市の避難所の運営支援要員として、4 月 22 日から 5 月 26 日

まで2人ずつ交代で職員を派遣した。

さらに、磐梯と那須甲子においては、福島県いわき市小名浜地区災害ボランティアセンターからの要請に基づき、5月30日から6月28日まで両施設各2人ずつ交代で職員を同センターに派遣し、避難所の運営支援や復旧作業に協力した。

(3)リフレッシュ・キャンプ等の実施

①「リフレッシュ・キャンプ」の実施(表3-3参照)

機構においては、文部科学省とともに、磐梯及び那須甲子において、福島県の児童生徒の心身の健康やリフレッシュを図るため、福島県内の小中学生等を対象にした「リフレッシュ・キャンプ」(3泊4日)を7月21日から8月31日の間に計18回実施し、3,823人が参加した。「リフレッシュ・キャンプ」の開催情報及び実施中の様子は、新聞、ネットニュース等複数のメディアで報道された。なお、本事業については、コカ・コーラから、リフレッシュ・キャンプに参加する子どもたち等に対し、帽子、Tシャツ、飲料水を提供いただき実施した。

表3-3 リフレッシュ・キャンプにおける基本プログラム

区分	午前	午後	夜
1日目		仲間作りレクリエーション	創作活動
2日目	トップアスリートと遊ぼう	ハイキング	自主活動
3日目	うどん打ち	屋内プールでの水泳・水遊び	キャンプファイヤー
4日目	スポーツ大会		

(注)小学1～3年生対象プログラム、小学4～6年生対象プログラム、中学生対象プログラム、就学前の子ども及び小学2年生までの児童とその保護者対象プログラムでは、プログラム順や内容等を変更・工夫して実施。

その後、「リフレッシュ・キャンプ」の成果を踏まえ、岩手山、磐梯、花山、那須甲子の4施設において、岩手県・宮城県・福島県の子ども等を対象として、9月から11月にかけて「リフレッシュ・キャンプ(オータム)」を実施し、28事業に1,917人が参加した。

また、上記4施設と妙高及びセンターにおいて、被災地の子ども及び福島県外に避難している子ども等を対象として、12月から2月にかけて

「リフレッシュ・キャンプ(ウインター)」を実施し、18 事業に 1,636 人が参加した。なお、本事業については、公益社団法人日本フィランソロピー協会の協力のもと、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.から寄付金をいただくとともに、クレヨンハウス&子どもの文化普及協会共同事業 HUG&READ プロジェクトから絵本を提供いただき実施した。

さらに、岩手山、磐梯、花山、那須甲子において、岩手県・宮城県・福島県の子ども等を対象として、平成 24 年 3 月から 5 月にかけて「リフレッシュ・キャンプ(スプリング)」を実施し、12 事業に 1,774 人が参加した。

なお、リフレッシュ・キャンプ全体では、6 教育施設で 76 事業を実施し、9,150 人が参加した。

表 3-4 リフレッシュ・キャンプの実施状況

区 分	実施施設名	事業数	参加者数
リフレッシュ・キャンプ	磐梯、那須甲子	18	3,823 人
リフレッシュ・キャンプ(オータム)	岩手山、磐梯、花山、那須甲子	28	1,917 人
リフレッシュ・キャンプ(ウインター)	岩手山、磐梯、花山、那須甲子、妙高、センター	18	1,636 人
リフレッシュ・キャンプ(スプリング)	岩手山、磐梯、花山、那須甲子	12	1,774 人
合 計		76	9,150 人

(注)リフレッシュ・キャンプの 18 回は 18 事業として記載した。

② その他

中央においては、福島県の中学生と御殿場市の中学生、南三陸町の小学生と御殿場市等の小学生が富士山登山に挑戦するなどの「Jr. チャレンジ！富士登山～福島と御殿場の中学生の夏の挑戦～」(8 月 1 日～5 日、37 人参加、満足度 97%)、「南三陸町の子どもたちとのサマーキャンプ～今年の夏、生涯の友達をつくる～」(8 月 17 日～23 日、40 人参加、満足度 95%)を実施した。本事業においても事業後にアンケート調査を実施し、「自分の意見をはっきりと言えるようになった」、「自分から進んで何でもやるようになった」など、意欲が向上したことなどが明らかになった。

また、江田島においては、宮城県立気仙沼高等学校の生徒と広島県の高等学校の生徒との交流事業を実施した。

(4)「東日本大震災緊急青年ボランティアミーティング」等の開催

機構においては、民間団体と連携し、ボランティアコーディネーター研修を実施するとともに、被災地等で活動するボランティア団体の方々から正確な情報を得て、復興のために一人ひとりの青年が今自分でできることを考え、行動する意識を高めることを目的として、震災ボランティアに関心のある学生や青年を対象に「緊急青年ボランティアミーティング」や「震災ボランティアフォローミーティング」等を4回開催し、計688人が参加した。

また、山口徳地においては、被災地で活動したボランティアの実体験を聞き、意見交換等を行う「災害ボランティア活動の実際」を開催し、31人が参加した。

(5)「防災・体験活動キッズフェスタ ～災害に役立つ体験活動～」の開催

センターにおいては、渋谷消防署等の協力のもと、子どもとその家族が体験を通して防災に関する知識を学習するイベントを開催し、約350人が参加した。

(6)高校生による全国防災ミーティングの開催

淡路においては、防災意識の更なる向上を図るため、阪神淡路大震災を経験し、日本で唯一の環境防災科が設置されている兵庫県立舞子高等学校などが中心となり、震災の被災地となった東北地方や防災教育に力を入れている学校に参加を呼びかけ、高校生が自ら企画・運営する全国防災ミーティングを開催した。児童生徒130人が参加し、防災をテーマとした話し合いを行い、その成果を「世界防災宣言」として取りまとめて発表した。また、本事業は、ドイツのベルリン日独センターが行った日本支援のための義援金を活用し、実施した。

S 評定の根拠(A 評定との違い)

東日本大震災における国立青少年教育振興機構の取り組み、特に東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、生活環境の変化による精神的ストレスを抱えている子どもたちに対して「リフレッシュ・キャンプ」を実施し、その結果、3,823人にも及ぶ参加者のうち、約96%から「楽しかった」という評価と精神的ストレスを解消の方向へ導いたことは高く評価でき、S 評定とする。

【定量的根拠】

東日本大震災直後、自治体等からの要請に基づき、約56,000名の被災者を受け入れたほか、自衛隊の休息地や帰宅困難者の受入れ、また、被災地で活動するボランティアの活動拠点として施設を提供して対応を行ったが、中でも、震災の影響で外遊びができないなどの生活環境の変化により、精神的ストレスを抱えた福島県の子どもたちを対象に、福島県に所在する国立磐梯青少年交流の家、国立那須甲子青少年自然の家において、3泊4日の「リフレッシュ・キャンプ」を計18回行った。

通常の教育事業においては、目的に応じて参加対象年齢が絞られ、事業規模も数十名程度のものが多い中、「リフレッシュ・キャンプ」はできるだけ多くの子どもたちが参加できるように配慮し、参加対象は小学校1年生から中学校3年生まで、参加総数は3,823名となった。(※応募総数は2万件以上)

また、事業の企画から実施まで、短い準備期間であったが、延べ353名のボランティアと全国の国立青少年教育施設の応援職員等141名で対応。今まで培ってきた事業のノウハウと職員の持つ経験を結集しての取組となった。

これだけ年齢差のある集団生活は、運営面で様々な対応が求められるため、実施期間中は、夜遅くまでミーティングを繰り返し行い、プログラム内容や健康面、また問題点等を共有し、3泊4日という期間において、子どもたちが心身の健康やリフレッシュを図るという目的達成のために最善を尽くした。

その結果、参加者のアンケートにおいて、96%の参加者から「楽しかった」との回答を得た。

楽しかった主な原因は「プール」や「キャンプファイヤー」「ハイキング」等、いずれも体を動かす内容のものが上位を占め、震災後、外遊びが思うようにできない子どもたちのニーズに応える形となった。

また、「楽しい」というアンケート結果だけでなく、「無気力、愛他性、うつ反応、精神的混乱、不安反応」など震災後、子どもたちの中で蓄積されていたストレスの要因となるものについても事前事後にアンケート調査を行い、子どもたちの心の変化についても分析を行うなど、事業の成果についてしっかりと検証していること、さらにその検証の結果、子どもたちの精神面においても著しい改善が図られたことは評価できる。

加えて、その後同様の事業を継続して実施していることを特記したい。

【定性的根拠】

この一連の取組は、多くのメディアで取り上げられ、保護者や学校、地元自治体等のニーズに応えた結果となり、ソフト・ハードの両側面から災害時にも対応できること、また、集団生活を通じた体験活動が被災した子どもたちにとっても、いかに効果的であったかということを示すことができた。

これは、日頃から青少年教育のナショナルセンターとして、喫緊の課題に取り組み、研修を繰り返し行うなど職員の資質向上を図るとともに、それに必要な指導者やボランティアを養成している成果が、今回の東日本大震災の後においても、迅速かつ的確に対応できたという結果に繋がったものであり、高く評価できる。

【(中項目)1-2】

青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

青少年及び青少年教育指導者等の多様で主体的・効果的な学習活動を促進するため、広く学習の場や機会、情報を提供し、指導・助言等の教育的支援を行うとともに、毎年度平均80%以上の利用団体からプラスの評価が得られるよう、研修目的達成に向けた教育機能の充実を図る。

(1)研修利用の促進

青少年及び青少年教育指導者等の利用の促進を図るため、新規の利用団体の受入れに必要な方策を講じ、利用団体数を増加させる。このような取り組みにより、毎年度、青少年人口(0~29歳)の1割程度の研修利用者を確保する。

(2)研修に対する支援の推進

青少年及び青少年教育指導者等が各施設を利用して行う研修に対し、以下のように、研修目的を達成するために必要な指導・助言等を行う。

- ① 利用団体の研修目的に応じ、より効果的に研修を実施できるよう、研修計画の作成・実施に対する教育的な狙いを踏まえた指導・助言等を行う。
- ② 利用者のニーズや施設の立地条件等を活かした教育的な観点に立った活動プログラムの開発を行い、その内容を充実する。特に、学校教育との緊密な連携の観点から、新学習指導要領の各教科などの目標・内容等に沿ったプログラムの開発・提供等に取り組む。

H23

H24

H25

H26

A

実績報告書等 参照箇所

業務実績報告書 第5章

【インプット指標】

(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27
決算額(百万円)	126				
従事人員数(人)	66				

注1)決算額については、当該事業において旅費・謝金や消耗品等の購入にかかった経費であり、人件費等の一般管理費は含まない。

注2)従事人員数については、1人が複数の事業(教育事業、研修支援事業等)を担当しているため、決算額により按分を行った。

評価基準

実績

分析・評価

【研修利用の促進状況】

- ・ 利用団体数の増減の原因を分析し、利用団体数増加に向けた取り組みは適切に行われているか。
- ・ 利用団体数は増加しているか。

【研修利用の促進状況】(第5章1. ~2.、5-1~6ページ、表5-1~6)

「研修に対する支援の実施状況」
 機構においては、青少年及び青少年教育指導者等の利用団体に対して、学習目的に応じた主体的・効果的な様々な体験活動の場と機会及び情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムの提案など積極的な相談及び学習指導を行っている。

東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故の影響により、利用取り消しや計画停電の実施等、正常な施設運営ができない中であって、例年と同様の利用団体数を確保したことは、評価できる。

また、本部から教育施設に対して、年度計画を踏まえ事業の指針となる「事業方針」などを示し、教育機能の充実を図るとともに安心安全な教育環境の整備に努めている。

表 5-1 研修支援の利用状況

区 分	青少年利用		一 般 利 用		合 計		
	団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)	
宿 泊	平成 23 年度	18,418	2,403,830	2,317	182,051	20,735	2,585,881
	平成 22 年度	19,060	2,584,436	2,586	205,095	21,646	2,789,531
	増 △ 減	△642	△180,606	△269	△23,044	△911	△203,650
日 帰 り	平成 23 年度	33,192	1,311,020	14,770	568,472	47,962	1,879,492
	平成 22 年度	35,219	1,326,473	15,818	599,451	51,037	1,925,924
	増 △ 減	△2,027	△15,453	△1,048	△30,979	△3,075	△46,432
合 計	平成 23 年度	51,610	3,714,850	17,087	750,523	68,697	4,465,373
	平成 22 年度	54,279	3,910,909	18,404	804,546	72,683	4,715,455
	増 △ 減	△2,669	△196,059	△1,317	△54,023	△3,986	△250,082

(注 1) 青少年利用とは、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用である。

(注 2) 一般利用とは、青少年以外のグループや団体等の一般の研修利用である。

【経年比較】機構全体の利用者数の状況

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
青少年利用	宿 泊	団体数	19,961	19,035	19,106	19,437	19,060	18,418
		利用者数(人)	2,781,164	2,702,826	2,629,444	2,528,636	2,584,436	2,403,830
	日 帰 り	団体数	31,845	31,991	34,043	35,699	35,219	33,192
		利用者数(人)	1,142,616	1,146,528	1,211,369	1,298,248	1,326,473	1,311,020
	合 計	団体数	51,806	51,026	53,149	55,136	54,279	51,610
		利用者数(人)	3,923,780	3,849,354	3,840,813	3,826,884	3,910,909	3,714,850
一般利用	宿 泊	団体数	3,056	2,835	2,807	2,702	2,586	2,317
		利用者数(人)	208,634	270,241	266,790	225,842	205,095	182,051
	日 帰 り	団体数	15,704	14,671	14,821	15,180	15,818	14,770
		利用者数(人)	689,353	562,571	558,364	568,945	599,451	568,472
	合 計	団体数	18,760	17,506	17,628	17,882	18,404	17,087
		利用者数(人)	897,987	832,812	825,154	794,787	804,546	750,523
合 計	宿 泊	団体数	23,017	21,870	21,913	22,139	21,646	20,735
		利用者数(人)	2,989,798	2,973,067	2,896,234	2,754,478	2,789,531	2,585,881
	日 帰 り	団体数	47,549	46,662	48,864	50,879	51,037	47,962
		利用者数(人)	1,831,969	1,709,099	1,769,733	1,867,193	1,925,924	1,879,492
	合 計	団体数	70,566	68,532	70,777	73,018	72,683	68,697
		利用者数(人)	4,821,767	4,682,166	4,665,967	4,621,671	4,715,455	4,465,373

- ・ 80%以上の利用団体からプラスの評価が得られているか。

1. 利用者の状況

平成 23 年度の教育事業を除く研修支援での利用者数は、4,465,373 人（前年度比 250,082 人減）であり、宿泊・日帰り別では、宿泊利用者数は 2,585,881 人、日帰り利用者は 1,879,492 人であった。

また、研修支援での利用者数のうちセンターを除く 27 教育施設では、2,551,228 人（前年度比 182,840 人減）であり、そのうち、宿泊利用者数は 2,202,202 人（前年度比 176,628 人減）、日帰り利用者数は 349,026 人（前年度比 6,212 人減）であった。

なお、アンケート調査による利用者の満足度は 98.7%（対前年度比±0）であり、中期目標に掲げられた「平均 80%以上」の目標値を上回った。（表 9-3 参照）

利用者へのアンケート調査の結果は、98.7%と、今中期目標に掲げられた「平均 80%以上」を大きく上回っており、高い水準を維持している。

【経年比較】アンケート調査による利用者の満足度

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
満足度	97.7%	98.1%	98.3%	98.6%	98.7%	98.7%

- ・ 直近の青少年人口の1割程度の研修利用者が確保されているか。

(1) 青少年及び青少年教育指導者等の研修支援の利用者数（表 5-1 参照、以下同じ）

平成 23 年度における研修支援での利用者数のうち、青少年及び青少年教育指導者等の利用者数は 3,714,850 人（前年度比 196,059 人減）であった。

総務省住民基本台帳（平成 23 年 3 月末）における年齢別人口で、青少年（0 歳～29 歳）人口は 36,685,991 人であり、震災や福島第一原子力発電所の事故の影響を受け、延べ 462,692 人の利用取り消しがあったが、中期計画及び平成 23 年度計画に示している「青少年人口の 1 割程度の研修利用者を確保する」との目標が達成できた。

東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故の影響により利用取り消しがある中、中期目標に掲げられた、「直近の青少年人口の 1 割程度の研修利用者を確保」しており、評価できる。

(2) 研修支援の利用団体数

平成 23 年度における研修支援の利用団体数については、68,697 団体（前年度比 3,986 団体減）であった。

宿泊・日帰り別では、宿泊利用数は 20,735 団体（前年度比 911 団体減）、日帰り利用数は 47,962 団体（前年度比 3,075 団体減）であった。

また、青少年・一般別では、青少年利用団体数は 51,610 団体（前年度比 2,669 団体減）、一般利用団体数 17,087 団体（前年度比 1,317 団体減）となっている。

なお、震災や福島第一原子力発電所事故の影響で利用を取り消した団体数は、4,056 団体であった。

表 5-2 新規利用団体の利用状況

区分	平成 22 年度		平成 23 年度		増 △ 減	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
新規利用団体	12,255	16.9%	11,665	17.0%	△590	0.1 ポイント
継続利用団体	60,428	83.1%	57,032	83.0%	△3,396	△0.1 ポイント
合計	72,683	100.0%	68,697	100.0%	△3,986	—

【経年比較】新規利用団体の状況

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
新 規	20,971	29.7%	12,993	19.0%	13,370	18.9%	13,583	18.6%	12,255	16.9%	11,665	17.0%
継 続	49,595	70.3%	55,539	81.0%	57,407	81.1%	59,435	81.4%	60,428	83.1%	57,032	83.0%
合 計	70,566	—	68,532	—	70,777	—	73,018	—	72,683	—	68,697	—

(3) 宿泊日数別の利用状況(表 5-3-1参照)

平成 23 年度における宿泊日数別の利用団体数については、1泊2日及び2泊3日が17,656 団体、全体比率で 85.1%を占めている。

また、センターを除く 27 教育施設では、1泊2日及び2泊3日が14,683 団体、全体比率で 87%を占め、3泊4日以上が2,201 団体、全体比率で 13%となっている。

なお、平成 18 年度のセンターを除く 27 教育施設では、1泊2日及び2泊3日が16,899 団体、全体比率で 86.9%、3泊4日以上が2,558 団体、全体比率で 13.1%となっている。

さらに、平成 22 年度のセンターを除く 27 教育施設では、1泊2日及び2泊3日が15,614 団体、全体比率で 87.1%、3泊4日以上が2,318 団体、全体比率で 12.9%である。

この5年間においては、3泊以上の利用団体数の比率に大きな変化はない。

表 5-3-1 宿泊日数別の利用状況

宿泊数	平成 18 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		増 △ 減(H23-H18)		増 △ 減 (H23-H22)	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
1泊2日	12,914	56.1%	12,050	55.7%	11,660	56.2%	△1,254	0.1ポイント	△390	0.5ポイント
2泊3日	6,724	29.2%	6,338	29.3%	5,996	28.9%	△728	△ 0.3ポイント	△342	△ 0.4ポイント
3泊4日	1,777	7.7%	1,678	7.8%	1,534	7.4%	△243	△ 0.3ポイント	△144	△ 0.4ポイント
4泊5日	596	2.6%	657	3.0%	633	3.1%	37	0.5ポイント	△24	0.1ポイント
5泊6日	327	1.4%	299	1.4%	309	1.5%	△18	0.1ポイント	10	0.1ポイント
6泊7日	194	0.8%	182	0.8%	163	0.8%	△31	0.0ポイント	△19	0.0ポイント
7泊8日	112	0.5%	102	0.5%	90	0.4%	△22	△ 0.1ポイント	△12	△ 0.1ポイント
8泊以上	373	1.6%	340	1.5%	350	1.7%	△23	0.1ポイント	10	0.2ポイント
合計	23,017	100.0%	21,646	100.0%	20,735	100.0%	△2,282	-	△911	-

【経年比較】宿泊日数別の利用団体の状況

宿泊数	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
1泊2日	12,914	56.1%	12,042	55.1%	12,164	55.5%	12,460	56.2%	12,050	55.7%	9,655	57.2%
2泊3日	6,724	29.2%	6,487	29.7%	6,464	29.5%	6,423	29.0%	6,338	29.3%	5,028	29.8%
3泊4日	1,777	7.7%	1,737	7.9%	1,706	7.8%	1,716	7.8%	1,678	7.7%	1,175	6.9%
4泊5日	596	2.6%	621	2.8%	624	2.8%	645	2.9%	657	3.0%	469	2.8%
5泊6日	327	1.4%	351	1.6%	323	1.5%	306	1.4%	299	1.4%	200	1.2%
6泊7日	194	0.9%	173	0.8%	171	0.8%	155	0.7%	182	0.8%	109	0.6%
7泊8日	112	0.5%	105	0.5%	103	0.5%	105	0.5%	102	0.5%	45	0.3%
8泊以上	373	1.6%	354	1.6%	358	1.6%	329	1.5%	340	1.6%	203	1.2%
合計	23,017	-	21,870	-	21,913	-	22,139	-	21,646	-	16,884	100.0%

表 5-3-2 センターを除く 27 教育施設の宿泊日数別の利用状況

宿泊数	平成 18 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		増 △ 減 (H23-H18)		増 △ 減 (H23-H22)	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
1泊2日	11,008	56.6%	10,222	57.0%	9,655	57.2%	△ 1,353	0.6ポイント	△567	0.2ポイント
2泊3日	5,891	30.3%	5,392	30.1%	5,028	29.8%	△ 863	△ 0.5ポイント	△364	△ 0.3ポイント
3泊4日	1,432	7.4%	1,306	7.3%	1,175	6.9%	△ 257	0.5ポイント	△131	△ 0.4ポイント
4泊5日	438	2.2%	492	2.7%	469	2.8%	31	0.6ポイント	△23	0.1ポイント
5泊6日	250	1.3%	197	1.1%	200	1.2%	△ 50	△ 0.1ポイント	3	0.1ポイント
6泊7日	130	0.7%	99	0.6%	109	0.6%	△ 21	△ 0.1ポイント	10	0.0ポイント
7泊8日	66	0.3%	39	0.2%	45	0.3%	△ 21	0.0ポイント	6	0.1ポイント
8泊以上	242	1.2%	185	1.0%	203	1.2%	△ 39	0.0ポイント	18	0.2ポイント
合 計	19,457	100.0%	17,932	100.0%	16,884	100.0%	△ 2,573	-	△1,048	-

(注 1) 青少年利用とは、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用である。

(注 2) 一般利用とは、青少年以外のグループや団体等の一般の研修利用である。

(4) 学校種別の利用状況(表 5-4-1 参照)

学校種別では、小学校及び中学校の利用団体数は 6,859 校で全体比率 59.8%を占めている。

また、センターを除く 27 教育施設の小学校及び中学校の利用団体数は、6,689 校で全体比率 64.6%であり、高等学校を加えると 7,993 校で、全体比率は 77.2%となる。

しかし、中学校(対前年度比 263 団体・1.5 ポイント減少)及び高等学校(対前年度比 117 団体・0.6 ポイント減少)の利用は減少した。

表 5-4-1 学校種別の利用状況

学 校 種	平成 22 年度		平成 23 年度		増 △ 減	
	団体数	比 率	団体数	比 率	団体数	比 率
保育園・幼稚園	839	7.1%	909	7.9%	70	0.8ポイント
小学校	4,121	34.8%	4,256	37.1%	135	2.3ポイント
中学校	2,866	24.2%	2,603	22.7%	△263	△1.5ポイント
中等教育学校	67	0.6%	78	0.7%	11	0.1ポイント
高等学校	1,729	14.6%	1,612	14.0%	△117	△0.6ポイント
大学・短大・高等専門学校	1,290	10.9%	1,188	10.4%	△102	△0.5ポイント
特別支援学校	321	2.7%	329	2.9%	8	0.2ポイント
その他の学校	607	5.1%	495	4.3%	△112	△0.8ポイント
合 計	11,840	100%	11,470	100%	△370	-

表 5-4-2 センターを除く 27 教育施設の学校種別の利用状況

学 校 種	平成 22 年度		平成 23 年度		増 △ 減	
	団体数	比 率	団体数	比 率	団体数	比 率
保育園・幼稚園	835	7.8%	903	8.7%	68	0.9 ポイント
小学校	4,061	38.0%	4,197	40.5%	136	2.5 ポイント
中学校	2,758	25.8%	2,492	24.1%	△266	△1.7 ポイント
中等教育学校	47	0.4%	41	0.4%	△6	0.0 ポイント
高等学校	1,446	13.5%	1,304	12.6%	△142	△0.9 ポイント
大学・短大・高等専門学校	975	9.1%	851	8.2%	△124	△0.9 ポイント
特別支援学校	251	2.3%	258	2.5%	7	0.2 ポイント
その他の学校	310	2.9%	311	3.0%	1	0.1 ポイント
合 計	10,683	100%	10,357	100%	△326	—

【経年比較】学校種別の利用状況

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
幼稚園・保育園	607	4.7%	608	4.9%	687	6.0%	775	6.7%	839	7.1%	909	7.9%
小学校	4,013	31.3%	4,157	33.4%	3,868	33.8%	3,910	33.7%	4,121	34.8%	4,256	37.1%
中学校	2,960	23.1%	2,885	23.2%	2,852	24.9%	2,854	24.6%	2,866	24.2%	2,603	22.7%
中等教育学校	43	0.3%	38	0.3%	42	0.4%	63	0.5%	67	0.6%	78	0.7%
高等学校	2,041	15.9%	1,746	14.1%	1,719	15.0%	1,677	14.5%	1,729	14.6%	1,612	14.0%
大学・短期大学 高等専門学校	2,144	16.7%	1,975	15.9%	1,310	11.5%	1,322	11.4%	1,290	10.9%	1,188	10.4%
特別支援学校	293	2.3%	350	2.8%	291	2.5%	336	2.9%	321	2.7%	329	2.9%
その他の学校	727	5.7%	675	5.4%	671	5.9%	662	5.7%	607	5.1%	495	4.3%
合 計	12,828	—	12,434	—	11,440	—	11,599	—	11,840	—	11,470	—

(5) 広域利用団体の利用状況

広域利用団体(施設が所在する都道府県外の団体)の利用が 16,519 団体、21.6 ポイント減少しており、震災の影響が伺える。

表 5-5 広域利用団体の利用状況

区 分	平成 22 年度		平成 23 年度		増 △ 減	
	団体数	比 率	団体数	比 率	団体数	比 率
広域利用団体	30,111	41.4%	13,592	19.8%	△16,519	△21.6 ポイント
利用教育施設の設置都道府県団体	42,572	58.6%	55,105	80.2%	12,533	21.6 ポイント
合 計	72,683	100.0%	68,697	100.0%	△3,986	—

【経年比較】広域利用団体の状況

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
広域利用団体	27,069	38.4%	27,091	39.5%	29,029	41.0%	31,120	42.6%	30,111	41.4%	13,592	19.8%
利用施設の設置 都道府県団体	43,497	61.6%	41,441	60.5%	41,748	59.0%	41,898	57.4%	42,572	58.6%	55,105	80.2%
合 計	70,566	—	68,532	—	70,777	—	73,018	—	72,683	—	68,697	—

2. 研修利用の促進

(1) 利用促進のための方策(表 5-6 参照)

各教育施設では、教育機能を充実し安心安全な教育環境を整備し、青少年及び青少年教育指導者等に体験活動の場と機会を提供するため、利用の促進を図ることを目的として、様々な取り組みを行っている。

【取組事例】

赤城においては、新規利用団体を増やすことを目的に、施設の活動プログラムの紹介や施設利用に関する情報などの提供、利用団体の研修や活動の成果を広報するニュースレター「カラゴロリ」を発行した。作成に当たっては、所長のもとで研修指導員を含む全職員が担当し、利用促進を図っている。

吉備においては、閑散期利用促進方策を作成するに当たり、教育事業の申し込み状況を分析した結果、潜在的に家族利用の需要があると判断し、家族でも利用ができることを積極的に広報して、閑散期の利用を促進した。

センターにおいては、野外炊事ができる野外活動広場を平成 23 年 4 月に設置した。これまで、センター内での研修は座学が中心であったが、野外活動広場を設置したことにより、他の施設でしか実施することができなかった薪割りや火おこし等の野外炊事に関する実技研修を実施することができ、研修内容がより充実した。

さらに、子どもたちが自由に本を読めるキッズコーナーを青少年教育情報センター内に設置し、乳幼児とその保護者が安心して活動できるよう、絵本や遊具を配置するとともに、平成 24 年 1 月から毎月 1 回、絵本の読み聞かせ会を開催する等利用促進に努めている。

各教育施設における研修利用促進のための取組事例は、表 5-6 のとおりであった。

表 5-6 研修利用促進のための取組事例

取 組 事 例
学校や教育委員会等の教育関係機関・団体等を直接訪問しての広報
利用申込書が提出されていない団体へのこまめな提出依頼
ホームページの空室情報の更新頻度の向上
対象に応じたチラシやパンフレットの作成
事前に利用団体に連絡し人数等を確認
前年度利用し、今年度利用していない団体に対して、利用しなかった理由の照会
利用している団体への来年度の利用案内
学校団体等の早期予約の受付の実施
企業など、青少年教育関係以外の機関・団体等を直接訪問しての広報
新聞や情報誌等、広告費のかからない媒体を活用した広報
体験活動の効果やモデルプログラムなどを掲載したチラシやパンフレットの作成
利用受付期間延長
バスやワゴンによる送迎の対象や範囲の拡大
新聞や情報誌等、広告費が必要な媒体を活用した広報
利用手続きの簡略化
キャンセルがあった場合にホームページに掲載して利用者に周知
早期仮予約に対応した利用団体の受入調整
キャンセル待ち団体のリスト作成及びキャンセルがあった場合の団体への連絡
広報チラシに QR コードを掲載
携帯サイト用にホームページを開設

(2) 利用促進のためのサービス向上の取組

アンケート調査による利用者の満足度は 98.7% (対前年度比±0) であり、中期目標に掲げられた「平均 80%以上」の目標値を上回った。各教育施設においては、更なる利用促進を図るため、利用者からの意見を取り入れ、サービスの向上に向けた改善を図っている。

【取組事例】

曾爾においては、「職員によって活動プログラムの説明に違いがあった」との利用者からの指摘を受け、職員の利用者対応の共通化と向上を図るため、毎月全職員によるミーティングを実施し、事例をもとに利用者対応について検討し、その結果を文書化するなどの取り組みを行った。

大洲においては、事前にカヌーの研修内容がわかる資料が欲しいとの利用者の要望に応えるとともに、研修効果を高めるため、研修の流れがわかる DVD を作成し、安心安全なカヌーの研修の実施に反映させている。

【研修に対する支援状況】

- ・ 研修計画の作成・実施に対する指導・助言等が的確に実施され、十分な成果が得られているか。

【研修に対する支援状況】(第5章3.、5-6～8 ページ、表 5-7～8)

3. 研修に対する支援の推進

(1) 研修に対する指導助言の状況

① 研修計画の作成に対する指導・助言

全ての教育施設において、利用団体が教育施設を利用する前に、教育施設職員等が利用団体の指導者・引率者(例えば、学校が利用する場合は引率教員)に対して、研修計画や活動プログラムの指導・助言を実施している。

また、利用を予定している団体の指導者が一堂に会し、教育施設利用に関する説明、同一利用日の団体間の日程調整、体験活動プログラム等の合同事前打合せ会等を実施している。

【取組事例】

日高においては、400 人規模の高等学校の利用に際し、教職員にも研修支援で提供している活動プログラムの指導に当たってもらうため、職員が学校を訪問し教職員に対して事前研修を実施した。その結果、生徒の特徴を理解している教職員が生徒に合わせた指導を行うことにより、より効果的な研修につながった。

② 研修期間中の指導・助言

各教育施設の職員や外部研修指導員等が利用団体に対して指導した回数は、26,787 回(対前年度比 1,472 回減)であった。

指導した回数が減少した要因は、主に利用団体数が減少したことによるものと考えられる。

【取組事例】

妙高においては、研修指導員による指導を実施する際には、事前に利用団体の目的や希望を調査しており、研修指導員は利用団体の目的や希望に沿いながら効果的に指導している。

諫早においては、施設オリエンテーション、野外炊飯、クラフト活動については、当該活動プログラムを実施する全ての団体に対して、職員が指導に当たっている。その結果、充実した教育的指導のもと、安全かつ効率的な体験活動を展開しており、利用者から高い満足度を得ている。

また、各教育施設では、事前打ち合わせなどの機会を活用して、活動プログラムを実施する際の役割分担など、学校の教職員との協力体制を整え、効果的な教育活動が展開できるようにしている。

全ての教育施設で、利用団体の指導者・引率者に対する事前の指導・助言を実施しており、評価できる。

今後は、より教育施設の特徴を活かした研修計画の指導・助言が一層推進されるよう取り組んでいただきたい。

【経年比較】研修期間中の指導の実施状況

(単位:件)

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
件数	29,651	37,057	31,023	31,595	28,259	26,787

③ 研修実施後のかかわり状況

【取組事例】

三瓶においては、小学校の長期宿泊体験活動後、次年度利用に向けてより教育効果を高めるために職員が学校を訪問して反省会を実施し、研修や活動プログラムなどの実施手法について協議を行っている。また、併せて、学校の管理職と相談し、教職員の体験活動の指導力を高めるため、「自然体験活動指導者養成事業」に参加させるとともに、新たな活動プログラムの開発に取り組んでいる。

なお、この他事後に記録や資料をもって学校等を訪問し、利用団体の事後指導に役立てる取り組みを行った。

(2) 活動プログラムの開発・充実に向けた取組

① 教育的視点に立った活動プログラムの開発・充実に向けた取組

青少年や青少年教育指導者等の研修を支援し、教育効果が高く充実した研修にするため、安心安全を基本に利用者の要望や実施上の課題に対応しながら、体験活動プログラムの開発や改善に取り組んでいる。

【取組事例】

能登においては、幼稚園等から幼児低学年向けに野外で安全に活動できるプログラムを開発してほしいとの要望があり幼児期の体験活動プログラムの充実を図るため、新たに幼児・低学年向けウォークラリーコースを開拓し、設置した。

日高においては、家族利用者から指導者がいなくても自分のペースで活動できる活動プログラムがほしいとの要望を受け、子育て支援のための親子で活動できる「ワクワクハイキング」プログラムを地元幼稚園と連携して開発した。

② 学習指導要領と連携したプログラムの開発・提供等の取組

平成 23 年度に新たな小学校学習指導要領が全面実施されたことを踏まえ、学校向けの研修支援のための活動プログラムの開発に取り組んでいる。

利用団体等からの要望に応じた、教育的観点からのプログラム開発とその内容の充実に取り組んでいる。今後は、各施設で、どのような要望があり、どのようなプログラムを開発したのか等の事例をまとめ、取組内容を共有するよう取り組んでいただきたい。

新しい学習指導要領において推進することとされている長期宿泊体験が学校等で活用されるよう、必要なプログラム開発を行っている。今後は、各施設で開発したプログラムが活用されるよう、学校に向けた情報発信に取り組んでいただきたい。

・ 教育的な観点に立った活動プログラムの開発・充実がなされているか。

・ 学習指導要領と連携したプログラムが開発されているか。また、そのプログラムは提供・普及されているか。

【取組事例】

中央では、学校の長期宿泊体験を推進するため、活動プログラムの全般的な見直しを行い、地域産業の体験や工場見学など地域の学習資源を取り組んだ活動プログラムの開発や体験活動コースの改善・充実を図っている。

表 5-7 活動プログラム等の開発状況

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度
件 数	35 件	31 件

【経年比較】活動プログラム等の開発状況

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
件数	163 件	39 件	54 件	34 件	35 件	31 件

表 5-8 活動プログラム等の開発事例

教育施設名	活動プログラム名	内 容	成 果 等
信州高遠	マイはし作り	雨天時対応プログラムで、信州らしさや山の中の自然を表すものとしてヒノキに着目。ヒノキは香りがよく、高級箸に活用されていることから、自分で加工しやすい「マイはし作り」を考案。電熱ペンで焦がし模様や文字を描けるようにした。	80 団体、3,537 名が参加した。 そば打ちの活動プログラムで、試食用の箸として使った学校もあり、プログラムの連動性が見られた。
吉備	加茂川周辺の生き物観察	吉備高原の自然環境を活かし、新学習指導要領(理科)に対応した小学生向けの自然観察プログラムとして開発。加茂川やその周辺の池、ビオトープの生き物の採集・観察を行う。	小学校 6 団体、269 名が参加した。 学校の教育活動において効果的な活動プログラムを整備していくことと合わせ、必要に応じ直接指導や外部指導者の派遣を行うなど、学校の教育活動を支援していく仕組みを考える必要がある。

【(中項目)1-3】	青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	【評定】
-------------------	--------------------------------	-------------

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】
(1)関係機関・団体等とのネットワークの構築
 青少年をめぐる諸課題への円滑な対応を図るため、青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携を促進し、関係機関等とのネットワークを構築する。
(2)全国的な連絡会・協議会等の実施
 青少年教育に関する関係機関・団体相互間の連携の促進を図るため、全国的な連絡会・協議会等を開催する。また、関係機関・団体等が共同して取り組む全国的な事業を実施する。

A			
H23	H24	H25	H26
A			
実績報告書等 参照箇所			
業務実績報告書 第6章			

【インプット指標】						注1)決算額については、当該事業において旅費・謝金や消耗品等の購入にかかった経費であり、人件費等の一般管理費は含まない。 注2)従事人員数については、1人が複数の事業(教育事業、研修支援事業等)を担当しているため、決算額により按分を行った。
(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27	
決算額(百万円)	6					
従事人員数(人)	3					

評価基準	実績	分析・評価
-------------	-----------	--------------

【ネットワークの構築状況】

【ネットワークの構築状況】(第6章1.、6-1~2ページ)
「青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進の状況」
 社会が豊かで便利になる中で、子どもたちの体力の低下や、自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少してきている。こうした状況を踏まえ、機構は、子どもたちの健やかな成長に欠かせない体験活動の重要性についての普及啓発と青少年をめぐる諸課題への対応を円滑に推進していくために、青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携を促進するよう取り組んでいる。
 機構においては、「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」運動、震災の被災地でのボランティア活動を希望する青年に向けての「緊急青年ボランティアミーティング」等を実施するとともに、「SAFETY OUTDOOR 実行委員会」委員として、安全な野外活動の推進に関するキャンペーン活動を、民間団体と連携して実施した。
 さらに、国公立・民間の青少年教育施設を対象として、新たに「全国青少年教育施設所長会議」及び「全国青少年教育施設研究集会」を実施した。
 国外とのネットワークの構築においては、韓国国立青少年活動振興院との交流協定の締結やアセアン加盟国での関係機関との連携など、新たな関係を構築することができた。

・ 国内の関係機関・団体等との連携を図った取組が行われ、ネットワークが構築されているか。

1. 関係機関・団体等とのネットワークの構築

(1) 国内関係施設や団体とのネットワークの構築

機構においては、「体験の風をおこそう」運動について、平成 22 年度に引き続き、「体験の風をおこそう運動推進委員会」の構成団体である、中央青少年団体連絡協議会、自然体験活動推進協議会、全日本社会教育連合会、全国公民館連合会、全国子ども会連合会、ボーイスカウト日本連盟、ガールスカウト日本連盟、日本海洋少年団連盟と連携して活動した。

また、信州高遠においては、小学校低学年の子どもたちを対象とした「タインニーキャンプ」を平成 20 年度より継続して実施している（平成 23 年度は、1 泊 2 日のキャンプを 5 回実施し、合計 225 人が参加）。事業の公立施設への普及について、3 公立施設（長野県内 2 施設、山梨県 1 施設）と普及委員会で検討したところ、山梨県内の別の施設からも事業実施希望が出され、平成 24 年度は 4 公立施設でも実施することとなった。

さらに、平成 23 年 9 月から開始した「新しい公共」型の管理運営に向けた試行においては、青少年団体、NPO、企業、学校、地方自治体、地域住民の方々などの多様な主体が、教育施設の管理運営や事業の企画・実施に参画し、効果的・効率的な教育施設の管理運営を行おうとするものであり、いわば、教育施設と地域が一体となった管理運営を目指すこととし、このような新しい取組を、平成 23 年 4 月に民間から所長に登用された赤城と淡路の 2 つの教育施設で実施した。

・ 国外の関係機関・団体との連携を図った取組が行われ、ネットワークが構築されているか。

(2) 国外とのネットワークの構築

平成 24 年 2 月 10 日、機構と韓国国立青少年活動振興院（大韓民国において国立青少年教育施設を統括する機関）との間において、両国の青少年に関する教育・人材・情報の交流を通して事業発展を図ることを目的として、職員の交流、事業の実施、調査・研究の実施、講義・講演・シンポジウムの実施、情報及び資料の交換についての協力事業を実施する交流協定を締結した。

交流協定の締結を機会として、本部においては、韓国国立青少年活動振興院理事長を招いて特別講演を行った。

平成 24 年度は、協定に基づいた事業を着実に実施し、連携を深める中で双方の青少年教育の課題や解決策を見出し、両国の青少年教育の振興を図る予定である。

韓国の他には、平成 23 年度から新規事業として実施したアセアン加盟国中学生招聘交流事業やタイ王国高校生招聘交流事業において、アスジ

「体験の風をおこそう」運動において、国内の青少年教育等を担う関係 14 団体で、体験の風をおこそう運動推進委員会を構成し、体験活動の重要性を家庭や社会に伝えるための事業を展開している他、「体験の風をおこそう推進月間」として、平成 23 年度においては、188 団体の参画を得て、全国各地で青少年の体験活動に関する様々な取り組みを 249 事業実施し、110,050 人が参加している。今後も引き続き、構築されたネットワークを活用し、体験活動の裾野を広げる活動がを推進するよう取り組んでいただきたい。

韓国の国立青少年活動振興院と交流協定を締結し、国内で特別講演を行う等、海外の関係機関等との連携を図る取り組みが的確に実施されている。平成 24 年度は、当該協定を基に、両国の青少年教育の発展に向けた取組が、より推進されるよう取り組んでいただきたい。

<p>【連絡会・協議会等の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関・団体等が連携し、全国的な連絡会・協議会等が開催されるとともに、共同して取り組む全国的な事業が実施されているか。 	<p>ヤ・インターナショナル及びタイ日本語教師の会と連携して事業を実施することにより、相互の協力関係を構築することができた。</p> <p>【連絡会・協議会等の実施状況】(第6章2.、6-2 ページ)</p> <p>2. 全国的な連絡会・協議会等の実施</p> <p>(1) 全国的な連絡会・協議会等の開催</p> <p>本部においては、平成 23 年度より、国公立・民間の青少年教育施設を対象として、「全国青少年教育施設所長会議」及び「全国青少年教育施設研究集会」を実施した。</p> <p>「全国青少年教育施設所長会議(6 月、106 人参加)」においては、特別講演で民間企業の新製品開発担当部長経験者を講師として、「激しい競争を勝ち抜く経営戦略と強靱な組織づくり ～ヒット商品連発の裏側～」と題する特別講演を行った。参加した所長のアンケートでは、「全国の所長等が一堂に会し、管理職としての自覚・意欲が向上した。講演からとても刺激を受けた」とのコメントがあった。</p> <p>また、「全国青少年教育施設研究集会(2 月、117 人参加)」においては、施設経営や事業運営に関する 4 つの分科会を設置し、各分科会では全員参加型のワークショップを行い、広報戦略の立案や、事業実施の際のリスクマネジメント等のテーマに関するディスカッションを通じて参加者同士のネットワーク作りを図った。参加者からは「プログラム開発の新たな支援を得ることができた」、「施設 PR の視点を見直し、事業の改善を図りたい」とのコメントがあった。シンポジウムでは、「青少年教育施設のこれからの展望を考える～長期宿泊学習と青少年教育施設の役割について～」と題して、事例の紹介を交えつつ、議論を行った。</p> <p>さらに、「全国青少年相談研究集会」においては、「子ども・若者の孤独を考える ～新たな絆を求めて～」というテーマで、行政担当者、教員、首長部局相談担当者、警察関係者、法務省関係者、社会福祉関係者、民生児童委員等多様な分野で青少年に関わる実務参加者が参加した。分科会では、児童虐待、不登校、インターネットを通じた人間関係、災害時の子どもたちの心のケア等について、事例研究や研究協議を行った。</p> <p>(2) 共同して取り組む全国的な事業の実施</p> <p>機構においては、「東日本大震災緊急青年ボランティアミーティング」等を開催し、被災地でのボランティア活動希望者及びボランティア活動経験者に対する研修を NPO 団体や民間のボランティア団体のネットワーク、ボ</p>	<p>国公立・民間の青少年教育施設を対象として、「全国青少年教育施設所長会議」や「全国青少年教育施設研究集会」を開催するとともに、青少年を対象に相談業務の実務を担当する行政担当者、教員、首長部局相談担当者、警察関係者、法務省関係者、社会福祉関係者、民生児童委員等が参加する「全国青少年相談研究集会」を実施しており、青少年教育のナショナルセンターとしてリーダーシップを発揮した取り組みを的確に実施している。</p>
---	--	--

ランティア活動を推進する団体や大学ボランティアセンターの関係者、福祉関係者らと連携協力して実施し、被災地に赴く青年を対象として、現地の最新情報を収集し、活動の際の留意点等について学ぶ研修を行うとともに、学生及び社会人のボランティア活動の参加への促進、継続した活動への支援を行った。

また、平成21年度より、SAFETY OUTDOOR実行委員会委員として参加し、安全な野外活動の推進に関するキャンペーン活動を、民間団体と連携して実施した。実行委員会参加団体は次の10団体である。

【SAFETY OUTDOOR実行委員会参加団体一覧】

①NPO 法人自然体験活動推進協議会、②社団法人ガールスカウト日本連盟、③NPO 法人川に学ぶ体験活動協議会、④公益財団法人ボーイスカウト日本連盟、⑤社団法人日本キャンプ協会、⑥NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会、⑦有限会社オフィステラ、⑧日本アウトドアネットワーク、⑨社団法人日本ネイチャーゲーム協会、⑩独立行政法人国立青少年教育振興機構

【(中項目)1-4】

青少年教育に関する調査及び研究

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

青少年教育のナショナルセンターとしての調査及び研究体制を強化し、青少年教育に関するより充実した基礎的・専門的な調査及び研究を行い、その成果等を広く提供・活用する。

(1) 調査及び研究体制の強化

(a) 外部有識者の協力を得た調査及び研究体制の構築

調査及び研究の充実を図るため、専門的知識・技術を有する外部有識者の協力を得た調査及び研究体制を構築する。

(b) 研究者の採用による調査及び研究体制の強化

調査及び研究の充実を図るため、専門的知識・技術を有する研究者を大学等の高等教育機関や民間団体等から採用・配置し、青少年教育に関する研究部門を創設する。

(2) 調査及び研究の実施

(a) 基礎的な調査及び研究の実施

青少年及び青少年教育に関する国内外の情報を収集・分析し、統計資料の作成や青少年教育関係文献のデータベースの構築を行うなど、基礎的な調査及び研究を計画的かつ継続的に実施する。

(b) 専門的な調査及び研究の実施

各施設における教育事業の活用などにより、青少年の各年齢期の課題、困難を有する青少年の問題、体験活動の教育効果に関する調査及び研究等を実施する。その際、社会学や心理学等の多様な関連学問領域との連携を図る。

また、都市型の青少年教育施設に関する調査研究を実施する。

(c) 調査及び研究の成果等の活用

調査及び研究の成果等については、青少年教育に関する国の政策立案等に寄与するよう、成果等に基づいた政策提言を行う。

実績報告書等 参照箇所

業務実績報告書 第7章

H23	H24	H25	H26
A			

【インプット指標】

(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27
決算額(百万円)	36				
従事人員数(人)	23				

注1) 決算額については、当該事業において旅費・謝金や消耗品等の購入にかかった経費であり、人件費等の一般管理費は含まない。
 注2) 従事人員数については、1人が複数の事業(教育事業、研修支援事業等)を担当しているため、決算額により按分を行った。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【調査及び研究体制の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査及び研究を実施する際には、外部有識者の協力が得られているか。 ・ 青少年教育に関する研究部門が置かれ、研究者の採用・配置がなされているか。 	<p>【調査及び研究体制の状況】(第7章1.、7-1 ページ) 「青少年教育に関する調査及び研究の実施状況」</p> <p>機構においては、青少年教育の振興を図るため、青少年教育における基礎資料となる青少年の体験活動の実態や青少年教育施設の現状に関する調査など全国規模で継続的に行う基礎的な調査や、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応して随時行う専門的な調査研究を実施し、その成果を広く提供している。</p> <p>平成 23 年度においては、調査研究の充実に向けた体制を構築するため、「青少年教育研究センター」を設置した。また、全国共通の指導者養成カリキュラムの作成など体系的な指導者養成システムの構築を図るため「自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究」に取り組んだ。更に、「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」と『リフレッシュ・キャンプ』参加者アンケート調査については、数多くの報道機関に取り上げられ、調査研究結果が活用された。</p> <p>1. 調査及び研究体制の強化</p> <p>(1) 青少年教育研究センターの設置</p> <p>平成 23 年 4 月、青少年教育に関するナショナルセンターとしての機能を強化するため、青少年及び青少年教育に関する研究を行う「青少年教育研究センター」を設置した。</p> <p>(2) 研究員の新規採用による調査研究体制の整備</p> <p>新たに大学から 2 名の常勤の研究員を採用するとともに、引き続き大学から 3 名の客員研究員を採用することにより調査研究体制の整備を図った。</p> <p>(3) 調査研究協力者会議の設置</p> <p>調査研究の充実を図るため、以下の調査研究について、外部の有識者を含めた調査研究協力者会議を設置し、調査研究を推進した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各年齢期における体験活動に関する調査研究(7 名) ② 課題を抱える子どもの体験活動に関する調査研究(9 名) ③ 自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究(10 名) ④ 子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究(10 名) ⑤ 防災教育の観点に立った青少年の体験活動プログラムの調査研究(8 名) 	<p>平成 23 年 4 月に「青少年教育研究センター」を設置し、常勤の研究員を 2 名採用するなど、青少年教育のナショナルセンターとして取り組むべき調査研究を的確に実施する体制が整備されている。</p> <p>今後は、青少年教育関係者の課題意識を把握し、その調査研究に取り組んでいただきたい。</p> <p>専門的な調査研究については、その研究分野に精通した外部有識者を含めた調査研究協力者会議を設置し調査研究を的確に実施していることは評価できる。</p>

<p>【調査及び研究の実施状況】</p> <p>・ 基礎的な調査及び研究が的確に実施され、十分な成果が得られているか。</p>	<p>⑥ 青少年の体験活動の意味と範囲に関する調査研究(9名) (注)「()」内の人数は、外部有識者数である。</p> <p>【調査及び研究の実施状況】(第7章2.、7-1～5ページ)</p> <p>2. 調査及び研究の実施</p> <table border="1" data-bbox="660 351 1467 845"> <tr> <td colspan="2">(1)基礎的な調査研究</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>青少年の体験活動等と自立に関する実態調査</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>青少年教育関係施設基礎調査</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>青少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>青少年教育関係文献・資料の調査収集</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2)専門的な調査研究</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>各年齢期における体験活動に関する調査研究</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>課題を抱える子どもの体験活動に関する調査研究</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>青少年教育施設等で実施される体験活動の教育効果に関する研究</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>防災の観点に立った青少年の体験活動プログラムの調査研究</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>青少年の体験活動の意味と範囲に関する調査研究</td> </tr> </table> <p>(1)基礎的な調査研究の実施</p> <p>① 青少年の体験活動等と自立に関する実態調査</p> <p>機構においては、青少年教育の充実を図る上での基礎資料を得ること等を目的として、平成 18 年度より青少年の自然体験、生活体験・習慣の実態や自立に関する意識等について全国規模の調査を実施している。</p> <p>平成 22 年度調査(平成 23 年 11 月公表)では、引き続き、学年間の比較及び平成 18 年度から平成 22 年度の経年変化を分析するとともに、保護者の子どもの頃の体験活動とそれを通して得られる資質・能力やその子どもの体験活動との関係、さらに居住地と自然体験の関係について分析を行った。</p> <p>【主な調査結果】</p> <p>本調査では、これまでの調査と同様に、</p> <p>・ 体験を多く行っている青少年ほど、他者への思いやりや積極性などの</p>	(1)基礎的な調査研究		①	青少年の体験活動等と自立に関する実態調査	②	青少年教育関係施設基礎調査	③	青少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集	④	青少年教育関係文献・資料の調査収集	(2)専門的な調査研究		①	各年齢期における体験活動に関する調査研究	②	課題を抱える子どもの体験活動に関する調査研究	③	青少年教育施設等で実施される体験活動の教育効果に関する研究	④	自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究	⑤	子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究	⑥	防災の観点に立った青少年の体験活動プログラムの調査研究	⑦	青少年の体験活動の意味と範囲に関する調査研究	<p>青少年教育のナショナルセンターとして、継続的に実施すべき基礎的な調査研究を的確に実施し、その成果が活用されるよう、経年比較の分析や、データベースの構築などに十分取り組まれている。</p>
(1)基礎的な調査研究																												
①	青少年の体験活動等と自立に関する実態調査																											
②	青少年教育関係施設基礎調査																											
③	青少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集																											
④	青少年教育関係文献・資料の調査収集																											
(2)専門的な調査研究																												
①	各年齢期における体験活動に関する調査研究																											
②	課題を抱える子どもの体験活動に関する調査研究																											
③	青少年教育施設等で実施される体験活動の教育効果に関する研究																											
④	自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究																											
⑤	子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究																											
⑥	防災の観点に立った青少年の体験活動プログラムの調査研究																											
⑦	青少年の体験活動の意味と範囲に関する調査研究																											

自立的行動習慣が身についており、自己肯定感も高い傾向にあること
・ 青少年の自然体験活動の実施率は、学年が上がるにつれて減少しており、ここ5年間では、ほとんどの活動に関して減少傾向にあることが明らかになった。

また、保護者とその子どもの体験活動の関係については、
・ 子どもの頃に多くの体験を行ってきた保護者ほど、その子どもも体験を多く行う傾向にあり、また自己肯定感の高い保護者ほど、その子どもも自己肯定感が高い傾向にある
という結果がみられた。

② 青少年教育関係施設基礎調査

本調査は、以前は「青少年活動場所ガイド」として、青少年指導者等へ情報提供を行うことを目的に実施してきたが、近年の行政改革の一環として、国立施設の独立行政法人化や、公立施設への指定管理者制度の導入など、施設運営に関する大きな制度の変更が行われている現状等を踏まえ、青少年教育施設に関する基礎的なデータの収集の充実を図るだけでなく、全国的な青少年教育関係施設の実態を把握し、青少年教育に関する施設の現状について広く理解を求めするための基本情報として、調査を実施している。

平成22年度調査では、施設の指導體制、主催事業の実施状況、指定管理者制度の動向、国立施設への期待などについて分析を行った。

【主な調査結果】

本調査では、
・ 国立・県立施設では多くの施設で助言や指導等の施設利用者への支援が行われているが、市立・町村立施設では半数以上の施設で施設利用者への支援が行われていない
・ 市立・町村立施設では、主催事業を実施していない施設の割合が高い
・ 公立施設の約4割で指定管理者制度が導入されているが、市立・町村立では直営の施設の割合が高いものの、県立では指定管理者制度を導入している施設の割合が高い
・ 公立施設全体の7割以上、特に利用者への指導を行っている割合の高い県立施設においては9割近くの施設が、国立施設への期待を持っており、期待する内容については、「青少年教育に関する情報提供」の割合が高く、県立施設では「先駆的・モデル的な事業の普及・啓

発」、「指導者養成・職員研修」の割合が特に高いという結果がみられた。

③ 青少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集

青少年及び青少年教育に関わる法令・審議会等の答申・各種統計データなどの情報を調査・収集し、機構ホームページの「青少年教育情報ポータル」に掲載した。

④ 青少年教育関係文献・資料の調査収集

青少年及び青少年教育に関する各種報告書、図書等の文献・資料などを青少年教育関係機関等から収集し、青少年教育情報センターで閲覧できるようにするとともに、それらの書誌情報をホームページで提供した。

・ 専門的な調査及び研究が的確に実施され、十分な成果が得られているか。

(2) 専門的な調査研究の実施

① 各年齢期における体験活動に関する調査研究

子どもの頃の体験と体験を通して得られる資質・能力の関連性や、どの時期にどのような体験を行うと教育効果が高いかを明らかにすることを目的として、「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」を実施している。

平成 21 年度の調査(平成 22 年 10 月公表)では、

- ・ 子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、やる気や生きがいを持っている人が多い
- ・ 子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、「丁寧な言葉を使うことができる」といった日本文化としての作法・教養が高い
- ・ 小学校低学年までは友達や動植物とのかかわり、小学校高学年から中学生までは地域や家族とのかかわりが大切
- ・ 年代が若くなるほど、子どもの頃の自然体験や友達との遊びが減ってきている

という結果が出されている。

この結果を踏まえ、前述した平成 22 年度の「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」では、保護者を対象に、子どもの頃の体験活動と現在の資質・能力の関係について調査を行った。そこでは、当該①の調査結果と同様に、子どもの頃の体験が多い保護者ほど、人間関係

中期目標・中期計画で法人が達成すべき目標とされている「青少年の各年齢期の課題」、「困難を有する青少年の問題」、「体験活動の教育効果に関する調査及び研究」を的確に実施している。過去の調査結果を基に、新たな結果を導き出したことや、喫緊の課題に対応した調査研究等、専門性の高い十分な成果が得られている。

特に、「リフレッシュ・キャンプ」の参加者アンケートの調査のように、話題性があると思われる調査研究結果については、広く情報発信する取り組んでいただきたい。

能力、文化作法・教養等の資質・能力が高いという結果となった。

平成 23 年度においては、以上に加えて、社会貢献している成人について、その子どもの頃の体験との関係などについて明らかにするため、平成 21 年度に実施した調査票を用いて、PTA 役員及びキャンプ指導者を対象に調査を実施した。

② 課題を抱える子どもの体験活動に関する調査研究

課題を抱える子どもに対する体験活動の有効性や効果について研究するため、本部が各教育施設と連携して、各教育施設で実施している、課題(特別支援、児童養護施設、不登校・ひきこもり・ニート、非行)を抱える子どもたちを対象とした事業等の成果について、横断的な検討・分析などの調査研究に取り組んだ。

【主な調査結果】

中部・北陸ブロック 5 施設(能登、乗鞍、立山、若狭湾、妙高)では、課題を抱える青少年を対象とした体験活動のプログラムを開発することをねらいとして、体験活動による課題を抱える青少年の変容を捉え、抱える課題に対応したプログラムの特性やポイントを整理し、報告書にまとめた。

③ 青少年教育施設等で実施される体験活動の教育効果に関する研究

青少年教育施設等で実施される体験活動が、青少年の成長にどのような影響を与えるかを明らかにするため、様々な調査を実施した。

【主な調査結果】

「リフレッシュ・キャンプ」参加者アンケート調査

福島第一原子力発電所の事故の影響により、外遊びやプールの利用を控えるなど、日常生活の中で多くのストレスを抱えている福島県の児童生徒を対象に、心身の健全育成やリフレッシュを図るために、7 月 21 日から 8 月 31 日の間に実施した「リフレッシュ・キャンプ」(主催:文部科学省、国立青少年教育振興機構)の参加者に対して、夏休み前の余暇時間の過ごし方や、キャンプに参加する前とキャンプに参加した後の意識や気持ち等を調査するアンケートを実施した。その結果、キャンプの参加前に比べて子どもたちの意欲が向上したことなどが明らかになった。

特に、中学生では、キャンプ前とキャンプ後において、「無気力」、「うつ反応」、「精神的混乱」、「不安反応」の各カテゴリーにおいて、改善状

況が顕著にみられたところである。

④ 自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究
(項目別-12 頁参照)

⑤ 子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究

子ども(特に中高校生)の読書環境の実態を把握するとともに、読書が成長に及ぼす効果や読書活動を推進するための方策等を調査研究するため、平成 23 年度から 2 か年計画で実施している。平成 23 年度は、有識者で構成する研究会及びワーキング・グループを設置し、調査票の作成や調査の実施に取り組んだ。また、平成 24 年 3 月 25 日にアメリカ・フランス・ドイツから研究者を招聘して国際シンポジウムを開催した。

⑥ 防災の観点に立った青少年の体験活動プログラムの調査研究

過去に防災教育の観点から取り組まれてきた青少年の体験活動プログラムを収集し、その有用性や課題を整理するとともに、防災教育の観点に立った新たな体験活動プログラムを開発することを目的として実施した。防災教育や自然体験活動の有識者を中心とした研究会を設置し、防災教育の観点に立った体験活動について国内外の事例や動向を整理するとともに、体験活動を通じた防災教育の展開について提案を行い、報告書にまとめた。

⑦ 青少年の体験活動の意味と範囲に関する調査研究

青少年の体験活動に関する基盤及び基礎知識について体系的に整理することを目的として、平成 23 年度から 2 か年計画で調査研究に取り組んでいる。平成 23 年度は、有識者等で構成する研究会を設置し、体験活動は人間の成長過程においてどのような効果をもたらすのかについて検討を行った。

- ・ 成果を活用した取組が実施されているか。
- ・ 調査及び研究の成果を発表し、その成果は他の機関等で活用されているか。

(3) 成果の発表及び他の機関等での活用状況

① 報告書等の作成

「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」、「青少年教育関係施設基礎調査」、「『リフレッシュ・キャンプ』参加者アンケート調査」、「課題を抱える子どもの体験活動に関する調査研究(中部・北陸ブロッ

「青少年教育研究センター」で実施した調査研究については、報告書を作成し、国や関係機関・団体等に配布している。さらに機構のホームページに報告書の全文を公開する等、発表した成果を得やすくするような取り組みを行っており、利便性に配慮されている点は評価できる。

ク 5 施設)」、「防災教育の観点に立った青少年の体験活動プログラムの調査研究」については、報告書を作成し機構のホームページに掲載するとともに、政策立案を行う国や、関係機関・団体などに配布した。

また、妙高が実施した「少年期におけるリーダーシップの評価方法に関する調査研究」については、開発したアンケートを活用してもらうために、活用方法を掲載したリーフレットを作成するとともに、ホームページからアンケート用紙がダウンロードできるようにした。

② 研究者へのデータの提供

研究者が2次分析に使える個票データを提供する仕組みを構築し、「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査(平成 21 年度調査)」と「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」について、利用登録の上、ホームページからダウンロードできるようにした。

③ 調査研究結果の活用状況

「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」と『リフレッシュ・キャンプ』参加者アンケート等の調査結果については、中央教育審議会 スポーツ青少年分科会 青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会、平成 23 年版子ども・若者白書、今後の環境教育・普及啓発の在り方を考える検討チーム報告書(環境省)等に活用された。また、調査結果を簡単にまとめたリーフレット「かわいい子には体験を！」や事業評価に活用できる「生きる力」の測定・分析ツールについて、教育委員会や公立青少年教育施設、民間団体等から多数の送付依頼があったところである。

今後は、調査及び研究の成果をより広く情報発信するとともに、青少年教育関係者に活用されるよう取り組んでいただきたい。

【(中項目)1-5】	青少年教育団体が行う活動に対する助成	【評定】	
-------------------	---------------------------	-------------	--

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

(1)助成金の交付

青少年教育団体に対し、当該団体が行う以下に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付する。その際、体験活動と読書活動に対する助成については、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの活動機会が提供されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、活動の振興を図る取組の裾野を広げるような活動を中心に交付を行う。なお、助成金の交付に当たっては、文部科学省が直接行う同様の助成事業との役割分担を踏まえ、より効果的・効率的な執行を行う。

また、子どもの体験活動・読書活動等、助成活動の事例を収集するとともに、ホームページ等を通じた関係団体への情報提供を行う。

(a)子どもの体験活動の振興を図る活動に対する助成

① 子どもを対象とする自然体験、社会奉仕体験、職業体験、科学技術体験、交流体験等の体験活動の機会を提供する活動

② 指導者の養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする体験活動を支援するための活動

(b)子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成

① 子どもを対象とする読書会、読み聞かせ等の読書活動を推進する活動

② 読書ボランティアの養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする読書活動を支援するための活動

(c)インターネット等を通じて提供することができる子ども向けの教材の開発・普及を行う活動に対する助成

(2)選考手続き等の客観性及び透明性の確保

引き続き、外部専門家や有識者等の参加を得た第三者による委員会を設置(必要に応じて分野ごとの専門委員会を置く。)し、審査方法等選定に関する基準を策定の上、審査を行い、採択結果及び選考に関する基準をホームページ等により公表する。

(3)資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保

資金の確保について、全国規模である法人のメリットを活かして、民間企業等からの寄附金獲得のための活動を積極的に行う。資金の運用及び管理については、資金管理委員会により客観性及び透明性を確保するとともに、安全性が高い金融機関及び金融商品で運用し、適切に管理する。

H23	H24	H25	H26
A			

実績報告書等 参照箇所

業務実績報告書 第8章

【インプット指標】

(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27
決算額(百万円)	1,484				
従事人員数(人)	13				

注1)決算額については、各年度の助成金交付確定額及び普及啓発事業経費である。

注2)従事人員数については、助成業務を担当する機構本部子どもゆめ基金部の人数を記載した。

評価基準	実績	分析・評価																																																																					
<p>【助成金の交付状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 	<p>【助成金の交付状況】(第8章1. ～2.、8-1～4 ページ、表 8-1～4、図 8-5)</p> <p>「青少年教育団体が行う活動に対する助成の実施状況」</p> <p>健全な青少年の育成のためには、社会全体で青少年の体験活動や読書活動等を推進する必要がある。このため、機構においては、青少年の自然体験活動等の体験活動や読書活動、子ども向けの各種教材開発といった地域の団体が実施する様々な体験活動や読書活動等のうち、特色ある活動を中心に財政的支援を行い、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図るものである。</p> <p>平成 23 年度においては、4,372 件の応募があり、3,104 件の活動に対し助成した。</p> <p>この助成により、437,052 人の子どもたちに様々な体験活動の機会が提供された。また、子どもの体験活動等を支援する指導者等を対象とした活動には、63,714 人の指導者等が参加した。(表 8-1 参照)</p>	<p>平成 23 年度の「子どもゆめ基金」助成事業への応募件数は 4,372 件であり、過去最高の応募件数を達成している。また、助成した活動への参加状況については、全体では 25,510 人、子どもの参加人数は 25,985 人と前年度と比べ増加しており、子どもの体験活動の振興及び読書活動の振興を図る活動への支援が的確に行われている。</p> <p>また、東日本大震災の被害を受け、関係書類等を紛失した助成団体に対して、事務の公正性を損ねない程度に提出書類の省略化を行ったこと等、被災地の団体への事務手続き等に係る配慮を行っており、公平性の観点を踏まえ、適切に対応されている。</p>																																																																					
<p>表 8-1 助成活動への参加状況</p>																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">平成 22 年度</th> <th colspan="3">平成 23 年度</th> <th colspan="3">増 △ 減</th> </tr> <tr> <th>体験活動</th> <th>読書活動</th> <th>計</th> <th>体験活動</th> <th>読書活動</th> <th>計</th> <th>体験活動</th> <th>読書活動</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子どもを対象とする活動</td> <td>486,185</td> <td>79,575</td> <td>565,760</td> <td>488,801</td> <td>101,878</td> <td>590,679</td> <td>2,616</td> <td>22,303</td> <td>24,919</td> </tr> <tr> <td> うち子どもの参加人数</td> <td>359,561</td> <td>51,506</td> <td>411,067</td> <td>363,612</td> <td>73,440</td> <td>437,052</td> <td>4,051</td> <td>21,934</td> <td>25,985</td> </tr> <tr> <td> うち大人の参加人数</td> <td>126,624</td> <td>28,069</td> <td>154,693</td> <td>125,189</td> <td>28,438</td> <td>153,627</td> <td>△1,435</td> <td>369</td> <td>△1,066</td> </tr> <tr> <td>フォーラム等振興普及活動・指導者養成</td> <td>11,564</td> <td>51,559</td> <td>63,123</td> <td>14,020</td> <td>49,694</td> <td>63,714</td> <td>2,456</td> <td>△1,865</td> <td>591</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>497,749</td> <td>131,134</td> <td>628,883</td> <td>502,821</td> <td>151,572</td> <td>654,393</td> <td>5,072</td> <td>20,438</td> <td>25,510</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	平成 22 年度			平成 23 年度			増 △ 減			体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計	子どもを対象とする活動	486,185	79,575	565,760	488,801	101,878	590,679	2,616	22,303	24,919	うち子どもの参加人数	359,561	51,506	411,067	363,612	73,440	437,052	4,051	21,934	25,985	うち大人の参加人数	126,624	28,069	154,693	125,189	28,438	153,627	△1,435	369	△1,066	フォーラム等振興普及活動・指導者養成	11,564	51,559	63,123	14,020	49,694	63,714	2,456	△1,865	591	合 計	497,749	131,134	628,883	502,821	151,572	654,393	5,072	20,438	25,510
区 分	平成 22 年度			平成 23 年度			増 △ 減																																																																
	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計																																																														
子どもを対象とする活動	486,185	79,575	565,760	488,801	101,878	590,679	2,616	22,303	24,919																																																														
うち子どもの参加人数	359,561	51,506	411,067	363,612	73,440	437,052	4,051	21,934	25,985																																																														
うち大人の参加人数	126,624	28,069	154,693	125,189	28,438	153,627	△1,435	369	△1,066																																																														
フォーラム等振興普及活動・指導者養成	11,564	51,559	63,123	14,020	49,694	63,714	2,456	△1,865	591																																																														
合 計	497,749	131,134	628,883	502,821	151,572	654,393	5,072	20,438	25,510																																																														
<p>なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被害を受け、関係書類を紛失するなど、助成金の精算払に必要な実績報告書の提出に支障が生じた団体が一部あったが、事務の公正性を損ねない程度に提出書類を省略又は猶予して助成金額の確定を行う等、柔軟に対応した。</p> <p>また、被災地で活動する団体に配慮するため、募集説明会を当初予定していなかった宮城県仙台市で開催した。</p>																																																																							

1. 助成活動の募集

平成 23 年度子どもゆめ基金助成金の募集は、平成 22 年 9 月 17 日から 12 月 5 日までの 80 日間行った。募集に当たっては、全国各地への周知を図るため、次の広報活動を実施した。

【広報活動の実施内容】

- ① ホームページに募集案内を掲載。
- ② 説明会の開催(札幌、東京、京都、松山、鳥栖の 5 都市で開催し、551 人が参加)
- ③ 都道府県・市区町村教育委員会、青少年教育関係団体、青少年団体連絡組織、ボランティア協会、NPO 法人連絡組織などに助成金募集案内を送付し、管下関係機関への周知を依頼した。
- ④ 「体験の風をおこそう」運動の一環として行う活動助成の追加募集を平成 23 年 7 月 1 日から 7 月 29 日までの 29 日間行った。

2. 助成金の交付

(1) 応募状況(表 8-2,3 参照)

平成 23 年度助成活動の分野別の応募件数は、体験活動 3,615 件、読書活動 644 件、教材開発・普及活動 113 件、合計 4,372 件となっており、対前年度比で 1,930 件増加している。

また、応募団体数は、平成 22 年度と比較し 273 団体増加し、2,460 団体となり、このうち新規の応募団体数は、対前年度比 164 団体増の 792 団体(全体の 32.2%)であった。

表 8-2 助成金の応募状況(活動区分別)

助成対象活動区分	平成 22 年度		平成 23 年度		増 △ 減	
	応募件数	交付希望額(千円)	応募件数	交付希望額(千円)	応募件数	交付希望額(千円)
体験活動	1,952	1,643,620	3,615	2,026,818	1,663	383,198
読書活動	418	291,403	644	302,008	226	10,605
教材開発・普及活動	72	873,279	113	930,051	41	56,772
合計	2,442	2,808,302	4,372	3,258,877	1,930	450,575

【経年比較】助成金応募状況(件数)

(単位:件)

助成対象活動区分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
体験活動	応募	2,532	2,441	2,231	2,209	1,952	3,615
	確定	1,844	1,667	1,565	1,581	1,538	2,562
読書活動	応募	549	523	516	542	418	644
	確定	409	436	427	441	359	513
教材開発・普及活動	応募	103	112	84	82	72	113
	確定	28	27	28	27	31	29
合 計	応募	3,184	3,076	2,831	2,833	2,442	4,372
	確定	2,281	2,130	2,020	2,049	1,928	3,104

【経年比較】助成金応募状況(金額)

(単位:千円)

助成対象活動区分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
体験活動	応募	2,978,468	2,344,641	2,080,512	1,944,183	1,643,620	2,026,818
	確定	1,046,853	994,057	1,000,179	966,797	965,105	978,284
読書活動	応募	384,089	313,186	312,246	330,724	291,403	302,008
	確定	180,835	180,203	185,387	195,445	168,327	172,409
教材開発・普及活動	応募	1,098,720	1,105,972	948,013	934,821	873,279	930,051
	確定	230,138	226,551	276,570	266,914	324,184	198,636
合 計	応募	4,461,277	3,763,799	3,340,771	3,209,728	2,808,302	3,258,877
	確定	1,457,826	1,400,811	1,462,136	1,429,156	1,457,616	1,349,329

表 8-3 助成金応募状況(団体種別)

団 体 種 別	平成 22 年度		平成 23 年度		増 △ 減
	応募団体数	割合(%)	応募団体数	割合(%)	応募団体数
財団法人・社団法人	171	7.8	221	9.0	50
特定非営利活動法人	444	20.3	557	22.6	113
法人格を有しない団体等	1,572	71.9	1,682	68.4	110
合 計	2,187	100.0	2,460	100.0	273

【経年比較】助成金応募状況(団体種別)

(単位:団体)

団 体 種 別	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
財団法人・社団法人	210	203	130	178	171	221
特定非営利活動法人	487	562	501	573	444	557
法人格を有しない団体等	1,923	1,991	1,930	1,853	1,572	1,682
合 計	2,620	2,756	2,561	2,604	2,187	2,460

【経年比較】助成金応募状況(新規団体数)

(単位:団体)

団体種別	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
新規団体数	1,230 (46.9%)	1,134 (41.1%)	830 (32.4%)	839 (32.2%)	628 (28.7%)	792 (32.2%)

(注)下段()の割合は、応募団体総数に対する新規団体数の割合である。

(2)助成金の交付状況(表 8-4 参照)

助成金交付に際しては、外部有識者から構成される「子どもゆめ基金審査委員会」に助成対象活動及び助成金交付額の審査を諮問し、その審査結果に基づき、内定した団体に対して平成 23 年 4 月 11 日及び同年 9 月 8 日に助成金内定通知書を発出した。交付に係る件数と金額は、次のとおりである。

表 8-4 助成金交付状況(活動区分別件数・金額)

(単位:件・千円)

助成対象活動区分	応 募		内 定		決 定		確 定	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
体 験 活 動	3,615	2,026,818	2,932	1,254,384	2,657	1,121,002	2,562	978,284
読 書 活 動	644	302,008	539	212,584	520	196,670	513	172,409
教材開発・普及活動	113	930,051	30	210,556	29	200,664	29	198,636
合 計	4,372	3,258,877	3,501	1,677,524	3,206	1,518,336	3,104	1,349,329

- ・ 助成金は、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく交付されているか。

(3)助成先の分布状況(資料編13. 資料-86)

これまでの都道府県別の交付状況の分析から、中国・四国地方が他の地方より応募件数が少なかったため、平成 23 年度においては、四国地方においても募集説明会を開催した(松山市)。その結果、四国4県の応募件数は対前年度比 64 件増の 167 件となった。

都道府県別の応募状況を的確に把握・分析し、応募件数の少なかった四国地方において、同地方で初めて募集説明会を開催し、前年度を上回る応募件数を確保している。

- ・ 特色ある新たな取組、取組の裾野を広げるような活動に交付されているか。

(4) 特色のある取組や裾野を広げる活動への助成状況

① 特色のある取組への助成

【助成事例】

日頃、子どもと向き合う時間が少なく、育児や子ども会活動などに疎遠になりがちな父親を対象とした読書活動の講習会に助成した。一般的に、読書活動の講習会は母親など女性の参加が多いが、本講習会は父親を対象とし、父親が読み聞かせや紙芝居などを通して子どもとよりふれあい、子育ての楽しみを感じてもらうことを目的としたところが特徴的であった。読書離れの傾向にある子どもたちの読書活動を促進するだけでなく、父親が家庭や地域における子育てに積極的に関わる効果も期待される。

② 裾野を広げる活動への助成

平成 23 年度の応募件数のうち、市区町村規模で新規に応募のあった活動は 550 件であった。平成 22 年度と比較すると 177 件増加しており、地域の草の根的な活動への支援は拡大しているといえる。

(5) 事務手続きの見直し等に関する取組

① 事務手続きの簡素化やサービスの向上に関する取組

助成活動終了後に提出を求めていた支払申請書を実績報告書にまとめることにより、事務手続きの簡素化を図った。また、フリーダイヤルを携帯電話にも対応させ、サービスの向上を図った。

② 普及啓発に関する取組

子どもゆめ基金による活動の普及拡大を図るため、「子どもゆめ基金ガイド」を作成し、関係団体へ配付するとともに、ホームページに掲載して広く情報提供を行った。また、全国 5 か所で開催した募集説明会においては、質疑応答の時間や相談窓口を設けて団体の個別相談に応じるとともに、団体間の情報交換も行われた。

特に、「子どもゆめ基金ガイド」の作成に当たっては、1 団体 1 頁から、見開きの 2 頁とすることで、読みやすい誌面づくりを心がけた。記載項目についても、3 項目（①活動概要、②活動の内容、③成果と課題）から、8 項目（①活動の概要、②活動の日程・内容、③活動のポイント（2 つ）、④活動のねらい、⑤活動の成果、⑥団体の成長、⑦活動の課

特色のある活動や、取組の裾野を広げる活動への助成が的確に行われている。

助成団体の活動実績を把握し、その成果を広く普及啓発するための取り組みとして、各団体の参考となる活動事例を掲載した「子どもゆめ基金ガイド」を作成・配布するとともに、子どもゆめ基金ホームページにおいても全文を掲載している。

題、⑧今後の展望)に増やすことで、活動内容をよりわかりやすく記載し、助成金応募の際の参考となるよう改善した。

また、「体験の風をおこそう」運動を推進するため、平成23年度は従来の「子どもゆめ基金オープンドリム事業」を見直し、教育施設と関係団体が連携して事業を行う「子どもゆめ基金体験の風リレーションシップ事業」を実施し、全教育施設で参加者約9.2万人に対して子どもゆめ基金の周知を図った。

(6) 助成活動団体の実態調査

助成活動の適正な実施及び活動経費の適正な執行を確認するため、平成22年度及び23年度に助成した団体のうち、78団体を対象に実態調査を行った。

平成23年度においては、調査団体への「ヒアリングフォーマット」を新たに作成し、職員の共通認識のもとに調査を実施した。

調査結果は概ね適正であったが、一部の団体で支出の内容を証明する領収書が整理されていないなどの関係書類の管理の不備が見受けられたため、改善するよう指導した。

(7) 助成業務の成果・課題(図8-5参照)

助成団体のアンケートからは、助成金が交付された効果として、「参加費を安く抑えられた」、「事業の継続企画ができるようになった」といった回答のほか、「公的機関などからの信頼性が高まった」、「スタッフの人数が確保でき、より安全に活動できるようになった」といった回答もあり、資金面以外にも助成金が交付されたことによる効果が表れていることがわかる。

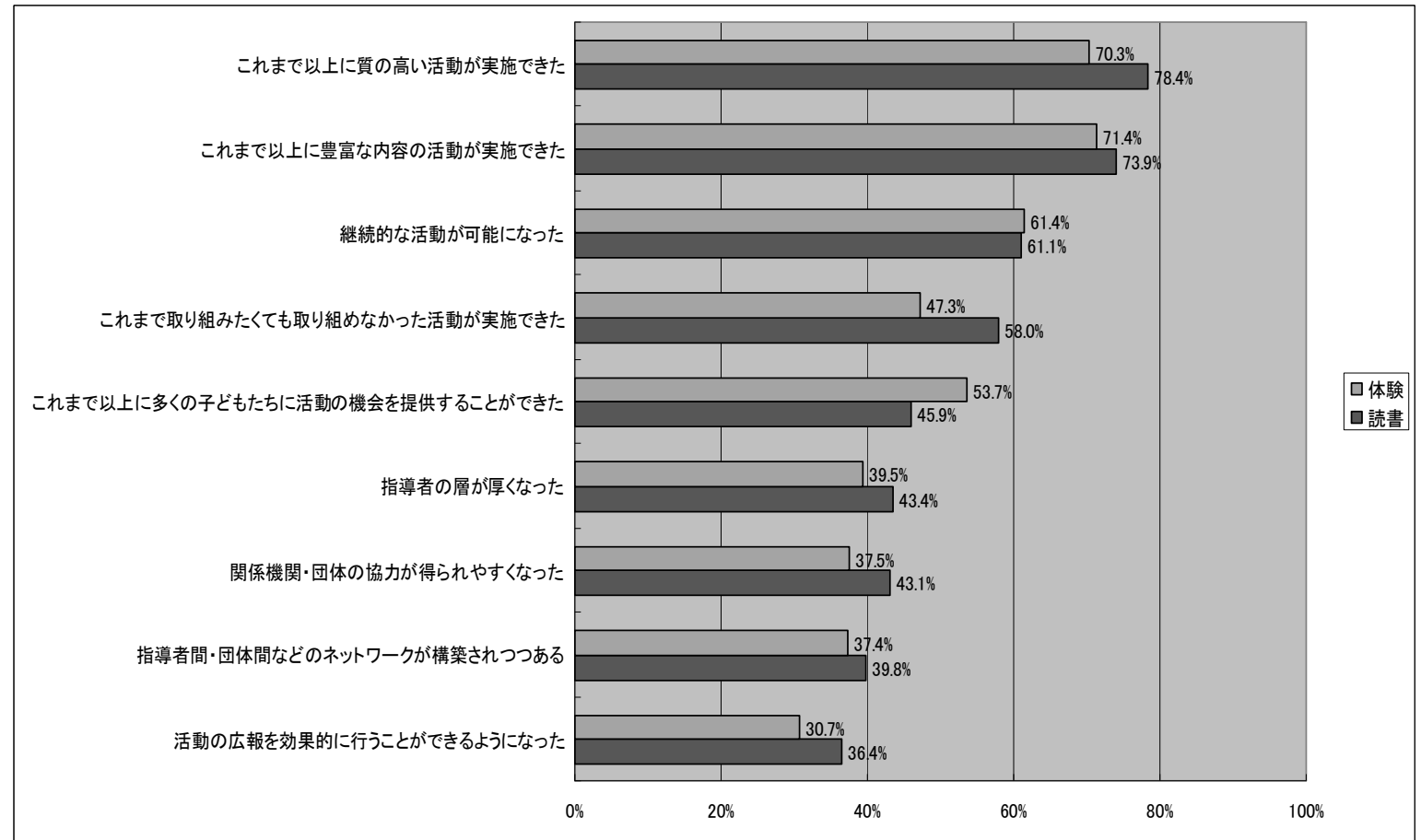
平成23年度においては、事務手続きの簡素化などに取り組んだことにより、助成金額の確定後、速やかに支払いを行うことができるようになり、団体の負担軽減にもつながった。

一方、団体調査時のヒアリングでは、「交付決定や助成金額の確定をもっと早くしてほしい」、「応募から確定までの手続きを簡素化してほしい」といった意見が未だに聞かれるため、今後も更なる見直しを図っていく必要がある。

また、普及啓発については、全国的に応募件数が前年度を大きく上回っており、教育施設を活用して普及啓発に取り組んだ成果が伺える。しかし、中部ブロックは、人口比率を勘案しても他のブロックより応募件数が少な

い傾向にあり、今後は特に中部ブロックでの普及啓発に取り組むことが課題である。

図 8-5 助成金の交付による効果【体験活動・読書活動】(複数回答)



【客観性・透明性の確保状況】

- ・ 選考手続き等に客観性や透明性が確保されているか。

【客観性・透明性の確保状況】(第8章3.、8-4～6 ページ、図 8-6、表 8-7)

(1) 選考手続きの状況

① 審査委員会組織及び審査体制(図 8-6 参照)

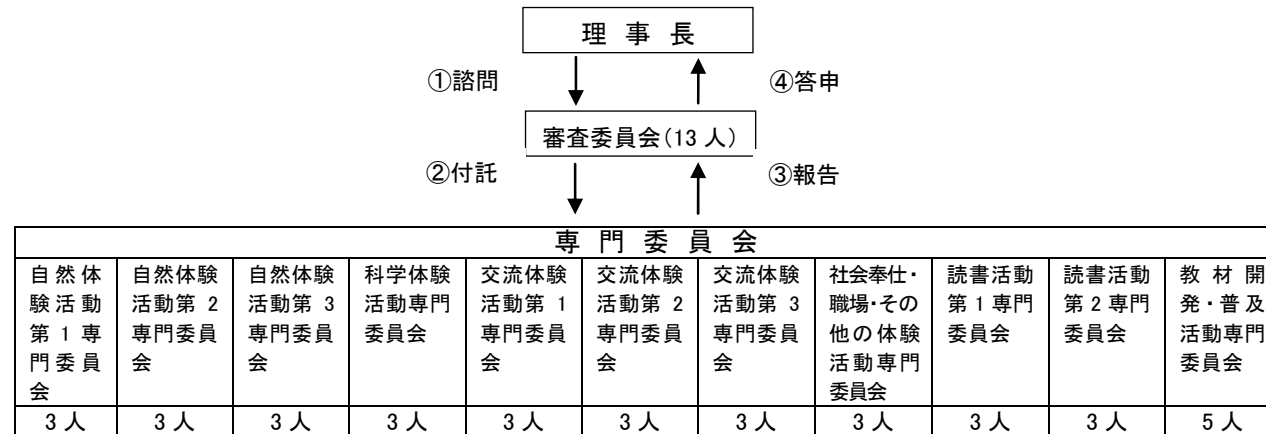
助成金の交付に係る選考手続き等に関しては、下記の体制で実施した。

ア. 審査委員会: 審査基準等を決定するとともに、各専門委員会の審議結果に基づき、採択する活動及び助成金額を審議し、決定する。

イ. 専門委員会: 専門的見地から、助成金計画調書を審査し、助成対象活動の評価・評定を行う。

助成金の交付の選考手続きに係る審査については、審査委員会・専門委員会を設置し、客観性を確保するとともに、審査結果等をホームページに掲載するなど透明性の確保に引き続き努められている。

図 8-6 平成 23 年度審査委員会の審査体制



② 審査委員会委員の選任

審査委員の任期は、子どもゆめ基金審査委員会規程により 2 年となっている。平成 23 年度は、平成 21 年 8 月 1 日付けで改選された男性 8 人、女性 5 人の計 13 人の審査委員が審査に当たった。また、男性 21 人、女性 14 人の計 35 人の専門委員が専門的見地から助成金計画調書を審査した。

③ 平成 23 年度助成金交付に係る審査状況(表 8-7 参照)

審査委員会及び専門委員会の開催状況は、次のとおりである。

表 8-7 審査委員会等の開催状況

委員会名		開催日	主な審議事項
審査委員会		平成22年 6月 4日	・助成金交付の基本方針
		平成22年 8月17日	・助成金交付の基本方針
		平成23年 3月17日	・助成対象活動の採択
		平成23年 8月25日	・助成対象活動の採択(追加募集)
専門委員会	自然体験活動専門委員会	平成22年12月24日	・助成対象活動の審査の方法等
		平成23年 2月21日	・助成対象活動の評定
		平成23年 2月23日	
		平成23年 3月 4日	
	科学体験活動専門委員会	平成22年12月16日	・助成対象活動の審査の方法等
		平成23年 2月15日	・助成対象活動の評定
	交流体験活動専門委員会	平成22年12月16日	・助成対象活動の審査の方法等
		平成23年 2月24日	・助成対象活動の評定
		平成23年 3月 3日 平成23年 3月 8日	
	社会奉仕・職場・その他体験活動専門委員会	平成22年12月24日	・助成対象活動の審査の方法等
		平成23年 3月 1日	・助成対象活動の評定
	読書活動専門委員会	平成22年12月22日	・助成対象活動の審査の方法等
		平成23年 2月17日	・助成対象活動の評定
		平成23年 2月28日	
教材開発・普及活動専門委員会	平成22年11月24日	・助成対象活動の審査の方法等	
	平成22年12月15日	・助成対象活動の評定(一次)	
	平成23年 3月 7日	・助成対象活動の評定(二次)	

【経年比較】 審査委員会等の開催状況

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
審査委員会	1	2	2	2	3	4
部 会	3	3	—	—	—	—
専門委員会	7	12	17	17	18	18
合 計	11	17	19	19	21	22

④ 審査状況等の公表

審査状況等や採択結果のほか、助成金交付の基本方針(選考基準)、審査委員・専門委員名をホームページに掲載するとともに、都道府県教育委員会にも資料提供を行い、客観性・透明性の確保に努めた。

【資金の確保、運用・管理の状況】

- ・ 民間企業等からの寄附金獲得のための活動が積極的に行われているか。
- ・ 資金の運用及び管理について、客観性及び透明性が確保され、安全性の高い金融商品等で運用し、適切に管理されているか。

【資金の確保、運用・管理の状況】(第8章4.、8-6～7 ページ)

4. 資金の確保、運用及び管理の客観性

(1) 資金の拡大についての活動状況

① 出えん金の募集広報の状況

ア. 振替払込書付きの募金のチラシを 1 万部作成し、各教育施設の教育事業の参加者や利用者に配付するとともに、全国で開催した普及啓発事業の参加者に配付し、募金広報を展開した。

イ. ホームページ、募金のチラシ、子どもゆめ基金ガイド、手提げ袋に基金への募金依頼及び寄附者名を掲載することで、多くの方々に募金広報と寄附者を紹介する機会や場面を積極的に展開した。また、22,000 部作成した子どもゆめ基金ガイドに募金の振替払込書を綴り込み、募金広報を充実するとともに、寄附者への便宜を図った。

ウ. ホームページの寄附者一覧のページを毎月更新するとともに、子どもゆめ基金ホームページ及び普及啓発事業の関係団体が運営するホームページを相互リンクし、ホームページ閲覧の機会拡大を図った。

エ. 教育施設に募金箱を設置し、募金箱に子どもゆめ基金のチラシや振替払込書付きの募金のチラシを設置し、教育施設の利用者を対象に募金の周知を図った。

オ. センター構内設置の清涼飲料水等の自動販売機の売り上げの一部を寄附金として受け入れているほか、センター構内の食堂より寄附金を受け入れ、寄附の拡充を図った。

カ. 民間のカード会社と契約し、ポイント還元対象の一つとして「子どもゆめ基金へ募金」を設定し、寄附の拡充を図るとともに、子どもゆめ基金の周知を図った。

キ. 子どもゆめ基金の認知度を向上させるとともに、基金に対する一層の周知を図るため、以下の取組を実施した。

a. 子どもゆめ基金紹介リーフレットを作成し、各教育施設の教育事業の参加者や利用者に配付するとともに、全国で開催した普及啓発事業の参加者に配付した。

平成 23 年 3 月に子どもゆめ基金の原資となる政府出資金 100 億円を国庫返納したことにより、民間出えん金の更なる拡大に取り組む必要がある。

民間出えん金の運用にあたっては、安全性と収入向上の両立を図っている。

b. 「子どもゆめ基金」、「読書・手伝い・外あそび」、「かがやく先輩からのメッセージ」、「体験の風をおこそう」、「早ね早おき朝ごはん」と印刷した絆創膏 5 枚セットに、「かすり傷は、子どもの勲章！」とのメッセージを添えて作成し、話題性のある広報を新たに実施した。

② 資金の確保

上記の取組により、平成 23 年度においては、民間からの出えん金として、7,226,419 円(累計額 89,085,272 円)を確保した。

③ 資金運用の実施状況

民間からの出えん金の運用については、資金管理委員会において、元本の保証、高い運用益が確認された地方債券で運用しており、安全性と収入向上の両立を図っている。

【(中項目)1-6】	共通的事項					【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 上記の1～5に掲げる各業務間の有機的な連携を図るとともに、その特質に応じて、以下の事項を行う。</p> <p>(1) 広報の充実 国民の青少年教育に対する理解を増進するとともに、機構の業務内容の周知や各施設の研修利用の促進を図るため、事業等の目的・内容及び成果並びに各施設の情報などについて、インターネットやマスメディアの積極的な活用、刊行物等広報関係資料の配付や青少年教育に関連するデータベースの構築・更新などにより、一層効果的かつ戦略的な広報を実施する。</p> <p>(2) 各業務の成果の普及 各業務の成果の普及を推進するため、公立の青少年教育施設や関係機関・団体等に対して、以下の取組により、情報提供等の充実を行う。</p> <p>① 開発したプログラムを公立の青少年教育施設等で活用できるよう汎用性のあるプログラムとして提供するなどの工夫を行う。 ② ホームページや各種資料、全国的・都道府県規模の会議、その他様々な機会を活用して、適時適切な情報提供を行う。 ③ 各業務の成果の普及状況及び公立の青少年教育施設や関係機関・団体等のニーズなどを把握するため、各種情報収集を行う。</p> <p>(3) 各業務の点検・評価の推進 各業務及び事業の検証を行うため、対象者や団体に対してアンケート調査等を行い、その結果を随時改善に活かす。 また、毎年度、業務全般に関する自己点検・評価を行うとともに、第三者による外部評価を実施し、評価結果を業務の改善に反映する。</p> <p>(4) 各業務における安全性の確保 各業務の実施に当たっては、自然災害等への対応も含めて、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図るため、日常的に施設設備の安全点検を行う。また、事故等につながるような事例を蓄積し、各施設間で共有するとともに、安全管理マニュアルの整備・充実やその遵守、職員等に対する安全指導に関する研修、利用者への安全指導の徹底等を行う。</p> <p>(5) 民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進 青少年等の多様なニーズに応え、各業務を実施するため、内容に応じて、民間団体・企業等の参画を得て、事業等を行う。 また、ボランティア等の参画機会の拡充を図るため、ボランティアの登録・研修を進めるとともに、各分野の専門的な指導者の協力を得た事業運営に取り組む。</p>						A			
						H23	H24	H25	H26
						A			
						実績報告書等 参照箇所			
						業務実績報告書 第9章			
【インプット指標】									
(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27				
決算額(百万円)	2,139								
従事人員数(人)	331								
						注1) 決算額については、各年度の他の項目の指標の合算である。 注2) 従事人員数については、各年度の指標における他の項目の人数を合算して記載した。 注3) 成果の普及及び広報については、複数部署にまたがるため、決算額・従事人員数を算出するのは困難である。			

評価基準	実績	分析・評価
<p>【広報の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットやマスメディアの活用がなされているか。 刊行物等広報関係資料の配布がなされているか。 	<p>【広報の状況】(第9章 1.、9-1~3 ページ) 「各業務に共通する事項の実施状況」</p> <p>1. 広報の充実</p> <p>機構は、各教育施設の利用促進を図るため、青少年教育の理解を増進させ、機構の取組の周知を図り、教育施設の利用や事業へ参加してもらうため、段階に応じて様々な広報を各事業と連携し、機構全体で実施している。</p> <p>平成 23 年度の業務実績として、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起朝ごはん」運動、子どもゆめ基金などの普及啓発、調査研究結果のプレスリリース等を実施した。また、機構の取組の周知を図るため、新聞・雑誌への連載、事業成果等のホームページでの提供、概要やリーフレット等の広報資料を配布した。更に、教育施設の利用や事業へ参加をしてもらうため、直接訪問を基本に郵送、ホームページ等により事業や利用案内などの広報資料を配布するとともに、普及啓発事業などを実施した。また、効果的な広報活動を行うため、機構職員を対象として「広報・利用促進研修」を行った。</p> <p>(1)ホームページによる広報</p> <p>機構ホームページにおいては、平成 22 年度末にコンテンツ管理システムを導入し、必要な情報をタイムリーに発信できるようにした。これを活用し、事業案内などの最新の情報を、迅速かつ分かりやすく発信した。教育施設においては、ホームページのリニューアルやメールマガジンの発行、職員によるブログ、写真を多く用いた活動内容の紹介や事業紹介などホームページの内容を充実させるとともに、空室状況やキャンセル情報を掲載するなどにより利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>特に、スポーツ・文化芸術・学術研究などの分野で活躍する(した)著名な方々に幼少期の体験談などのインタビュー映像をまとめた「かがやく先輩からのメッセージ」については、文部科学省のホームページの動画チャンネルも活用するなどして配信したところ、平成 23 年度末までに約 4 万回視聴された。</p> <p>また、政府インターネットテレビに「体験の風をおこそう ～子どもの頃の体験は豊かな人生の基盤」を掲載(満足度 5 点満点)するなど動画を活用した広報を展開した。</p>	<p>広報については、各教育施設でホームページの充実を図るとともに、政府インターネットテレビに「体験の風をおこそう」運動に関連した動画を配信するなどの取り組みを行っており、ホームページのトップページのアクセス数は、毎年度増加していることから、利用者の利便性を考慮した取り組みが着実に推進されており、評価できる。</p> <p>また、様々なマスメディアを活用し、体験活動の重要性についての普及啓発や、各教育施設の研修利用の促進に取り組んでいる。</p> <p>広報資料の作成・配布にあたっては、平成 23 年度よりパンフレット(概要)を見やすくリニューアルしており、興味・関心を引く取り組みを行っている。また、各教育施設においては、幼稚園・学校・企業・スポーツ団体といった分野別に広報チラシを作成・配布しているほか、職員が直接訪問して配布するなど、広報を強化していることは評価できる。</p>

震災に伴う対応としては、文部科学省の「子どもの学び支援ポータルサイト」とのリンクや震災関連サイトを立ち上げるなどの取組を行った。

平成 23 年度のホームページのトップページアクセス数は 465,776 件(前年度 307,228 件)であり、対前年度比で 51.6%の増加となった。

【経年比較】機構本部ホームページのトップページアクセス数

(単位:件)

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
アクセス数	207,011	232,565	253,679	307,228	465,776

(2)メディアの活用

本部では、平成 23 年度に文部科学省の記者クラブを通じて 18 回のプレスリリースを行い、そのうち 2 回は報道機関を集めて、調査研究結果についての記者会見を開催したことにより、新聞やニュース等において大きく取り上げられ、広く周知することができた。

また、日本教育新聞(日本教育新聞社)、教育ジャーナル(学研教育みらい)、文部科学時報(ぎょうせい)、SYNAPSE[シナプス](ギアース教育新社)の 4 誌に継続的に各教育施設における事業成果などを掲載した。

更に、「早寝早起き朝ごはん」運動で展開したエコ生活キャンペーンについては、内閣府に依頼を行った結果、政府広報として全国紙及び地方ブロック紙に突き出し広告が掲載された。

また、平成 23 年度には、「体験の風をおこそう」運動を更に推進するため、子どもゆめ基金助成事業について、年度途中に追加事業を募集することとし、これを広く周知するため日本教育新聞(6 月 27 日版)に全面広告を行った。

各教育施設においても、地元のテレビや新聞、ラジオ、広報誌などに積極的に PR 活動を行い、その結果、事業案内や活動内容の様子が取り上げられ、多くの教育事業参加者や利用者を集めることができた。

(3)広報・利用促進研修

本部においては、広報や利用促進を担当する係長以上の職員を対象に、効果的な広報活動を行うための知識や方法を修得し、各教育施設の利用促進につなげることを目的として、「広報・利用促進研修」を実施した。研修では、各教育施設からの参加者が事前課題として、次年度における「稼働率向上(利用者増加)のための数値目標の設定及び行動計画(案)」を作成し、それを基に研究討議などを行った。研修後は、各教育施設にお

- ・ 青少年教育に関連するデータベースの構築・更新がなされているか。

いて「稼働率向上(利用者増加)のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、これを次年度の広報と利用促進の目標として取り組むこととし、本部においては機構ポータルサイトに掲載することで、各教育施設の目標のフォローアップに努めていくこととしている。

(4) データベースの構築・更新

① 青少年教育に関するデータベース

機構ホームページの青少年教育情報ポータルにおいて、全国の青少年教育関係施設の情報(青少年活動場所ガイド)、機構が実施した教育事業のプログラム情報(教育事業プログラム検索)、青少年教育関係資料の書誌情報(青少年教育情報センター図書検索)、調査研究報告書の全文データ(調査研究報告書検索)などを提供している。

平成 23 年度は、6 月に青少年教育情報ポータルをリニューアルし、利用者の利便性の向上を図った。

また、前年度に実施した青少年教育関係施設基礎調査で得られた情報により、青少年活動場所ガイドを更新した。

さらに、教育事業プログラム検索については各教育施設が開発した 249 プログラムを追加し、青少年教育情報センター図書検索については青少年教育情報センターで収集した資料の書誌情報 3,042 件を追加、調査研究報告書検索については取りまとめた調査研究報告書を追加するとともに、2 次分析に使える個票データを提供する仕組みを構築した。

平成 23 年度の青少年教育情報ポータルアクセス数は 375,464 件(前年度 227,740 件)であり、対前年度比で 64.9%の増加となった。

② 青少年教育情報センター

現在、青少年教育情報センターに所蔵している書籍・資料は、国・地方公共団体及び青少年関係機関・団体等が発行する答申や事業報告書、調査研究報告書等の「行政資料・団体資料」(約 30,080 冊)、青少年教育や青少年心理、学校教育・社会教育等の青少年教育関係図書(和書約 33,420 冊、洋書約 3,250 冊)、青少年教育関係機関等が発行する定期刊行物等(約 170 誌、19,830 冊)、青少年教育関係の DVD 等の視聴覚資料(約 2,080 本)である。

平成 23 年度新たに購入・収集した蔵書等数は、3,042 冊(前年度 2,850 冊)である。主な内訳は、行政資料・団体資料等 930 冊(前年度

公立・民間の青少年教育施設の事業運営に資する情報を収集し、データベース化を図ることは、青少年教育のナショナルセンターとして重要な役割である。引き続き、青少年教育に関連するデータベースの充実のため、必要に応じて更新を行うとともに、青少年教育に資する情報収集を行い、より効果的なデータベースの構築に取り組んでいただきたい。

1,064冊)、一般図書 1,051冊(前年度 716冊)、定期刊行物等 1,048冊(前年度 1,051冊)、視聴覚資料 13本(前年度 19本)であった。

また、平成 23 年度の入館者数は、17,186人(前年度 19,151人)であった。

(5)その他

① 広報関係資料の配布

本部では、平成 23 年度新たに、機構の取組を 1冊で紹介することができる A4版の見やすいパンフレット(概要)を作成した。

このパンフレット(概要)やリーフレット、「体験の風をおこそう」運動のチラシ、「早寝早起き朝ごはん」運動のチラシや指導者向けガイド、子どもゆめ基金のガイドやチラシ等の広報資料については、全国規模の会議やイベント等を通じて配付した。

また、「かがやく先輩からのメッセージ」については、6月に冊子に取りまとめ、希望する全国の小中学校、図書館などに約 48,000冊を配付し、学校の授業などで活用された。

更に、「かすり傷は、子どもの勲章！」として、「子どもゆめ基金」、「読書・手伝い・外遊び」、「かがやく先輩からのメッセージ」、「体験の風をおこそう」、「早ね早おき朝ごはん」と印刷した絆創膏 5枚セットを 7万個作成し、事業参加者などに配布した。

教育施設においては、幼稚園・保育園、学校、企業、スポーツ団体など対象別の利用促進チラシや、観光協会や企業と連携した広報資料などを作成し、イベント時の配布や郵送とともに、職員が直接訪問して配布することを基本とした広報に特に力を入れて実施した。

② 普及啓発事業の実施による広報

機構においては、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」運動、様々な青少年のサークル活動や団体等の発表会を中心としたフェスティバル、スポーツ・文化活動等の機会を提供する事業などの普及啓発事業を実施(事業数:298事業、参加者数:123,101人)した。

特に、「体験の風をおこそう」運動においては、10月を「体験の風をおこそう推進月間」に設定し、この運動に賛同して事業を実施する団体を募集し、体験の風をおこそう推進月間関連事業として、全国各地で青少年の体験活動に関する様々な事業を実施(249事業、188団体、110,050人参加)した。

【成果の普及の状況】

- ・ 開発したプログラムを汎用性のあるプログラムとして提供するなどの工夫がなされているか。
- ・ 様々な機会を活用して、適時適切な情報提供が行われているか。

【成果の普及の状況】(第9章2.、9-3～5 ページ、表 9-1～2)

2. 各業務の成果の普及

公立等の青少年教育施設との連携を目的として、活動プログラムや事業の運営方法など機構が実施した事業の成果を積極的に情報提供した。

活動プログラムの開発に当たっては、公立施設等においても活用したり普及したりできるようにするため、事業の企画段階から公立施設や関係機関等と連携して具体的なニーズや課題を明確にして取り組んだ。

また、成果の普及に当たっては、報告書を作成し配布先の関係機関等を明確にした計画的な配布や、全国6ブロックで実施する公立青少年教育施設等を対象とした「青少年体験活動フォーラム」や「全国青少年教育施設研究集会」において目的毎に分科会を設置して、実践報告等を行うなど、その成果の普及に取り組んだ。

(1) 成果を普及するための取組(表 9-1 参照)

開発した活動プログラムや、特色ある研修支援プログラム等を公立施設等に普及するため、延べ50教育施設が62件(対前年度比15件増)の報告書等を42,432部(対前年度比6,071部減)作成・発行し、青少年教育施設、教育委員会等に配布した。

また、ホームページに報告書を掲載するとともに、各教育施設で開発した活動プログラムの紹介や、教育施設周辺の情報提供など48件(対前年度比15件減)掲載した。

なお、公立青少年教育施設等への情報提供のための報告書等の作成状況は表9-1のとおりである。

活動プログラムの開発については、報告書を作成し、青少年教育施設・教育委員会等へ配布するほか、ホームページに掲載を行っており、適時適切な情報提供に取り組んでいる。

表 9-1 報告書等の作成状況

区 分	作成件数	作成施設数	総発行部数	HP 掲載数
単一の事業実施報告書	23	13	8,410	24
実施事業を取りまとめた報告書	15	15	12,256	9
所報等に事業概要を記載した報告書	9	9	7,000	8
パンフレット等の簡易な報告書	10	9	12,866	6
その他	5	4	1,900	1
合 計	62	50	42,432	48

【経年比較】事業報告書作成件数及び刊行部数

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
作成件数	74	54	55	69	47	62
総発行部数	82,330	63,750	48,123	75,625	48,503	42,432

(2) 成果の普及状況(表 9-2 参照)

表 9-2 公立施設等での活用状況

活用内容	実施教育施設数	実施件数
ア 教育施設で開発したプログラム※が、公立施設等で活用・実施された	11	30
イ 教育施設で開発した活動プログラム※が、公立施設等で活用・実施された	4	5
ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	3	6
エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	4	7
オ その他	2	7
計	24	55

(注)「活動プログラム」とは、登山やオリエンテーリング等の一つ一つの活動内容を指し、これらを組み合わせた一連のものを「プログラム」という。

【経年比較】事業の公立施設等での活用状況

成 果		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ア 教育施設で開発したプログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	6	5	10	11
	件数(件)	12	12	11	30
イ 教育施設で開発した活動プログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	8	8	9	4
	件数(件)	13	16	22	5
ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	4	5	5	3
	件数(件)	8	6	5	6
エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	7	2	5	4
	件数(件)	12	3	56	7
オ その他	教育施設数	2	3	3	2
	件数(件)	2	109	18	7
合 計	教育施設数	27	23	32	24
	件数(件)	47	146	112	55

【取組事例】

岩手山においては、教育事業「子育てを見守るお父さん講座」で開発した「プログラムの展開手法」や「親同士、子ども同士、親子相互交流の手法」などが、県立の青少年教育施設の事業「親子 de チャレンジ」で活用された。また、実施に当たっては公立青少年教育施設からの要請を受け、職員及びボランティアを派遣し、読み聞かせやレクリエーションなどのプログラム指導を担当した。

乗鞍においては、「塩の道」をキーワードに海の施設と山の施設が連携して企画・実施し、事業成果の普及として子どもの成長するストーリーをホームページに掲載した。

なお、公立施設等における平成 23 年度の活用状況は表 9-2 のとおりである。

- ・ 成果の普及状況や公立施設・関係機関・団体等のニーズ把握のための各種情報収集が行われているか。

(3) ニーズ把握等各種情報収集

【取組事例】

岩手山においては、少年院に入所している院生の院外での実習や社会体験の場が必要であるが、外出できる場所と時間に制限があり、その場を提供できる機関が少ないことから、少年院ではできない様々な体験活動プログラム及び社会復帰プログラムを提供するため、少年院職員と役割分担や活動内容を検討し4回にわたって受け入れた。

阿蘇では、環境学習について学校の要望を聞き取るとともに、事業の企画に当たっては地域の市役所、民間活動団体、牧野組合、環境省など関係機関から情報収集を行い、学校の学習カリキュラムに適した草原環境学習プログラムを作成し、提供した。

公立施設等における活用状況を把握することは、青少年教育のナショナルセンターとしての重要な役割の一つであり、活用事例を収集する取り組みについて検討されることが望まれる。

【点検・評価の状況】

- ・ 対象者や団体に対するアンケート調査が的確に実施され、その結果が随時改善に活かされているか。
- ・ 業務全般に関する自己点検・評価や、第三者による外部評価が実施され、評価結果が業務の改善に反映されているか。

【点検・評価の状況】(第9章3.、9-5~7ページ、表9-3~6)

3. 各業務の点検・評価の推進

(1) アンケート調査の実施と業務改善への反映状況

① アンケート調査の概要

教育機能と利用者サービスの一層の向上を図るため、利用団体の代表者を対象とするアンケート調査を全教育施設で実施した。

アンケート調査では満足度を把握するとともに、自由記述や聞き取りにより不満要因を把握し、改善に努めた。

アンケート調査で満足度を把握するだけでなく、不満要因の分析を行い、改善を図っていることは評価できる。引き続き、アンケート調査結果の分析を行い、高い満足度を維持するとともに、小さな指摘(コメント)にも細心の注意を払い、不満要因を改善するよう利用者サービスの向上に取り組んでいただきたい。

② アンケート調査の結果

ア. 総合的な満足度について(表9-3 参照)

アンケート調査の回答数は17,712件で、「満足」と「やや満足」を合わせると98.7%(対前年度比±0)であり、中期目標に掲げられた「平均80%以上」の目標値を上回った。

本部及び各教育施設において、自己点検・評価の取り組みが着実に実施されている。

本部において自己点検・評価報告書としてまとめ、外部有識者からなる機構評価委員会による評価を受け、指摘事項のフォローアップによる業務改善に取り組んでいる。

表9-3 総合的な満足度

質問項目	満足	やや満足	やや不満	不満
教育施設を使用しての総合的な満足度	14,687件	2,792件	202件	31件
	82.9%	15.8%	1.1%	0.2%
	98.7%		1.3%	

イ. その他の項目の満足度について(表 9-4 参照)

全体の満足度以外の項目の満足度は、表 9-4 のとおりである。

表 9-4 全体の満足度以外の項目の満足度

質問項目	満足	やや満足	やや不満	不満
事前の情報提供	12,716 件	3,785 件	263 件	19 件
	75.8%	22.6%	1.6%	0.1%
	98.3%		1.7%	
職員等の教育的支援	15,113 件	2,338 件	273 件	39 件
	85.1%	13.2%	1.5%	0.2%
	98.3%		1.7%	
職員の電話や窓口での対応	16,045 件	1,737 件	162 件	19 件
	89.3%	9.7%	0.9%	0.1%
	99.0%		1.0%	
活動プログラム	9,953 件	2,093 件	153 件	18 件
	81.5%	17.1%	1.3%	0.1%
	98.6%		1.4%	

(注)活動プログラムはセンターを除く。

【経年比較】アンケート実施結果の満足度

質問項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総合的な満足度	97.7%	98.1%	98.3%	98.6%	98.7%	98.7%
事前の情報提供	96.3%	96.8%	97.2%	97.6%	97.8%	98.3%
職員等の教育的支援	97.1%	97.1%	97.5%	98.1%	98.1%	98.3%
職員の電話や窓口での対応	97.9%	98.3%	98.5%	98.8%	98.9%	99.0%
活動プログラム	97.4%	98.1%	98.2%	98.3%	98.4%	98.6%

ウ. 教育施設の利用情報について(表 9-5 参照)

教育施設を利用したきっかけについては、「以前から利用している」が最も多く 68.6%を占め、次いで「ホームページ」が 10.8%となっている。また、「教育施設の職員や指導員の紹介」、「他の教育施設を利用して知った」などの「その他」が 3.3%であった。

表 9-5 「教育施設を利用したきっかけ」の回答結果(複数回答)

項 目	回答件数	割 合
以前から利用している	12,700	68.6%
ホームページ	2,002	10.8%
利用者から話をきいて	1,515	8.2%
他団体の研修に参加して(学校で利用して)	973	5.2%
パンフレット	356	1.9%
教育施設の企画事業に参加して	159	0.9%
新聞・テレビ・ラジオ・雑誌・広報誌等	117	0.6%
各種報告書などの出版物	89	0.5%
その他	615	3.3%

(注)センターを除く。

③ 利用者サービス向上の主な取組状況(表 9-6 参照)

利用者の意見を取り入れて改善した事例としては、表 9-6 のとおりである。

表 9-6 利用者の要望・意見を取り入れて改善した事例

要 望 ・ 意 見	改 善 点
家族や小グループにとっては利用に関する情報量が多すぎる。もう少し内容を整理して提供してほしい。	家族・小グループ用の利用のてびきを作成した。
子どもたちに、ため口で話しかけているのが見受けられたが、不適切に感じる。	「接遇研修」および「人権・同和教育」を実施し、どの利用者に対しても状況に応じて適切に対応するよう取組んだ。
事前にカヌーの様子や注意点がわかる DVD があればいい。	DVD を新しく作成し、実際のカヌー指導と同様の内容で編集した。
対応する職員によって回答が異なる。	毎月 1 回職員全員参加による「オールミーティング」を実施し、利用者への対応方法に差異をなくすよう努めた。また、検討結果を文書化し、情報の共有化を図った。

(2)業務全般に関する自己点検・評価の実施状況

各教育施設においては、業務実績シートを作成し、当該年度における自己点検・評価を行うとともに、本部に対し報告している。本部においては、業務活動等の状況について、自己点検・評価を行い、その内容について自己点検・評価報告書にまとめている。

(3)第三者による外部評価とその結果を活かした業務改善

機構においては、文部科学省独立行政法人評価委員会による評価を受けるに当たって、業務活動等の状況について自己点検・評価を行い、外部有識者からなる機構評価委員会において、評価いただいている。委員からの指摘事項については、フォローアップを行い、業務改善に努めている。

【安全性の確保の状況】

- ・ 日常的に施設設備の安全点検が実施されているか。
- ・ ヒヤリ・ハット事例の蓄積、施設間での共有がなされ、公立施設等外部の機関に対して、体験活動の安全性の確保に関する発信がなされているか。
- ・ 安全マニュアルの整備・充実やその遵守に取り組まれているか。
- ・ 職員研修、利用者への安全指導の徹底が行われているか。

【安全性の確保の状況】(第9章4.、9-7 ページ)

4. 各業務における安全性の確保

(1) 日常的な施設整備の安全点検の実施状況

「独立行政法人国立青少年教育振興機構危機管理基本指針」を踏まえ、教育施設における「危機管理マニュアル等の作成指針」を定めており、教育施設は、その実情に即して危機管理マニュアル等の整備、必要な事項の整理を行うとともに、日常的な施設整備の点検実施をはじめ、フィールドに関する情報収集や実地踏査の実施等利用者の安全の確保に努めている。また、本部や各教育施設、外部機関が主催する安全管理講習への開催・参加等を通じ、職員に対する危機管理意識の徹底を図っている。

(2) ヒヤリ・ハット事例の蓄積・共有、外部への発信

本部では、教育施設において利用者に関わって発生した事故事例を収集し、その中から40件を選択して、「事故事例集」として編さんした。完成した冊子は、教育施設所長を対象とした機構会議や国公立の青少年教育施設職員を対象とした青少年教育施設研究集会において配付し、施設整備の徹底や施設職員への注意喚起を促した。

(3) 安全管理マニュアルの整備・充実やその遵守

教育施設が作成している「危機管理マニュアル」及び平成21年度に策定した「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」については、平成23年度も継続して日々これを見直し、指導方法や施設設備の安全管理方法について、必要に応じた改定を随時行うとともに、その情報を本部にて集約した。

(4) 利用者への安全指導の徹底

利用者に対し、入所や朝夕のつどい、活動プログラム説明時などに安全な活動や留意点の話をしたり、プログラム実施時に用具の使い方や動植物の危険性などの説明をしたりする等、安心安全に関する指導を日頃より行っている。

日常的な施設整備の安全点検の取り組みが実施されている。

「事故事例集」を編さんし、国公立の青少年教育施設に対し配布を行っている。今後も、必要な情報の更新や、さらなる注意喚起を促すよう取り組んでいただきたい。

教育施設で整備された安全管理マニュアルについて、本部がその情報を集約しており、日々の見直しを行っていることは評価できる。

利用者等に対する安全指導を確実に実施している。

【民間団体等の参画状況】

- ・ 民間団体・企業等の参画を得た事業等が実施されているか。

【民間団体等の参画状況】(第9章5.、9-7～10 ページ、表 9-7～10)

5. 民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進

(1) 民間団体・企業の参画を得た事業(表 9-7 参照)

各教育施設においては、教育事業の実施にあたって、事業の企画段階から教育委員会、青少年団体、NPO 法人、企業等と連携して実施している。

平成 23 年度においては、国や都道府県・市町村をはじめ関係機関・施設・団体等と連携し、44 事業を共催で実施した。

【取組事例】

岩手山では、「Kid's Together えいご de スノーキャンプ in テンパーク」を HSBC(香港上海銀行)、NPO 法人 NICE、陸前高田市教育委員会、安比高原自然学校と共催し、実施している。震災の被災地である陸前高田市の小学生を対象に、HSBC の様々な国籍の外国人社員らがボランティアとして関わり、英語でのオリエンテーリングや雪中での体験活動等を通して交流を行った。

調査研究の実施に当たっては、調査研究内容の充実を図るため、外部有識者を含めた調査研究協力者会議(①各年齢期における体験活動に関する調査研究、②課題を抱える子どもの体験活動に関する調査研究、③自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究、④子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究、⑤防災教育の観点に立った青少年の体験活動プログラムの調査研究、⑥青少年の体験活動の意味と範囲に関する調査研究)を設置し、調査研究内容について専門的な観点で分析を行った。

日中韓子ども童話交流事業では、9 回目となる今年度、3 カ国巡回開催がスタートし、中国の「中国関心下一代工作委员会」が主催し、日本が共催して韓国のソウル特別市が協力する形で、北京と上海を会場に6泊7日の国際交流事業を実施した。日本で実施してきた8回の実績を踏まえ、中国の伝統や文化をプログラムに取り入れ、中国の学生たちがボランティアとして運営に協力した。3 カ国の子どもたちが協力して、世界に一つだけの創作絵本を作成し、参加者の前で自分が作成したページを発表した。

各教育施設で実施する教育事業は、企画段階から民間団体・企業等と連携して着実に企画・実施されている。

表 9-7 共催事業の実施状況

機関・団体区分	事業数	実施事業例
都道府県教育委員会	1	自然体験活動指導者養成研修会(岐阜県教育委員会)
市町村教育委員会	7	Jr.チャレンジ富士登山(御殿場市教育委員会)
青少年教育施設	5	ジオパーク探検隊～地球の息吹を聞こう～ (高知県立青少年センター)
大学等高等教育機関	11	われら瀬戸内探偵団(国立大学法人広島大学)
青少年教育関係機関・団体等	20	1年生のためのパワーアップアドベンチャー (NPO 法人子どもの権利支援センターぱれっと)
合計	44	

(注)事業数は延べ数である。(1事業に複数の機関が共催しているため、実事業数は38事業である。)

・ ボランティアの登録・研修が進められているか。

(2)ボランティアの登録・研修の状況

① 法人ボランティアの登録と活動状況(表 9-8 参照)

全教育施設においては、青少年教育の一環として青少年等を対象に、共通カリキュラムのもと、ボランティア養成事業を実施している。

同養成事業を修了し、機構が実施する事業の運営や指導の補助等の活動を希望し、平成 23 年度に登録したボランティア(以下「法人ボランティア」という。)は、1,835 人(対前年度比 139 人増)であった。このうち、活動に携わったのは、延べ 4,450 人(対前年度比 4 人減)であった。

【取組事例】

沖縄では、小学生及び中学生計 70 名の参加者を対象とする事業「ボランティアツーリストとかしき」を、ボランティア 15 名による企画・運営で開催した。新規ボランティア登録者と過年度からの登録者が企画委員となり、企画段階のコンセプトの検討から広報、しおりの作成、当日の運営等を主体的に企画・実践した。

ボランティアの登録者数は前年度を上回っているほか、その資質・能力の向上を図る研修を着実に実施している。

表 9-8 法人ボランティアの登録及び活動状況

登録者数	事業	事業別活動延人数	活動延総人数
1,835(1,696)	教育事業	3,701(3,384)	4,450(4,454)
	研修支援	151(1,070) (注)	

(注 1) () の数値は前年度の数値である。

(注 2) 研修支援における延べ人数は、平成 22 年度は、法人ボランティア 1 名が 1 団体に対し、1 活動を指導した場合を「1 人」として集計。平成 23 年度は、法人ボランティア 1 名が 1 日活動を指導した場合を「1 人」として集計。

② 法人ボランティア研修の実施状況(表 9-9 参照)

法人ボランティアの資質・能力の向上等を図る研修は、133 件実施した。

なお、研修分野としては、主に教育事業等の目的や活動に即した内容の事前研修を多く実施したが、その他については法人ボランティアの希望や経験年数等の状況を踏まえて計画し、実施した。

表 9-9 ボランティア研修の実施状況

研 修 分 野	実施教育施設数	実施件数
ア 教育事業等の事前研修(下見を含む)	13	22
イ 青少年の理解に関する研修	11	13
ウ 青少年教育施設の理解に関する研修	10	12
エ 活動プログラムの習得に関する研修	24	29
オ コミュニケーション能力に関する研修	10	10
カ 安全に関する研修	20	28
キ 接遇に関する研修	2	2
ク 野外活動や創作活動の技術に関する研修	12	17
合 計	(58) 102	(154) 133

(注)上段()の数値は、前年度の数値である。

(3) 社会教育実習生の受入れ状況(表 9-10 参照)

社会教育実習の受入れについては、大学の要望や実習生の意見の把握、教育事業や研修支援に積極的に関わる実習プログラムの作成等を行うため、各実習生に企画指導専門職をマンツーマンで配置するなどにより、21 教育施設で延べ 54 大学から 173 人を受け入れた。

【取組事例】

岩手山においては、盛岡大学からの社会教育実習生を受け入れ、ボランティア養成研修「How to ボランティア」を受講後に、教育事業の補助を計 6 日間行った。

表 9-10 社会教育実習生の受入れ状況

区 分	受入延べ大学数 (実大学数)	受入人数(人)
社会教育実習生	[57(21)] 54 (22)	[165] 173

(注)上段[]内は前年度の数値である。

【経年比較】社会教育実習生の受入れ状況

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
社会教育実習生受入	延べ大学数	26	28	61	65	57	54
	人数(人)	203	176	147	181	165	173

- 各分野の専門的な指導者の協力を得た事業運営に取り組まれているか。

(4) 専門的な指導者の参画を得た事業の実施

機構においては、教育事業を実施するに当たって、民間団体、NPO 等の各分野の指導者及び専門家の参画を得て実施している。

【取組事例】

中央では、若者の育成や支援を活性化するために、若者支援に関わる各分野の方々を対象に、若者を「集める」「元気にする」をキーワードに知恵や経験、情報、発想を交換、交流するフォーラムをセンターにおいて1月7日から8日の1泊2日に実施し、23都道府県、70団体から128名が参加した。

企画に当たっては、ワークキャンプを通じて若者支援を行う10団体の指導者、専門家が参画し、それぞれの持つ人脈、情報、ノウハウを活かすことで、参加者のニーズに応えるプログラム内容となり、幅広くかつ質の高い講師を招くことができた。さらに、分科会においても企画に参画した指導者、専門家が、講師と参加者をつなぐコーディネーターとして活躍し、協議が充実したものとなった。

各教育施設で実施する教育事業は、企画段階から各分野のNPO等の専門家や指導者等と連携して着実に企画・実施されている。

【(大項目)2】	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A			
【(中項目)2-1】	業務の効率化	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1)一般管理費等の削減 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、管理部門の簡素化、事業の見直し・効率化、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むことにより、一般管理費については、中期目標期間中に15%以上の縮減を行うとともに、業務経費についても、中期目標期間中に5%以上の縮減を行う。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとする。その際、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。</p> <p>(2)給与水準の適正化 役職員の給与に関しては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正などを踏まえた国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況についてはホームページ上で公表する。 また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。</p> <p>(3)外部委託の推進及び契約の適正化 効果的・効率的な業務の実施の観点から、定型的な管理・運営業務について、点検・整理を徹底し、民間委託を推進する。また、業務ごとに分割委託しているものについては、包括委託を推進する。 また、契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施し、「随意契約等見直し計画」に沿って、随意契約や一者応札・一者応募の見直し、複数年契約の積極的な導入等により契約の適正化、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。 さらに、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民競争入札等の導入に向けた検討を行う。</p> <p>(4)業務の電子化の推進 業務を効率的に行うため、業務運営の情報化・電子化を推進するとともに、情報セキュリティを高めるため、情報セキュリティポリシーの不断の見直しを行うとともに、そのポリシーに則した運用・改善を行う。</p> <p>(5)保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、利用実態等を的確に把握し、その必要性や規模の適切性についての検証を行い、適切な措置を講じる。</p>		H23	H24	H25	H26
A		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 第10章、第11章			

評価基準	実績	分析・評価																																																
<p>【一般管理費等の削減状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経過年数に応じた削減が順調か。また、法人の取組は適切か。 	<p>【一般管理費等の削減状況】(第10章1.(1)、10-1 ページ、表 10-1)</p> <p>【事業費の削減状況】</p> <p>一般管理費及び業務経費については、中期計画において「一般管理費 15%以上、業務経費 5%以上の縮減を行う」としており、中期計画を踏まえた平成 23 年度計画においては、平成 22 年度に比べ「一般管理費 3%、業務経費 1%の縮減を行う」としていたものである。</p> <p>平成 23 年度は、一般管理費については 10.1%削減、業務経費については 1.2%削減しており、目標を達成した。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="651 491 1482 770"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>22 年度実績</th> <th>23 年度実績</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費 (人件費含む)</td> <td>5,946,948</td> <td>5,347,818</td> <td>△10.1%</td> </tr> <tr> <td> 一般管理費 (人件費を除く)</td> <td>1,776,143</td> <td>1,400,098</td> <td>△21.2%</td> </tr> <tr> <td> 人件費</td> <td>4,170,805</td> <td>3,947,720</td> <td>△5.3%</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>3,053,361</td> <td>3,017,644</td> <td>△1.2%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,000,309</td> <td>8,365,462</td> <td>△7.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)人件費には、非常勤職員給与等を計上していない。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <p>【経年比較】一般管理費及び業務経費の削減</p> <table border="1" data-bbox="651 874 1921 994"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 17 年度</th> <th>平成 18 年度</th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>7,636,212</td> <td>7,246,539</td> <td>6,599,473</td> <td>6,332,544</td> <td>6,263,277</td> <td>5,946,948</td> <td>5,347,818</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>3,373,854</td> <td>3,159,330</td> <td>3,255,560</td> <td>3,091,031</td> <td>3,062,281</td> <td>3,053,361</td> <td>3,017,644</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)上記数字は決算額である。ただし、平成 17 年度は旧青少年教育3法人の平成 17 年度予算額合計である。</p> <p>「経費の削減に向けた主な取組」</p> <p>契約の包括化、複数年化、仕様書の見直し等による外部委託費及び保守費等の削減、物品等の購入における安価な調達、購入数量の精査による消耗品費や備品費の削減。</p>	区 分	22 年度実績	23 年度実績	削減割合	一般管理費 (人件費含む)	5,946,948	5,347,818	△10.1%	一般管理費 (人件費を除く)	1,776,143	1,400,098	△21.2%	人件費	4,170,805	3,947,720	△5.3%	業務経費	3,053,361	3,017,644	△1.2%	合計	9,000,309	8,365,462	△7.0%	区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	一般管理費	7,636,212	7,246,539	6,599,473	6,332,544	6,263,277	5,946,948	5,347,818	業務経費	3,373,854	3,159,330	3,255,560	3,091,031	3,062,281	3,053,361	3,017,644	<p>一般管理費については平成 23 年度計画で定められた目標を大きく上回る削減を行っており、中期計画期間内に「一般管理費 15%以上、業務経費 5%以上の縮減を行う」とする計画が順調に進められていることは評価できる。</p>
区 分	22 年度実績	23 年度実績	削減割合																																															
一般管理費 (人件費含む)	5,946,948	5,347,818	△10.1%																																															
一般管理費 (人件費を除く)	1,776,143	1,400,098	△21.2%																																															
人件費	4,170,805	3,947,720	△5.3%																																															
業務経費	3,053,361	3,017,644	△1.2%																																															
合計	9,000,309	8,365,462	△7.0%																																															
区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度																																											
一般管理費	7,636,212	7,246,539	6,599,473	6,332,544	6,263,277	5,946,948	5,347,818																																											
業務経費	3,373,854	3,159,330	3,255,560	3,091,031	3,062,281	3,053,361	3,017,644																																											

【総人件費改革への対応】

- ・ 取組開始からの経過年数に応じた取組が順調か。また、法人の取組は適切か。

【総人件費改革への対応】(第10章1.(2)、10-1 ページ、表 10-2~3)

人件費については、中期計画において「国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持する」としており、中期計画を踏まえた平成23年度計画においては、「平成23年度計画分の人員削減を実施する」としていたものである。

平成23年度においては、次表のとおり、平成17年度以降、1,006,483千円、22.5%削減している。

・総人件費削減に向けた取組状況や削減額

なお、組織の見直し、給与水準の適正化など計画的な人件費削減の取組みにより、対前年度比 41,351 千円、1.2%削減している。

総人件費については、政府の方針を踏まえた取り組みを着実に推進している。

(単位:千円)

区 分	17年度実績	23年度実績
人件費決算額	4,477,401	3,470,918
対17年度人件費削減率	—	22.5%
対17年度人件費削減率(補正值)	—	19.0%

(注)「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による削減対象人件費

(非常勤役職員を除く役員報酬及び職員給与。ただし、退職手当支給額及び福利厚生費は除く。)

【経年比較】総人件費改革への対応

区 分	人件費決算額	対17年度 人件費削減率	対17年度 人件費削減率(補正值)
17年度実績	4,477,401	—	—
18年度実績	4,281,119	4.4%	4.4%
19年度実績	4,134,540	7.7%	8.4%
20年度実績	3,871,604	13.5%	14.2%
21年度実績	3,654,553	18.4%	16.7%
22年度実績	3,512,269	21.6%	18.4%
23年度実績	3,470,918	22.5%	19.0%

(注)「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

【給与水準】

- ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
- ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。
- ・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。

【諸手当・法定外福利費】

- ・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

【契約の競争性、透明性の確保】

- ・ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。
- ・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切か。

・総人件費削減に向けた取組状況や削減額
組織の見直し、給与水準の適正化など計画的な人件費削減の取り組みにより、対平成 22 年度比 41,351 千円、1.2%削減している。

【ラスパイレス指数(平成23年度実績)】(第10章1. (3)①、10-2 ページ)

役職員の給与体系・給与水準については、平成 18 年度の国家公務員の給与構造改革を踏まえ、経過措置を含め「一般職の職員の給与に関する法律」等に準じて取り扱っている。また、平成 23 年度についても、これまでと同様に国の給与法に準じた給与等の引き下げ改定を実施した。
当機構のラスパイレス指数(対公務員)は 95.4 である。

【経年比較】ラスパイレス指数(対国家公務員)

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ラスパイレス指数	94.7	97	96.1	95.6	95.1	95.4

【福利厚生費の見直し状況】(第10章1. (3)、10-2 ページ)

諸手当に関して、国と著しく異なる手当は無く、勤勉手当及び昇給においては勤務成績を反映した仕組みを取り入れている。
また、福利厚生に関して、レクリエーション経費の支出は無く、法定外福利費の支出は、労働安全衛生法に基づく健康診断費用のみである。

【契約に係る規程類の整備及び運用状況】(第10章1. (4)、10-2~4 ページ、表 10-4~5)

契約に関する規程は、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局事務連絡)に基づき、随意契約によることができる予定価格の金額を、国の予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。)と同額に引き下げるなど改定済みであり、これらの規程に基づいた運用を行っている。

【執行体制】

【審査体制】

平成 23 年度から、契約事務を一元化し、契約担当部署である経理課のみならず、財務課の審査・決裁を実施している。

役職員の給与水準については、国家公務員給与に準じており、ラスパイレス指数は、95.4 となっている。
また、平成 24 年 3 月に施行された「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」に応じて、役職員給与規程を平成 24 年 3 月及び同年 4 月に所要の改正を行っており、評価できる。

諸手当、法定外福利費ともに、問題のある点はない。

契約方式、契約に係る規程類については、国と同様の取扱いとなっており、適切である。
平成 24 年度からは、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」の方針を着実に実施し、客観性及び透明性の確保により一層努めていただきたい。

契約事務手続に係る執行体制、審査体制については、財務課の審査・決裁を実施することで、より多くの目で審査を行う体制が整備されていることが確認できた。

【契約監視委員会の審議状況】(第10章1. (4)②、10-2 ページ)

平成 23 年度における随意契約の状況及び一般競争入札等における競争性の確保の状況については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき、外部有識者等で構成される契約監視委員会において、平成 20 年度に締結した契約の平成 23 年度における見直し後の契約状況及び平成 23 年度に新たに締結した契約状況の点検を行った。

【随意契約等見直し計画】

- ・ 「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況は適切か。

【随意契約等見直し計画の実績と具体的取組】

区 分	①平成 20 年度実績		②見直し計画 (H22 年 4 月公表)		③平成 23 年度実績		②と③の比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	234	3,569,549	248	3,624,166	185	2,645,737	△63	△978,429
競争入札	211	2,835,373	245	3,557,584	184	2,644,333	△61	△913,251
企画競争、公募等	23	734,176	3	66,582	1	1,404	△2	△ 65,178
競争性のない随意契約	60	552,962	46	498,345	44	364,484	△2	△133,861
契約実績がなかった契約	—	—	—	—	65	1,112,290	—	—
合 計	294	4,122,511	294	4,122,511	294	4,122,511	—	—

(注)平成 23 年度の件数・金額は、平成 20 年度に締結した契約について平成 23 年度における見直し後の状況を示したものである。

【原因、改善方策】(第10章1. (4)②、10-2～3 ページ)

競争性のない随意契約の状況
平成 20 年度に締結した 60 件の随意契約について、引き続き、平成 23 年度において随意契約を行った契約は次の 44 件であった。

- a. 土地の借料、地方施設の光熱水料といった契約の性質及び目的からは競争に馴染まないもの 38 件
- b. 聞き取りなど市場の状況確認を行ったところ、契約の性質及び目的が競争を許さないもの 6 件

平成 23 年度に新たに随意契約を行ったのは、次の 18 件であった。

- a. 土地の借料、地方施設の光熱水料といった契約の性質及び目的からは競争に馴染まないもの 4 件

随意契約の見直しについては、計画どおり進捗しているとともに、契約監視委員会からも特段の指摘を受けていないことを確認した。

- b. 聞き取りなど市場の状況確認を行ったところ、契約の性質及び目的が競争を許さないもの 4 件
- c. 緊急の必要により競争に付することができなかったもの 10 件

これらを合わせた 62 件の契約について、契約監視委員会において点検を行ったところ、契約の性質及び目的から競争に馴染まない等によるものであり、問題のある契約はなかった。

【個々の契約の競争性、透明性の確保】

- ・ 再委託の必要性等について、契約の競争性、透明性の確保の観点から適切か。
- ・ 一般競争入札等における一者応札・応募の状況はどうか。その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方は妥当か。

【再委託の有無と適切性】(第10章1. (4)②イ.、10-3 ページ)

一般競争入札等において、一者応札・応募となった 43 件のうち、再委託をしている契約案件はなかった。

【一者応札・応募の状況】(第10章1. (4)②イ.、10-3 ページ)

平成 20 年度に一般競争入札等を行った 234 件の契約について、引き続き、平成 23 年度において一般競争入札等を行っている契約は 185 件であった。

また、平成 20 年度に一般競争入札等を行った契約のうち、一者応札・一者応募であった 90 件の契約について、引き続き、平成 23 年度において一者応札・一者応募となっている契約は 34 件(対 20 年度比 56 件減)であった。

この 34 件は、地方に所在する教育施設の地域性から、業務を請負える業者が極めて限定され、同業他社が存在しないこと、委託事業においては、特殊性・専門性といった観点から、業務を行える業者が限定されるなど、競争が成立しがたいものであった。

これに、平成 23 年度に新たに一般競争入札を行ったもののうち、一者応札・一者応募となった契約 43 件を合わせた 77 件の契約について、契約監視委員会において点検を行ったところ、問題のある契約はなかった。

再委託している契約案件はなく、問題ない。

一者応札・応募の状況については、平成 20 年度から引き続き一者応札・応募となっている契約は 34 件であった。この 34 件については、その原因を検証し、競争が成立しがたいものであった。契約監視委員会の点検においても、上記 34 件と新たに一者応札・応募となった 43 件を合わせた 77 件について、問題がある契約はなかったものである。

引き続き、検証結果を踏まえつつ、競争性、透明性の確保等に取り組んでいただきたい。

区 分	①平成 20 年度実績		②平成 23 年度実績		①と②の比較増減	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	234	3,569,549	219	4,315,419	△15	745,870
うち、一者応札・応募となった契約	90	2,017,418	77	845,082	△13	△1,172,336
一般競争契約	82	1,472,615	77	845,082	△ 5	△ 627,533
指名競争契約	0	0	0	0	0	0
企画競争	8	544,803	0	0	0	△ 544,803
公募	0	0	0	0	0	0
不落随意契約	0	0	0	0	0	0

【一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性】

(第10章1. (4)①、10-2 ページ)

契約に当たっては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、公告期間の十分な確保(20日以上)、入札参加要件の緩和及びホームページによる契約情報の提供等に取り組むとともに、より応札し易くするため、案件ごとに事前の市場調査や、事業(発注)担当部署との打合せを充分に行い、仕様書内容の見直し、業務等準備期間の確保など、オープンで具体的な仕様策定などにより、競争性・透明性の確保に努めている。

【関連法人の有無】(第10章1. (4)③、10-3 ページ)

機構は、関連法人を有していない。

関連法人を有していないので問題ない。

【関連法人】

- 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。

【電子化の推進状況】

- ・ 業務運営の情報化・電子化が推進されているか。
- ・ 情報セキュリティを高めるための取組が行われているか。

【実物資産】

(保有資産全般の見直し)

- ・ 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切か。

【電子化の推進状況】(第10章1.(5)、10-4 ページ)

- ① 教育施設で使用している事務用パソコンの老朽化に対応するため、本部で新規に購入してパソコンの整備を行った。
- ② 大雪の事務用ネットワーク回線については、平成23年7月より光回線に変更することによる高速化を実現させ、情報インフラの充実化を図った。
- ③ 機構のインターネット接続サービスの見直しを行い、国立情報学研究所の学術情報ネットワーク「サイネット(SINET)」に切り替えることにより、大幅な経費削減(年間7,605千円削減)を図った。
- ④ 情報セキュリティポリシーについては、引き続き適正な管理に努め、今後の情報化の推進状況を踏まえながら、必要に応じて見直すこととする。なお、電子化の推進により利便性が向上する一方、情報管理を徹底する必要があることから、各教育施設の情報管理体制について確認した結果、所長や次長のもと、適切な管理体制が構築されていることを確認した。

【実物資産の保有状況】(第10章1.(6)、10-4~5 ページ)

法人の目的を達成するための業務として、機構法第11条に「青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修のための施設を設置すること」が規定されており、これを実施する資産として、建物・構築物(延べ床面積:453,550㎡、資産額:594億15百万円、宿泊定員:オリンピックセンター1,500人、その他の教育施設は160人~500人)、土地(延べ面積:292,261㎡、資産額:368億80百万円)を保有している。このほか、機構の業務を実施するために必要な機械器具、車両、船舶等の資産を保有している。

平成23年度においては、保有する全28施設で宿泊室稼働率が5割を超えたほか、延べ4,465,373人の研修利用に供され、多くの青少年等に活用されているところである。

事務用パソコンの更新やネットワーク回線の見直しを行い、情報インフラの充実化に取り組んでおり、さらには、インターネット接続サービスの見直しにより大幅な経費削減を図ったことは評価できる。

情報セキュリティについては、各教育施設において、所長・次長のもと、適切な管理体制が構築されていることを本部が確認している。引き続き、情報化の推進状況を踏まえながら、必要な見直しに取り組んでいただきたい。

機構が保有する実物資産については、機構法第11条に定められた業務を確実に実施するために必要な資産と認められる。また、宿泊室稼働率が低い施設について、その要因の分析と改善に取り組んでおり、平成23年度は全28施設で宿泊室稼働率が5割を超え、資産の有効活用の観点からも適切に対応していると評価できる。

- ・ 見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。
- ・ 「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されているか（取組状況や進捗状況等は適切か）。

保有自動車に関して、利用状況、維持管理経費、必要性等を踏まえ、集約化、処分等により、機構全体の適正保有台数について検討を行い、平成23年12月に「機構本部及び地方施設における自動車保有基準」を策定し、機構全体における自動車保有台数の削減を図ることとしたほか、国立花山青少年自然の家南蔵王野営場について、平成24年4月より敷地の一部を閉鎖し、借地面積を大幅に縮小することを平成23年12月に決定し、利用者に周知した。

自動車保有台数の削減に取り組んでいる他、今後利用者の増加が見込めない施設の一部を閉鎖し、借地面積の縮小を行っており、見直しの取り組み状況は適切と認められる。今後も見直しに当たっては、利用者のニーズを的確に把握するとともに、利用者サービスの低下を招かないよう十分留意して取り組んでいただきたい。

「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の政府方針を踏まえて処分等することとされた保有する職員宿舎等の実物資産はなく、問題ない。

(資産の運用・管理)

- ・ 実物資産について、利用状況が把握され、必要性等が検証されているか。

上記南蔵王野営場の敷地のうち、国有地部分の借地面積縮小について貸主と合意し、平成24年2月に縮小後の面積による平成24年度使用許可申請書を提出し、これによる使用許可を受けている。
(土地使用料(国有地部分) 平成23年度4,468,800円 → 平成24年度105,100円(△4,363,700円))

実物資産の利用状況を確認し、必要性を検証した結果、南蔵王野営場の一部敷地について、借地面積を縮小するなど適切に取り組んでいる。

- ・ 政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況／進捗状況
なし。

・ 基本方針において既に個別に講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等の資産の利用実態の把握状況

・ 利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況

保有資産を有効かつ効率的に活用する観点から、継続的に本部及び各教育施設における実物資産の利用実態の把握に努め、見直しの検討を行っている。

具体的には、保有自動車に関して、利用状況、維持管理経費、必要性等を踏まえ、集約化、処分等により、機構全体の適正保有台数について検討を行った。また、土地の借地に関して、国立花山青少年自然の家南蔵王野営場を適正規模に縮小する時期等について貸主と交渉を行った。

これにより、平成 23 年 12 月に「機構本部及び地方施設における自動車保有基準」を策定し、機構全体における自動車保有台数の削減を図ることとしたほか、国立花山青少年自然の家南蔵王野営場について、平成 24 年 4 月より敷地の一部を閉鎖し、借地面積を大幅に縮小することを平成 23 年 12 月に決定し、利用者に周知した。

・ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切か。

・ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組

効率的に資産の管理を行うため、外部委託の推進、スケールメリットを活かした経費削減等を目的とした契約の包括化に取り組んでいる。

警備・清掃等、ボイラー運転・管理業務などの定型的な一般管理業務については、既に大部分の業務を外部委託により実施しており、以前から外部委託しているセンターの警備・清掃及びボイラー運転・管理等のビルメンテナンスに係る業務等について、平成 23 年 4 月に包括契約を締結した。

また、各教育施設においては、平成 20 年 12 月に策定した「稼働率の向上(利用者増加)のための対策」に基づき、教育的指導の充実や利用者サービスの向上を図り、利用者の確保に努めている。

なお、自己収入の向上に係る具体的な取組は次のとおりである。

a. 教育施設の一般利用に係る施設利用料金については、平成 24 年 7 月から改定することを平成 23 年 10 月に決定し、関係規程の改正を行った。

b. 平成 23 年度以降の自己収入増加策としては、センターの工芸室や美術室を一部改修し、平成 23 年 4 月から工芸又は美術実技目的の研修利用に限定せず、一般研修(座学)での利用も可能とし、平成 23 年 10 月及び平成 24 年 3 月からセンター施設使用料金を改定(平均 15%値上げ)した。

資産管理の効率化については、平成 23 年 4 月より、センターの警備・清掃及びボイラー運転・管理等のビルメンテナンスに係る業務等について包括契約を実施しており、効率的な資産管理を行うための取り組みが適切に実施されていると認められる。

自己収入の向上に係る取り組みについては、教育施設の一般利用に係る施設利用料金の規程の改正を行ったほか、センターの施設利用料金を 2 度にわたり改定することにより、自己収入の増加に取り組んでいる。

【金融資産】

(保有資産全般の見直し)

- ・ 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。

- ・ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。

(資産の運用・管理)

- ・ 資金の運用状況は適切か。

【金融資産の保有状況】(第10章1.(6)、②10-5 ページ)

- ① 金融資産の名称と内容、規模
「子どもゆめ基金」 民間出せん金(89 百万円)
 - ② 保有の必要性
機構法第 13 条に基づき、助成業務の財源となる資金を運用によって得るため、「子どもゆめ基金」を設け、元本の保証を確保しつつ、運用益の高い地方債権を購入して運用している。
- ・ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無
 - ・ 金融資産の売却や国庫納付等の取組状況／進捗状況
中央の玉穂宿舍北側敷地(帳簿価格:123,311,000 円)に関して、平成 21 年度に御殿場市へ譲渡した際の売却額が 105,316,000 円であったため、独立行政法人会計基準に基づき、固定資産売却損 17,995,000 円を計上した結果、売却損相当額の現金を保有している状況である。
上記売却損相当額について、独立行政法人通則法第 8 条第 3 項及び第 46 条の 2 に基づき、平成 24 年 7 月 10 日に文部科学大臣へ不要財産に係る国庫納付の認可の申請を行った。

【資金運用の実績】

子どもゆめ基金で得られた基金運用益(1,054,462 円)を助成業務の財源に充てた。

【資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣・法人・運用委託先間の責任分担の考え方等)の有無とその内容】

【資産構成及び運用実績を評価するための基準の有無とその内容】

助成業務の財源に充てるための基金について、金融情勢の変化に適切に対応し、安全かつ効率的な運用を図ることを目的として、資金等の運用方針や金融機関の選定基準、運用等の手続き等を定めた「独立行政法人国立青少年教育振興機構資金等運用規則」を策定し、運用を行っている。

資金の運用に当たり、金融商品については、資金等の運用方針に基づき、「預託先金融機関の選定基準」による金融機関の選定や金融機関からの引合書・提案書を元に、理事長が決定する。

また、「資金等の運用に関する危機管理体制フロー」に基づき、預託先金融機関の日常的な経営監視を行っている。

保有する金融資産は適切に管理されていると認められる。

不要資産について、文部科学大臣への不要財産に係る国庫納付の認可申請を行っており、必要な措置を講じていると認められる。

安全性及び効率性を踏まえた、金融資産の運用に取り組んでおり、適切であると認められる。

- ・ 資金の運用体制の整備状況は適切か。

- ・ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任が十分に分析されているか。

(債権の管理等)

- ・ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。
- ・ 回収計画の実施状況は適切か。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析が行われているか。

【資金の運用体制の整備状況】

資金等の運用及び管理に当たり、資金等の運用状況を監視し、的確に状況を把握するために「資金管理委員会」を設置し、資金等の運用実績、預託先金融機関の経営状況等の報告を受け、資金等の管理・運用方法の策定などについて、理事長に意見を述べている。

【資金の運用に関する法人の責任の分析状況】

資金を運用するにあたっては、金融商品を取り扱う金融機関のうち、「預託先金融機関の選定基準」や「資金等の運用に関する危機管理体制フロー」により経営状況を的確に把握し、安全で確実性のある金融機関を選定している。

【貸付金・未収金等の債権と回収の実績】(第11章7.(1)、11-3 ページ)

- ① 業務未収金: 施設使用料やシーツ等洗濯料の未収金
(当期末残高 25,200,565 円 うち貸倒引当金 13,580 円)
- ② 未収金: 子どもゆめ基金助成金概算払の返納等
(当期末残高 140,706,090 円 うち貸倒引当金 10,418,629 円)
- ③ 立替金: 給食業者が使用した光熱水料(電気料・水道料等)等の立替払における請求額
(当期末残高 8,076,738 円 うち貸倒引当金 41,670 円)

【回収計画の有無とその内容(無い場合は、その理由)】

機構においては、貸付事業を実施していないため、回収計画を有していないが、機構の「会計規程」及び「会計事務取扱規則」に基づき、債務者に対し継続的に督促を行うなど、債権全額の回収に努めている。

【回収計画の実施状況】

上記のとおり管理を行い、貸倒懸念債権の債権回収に努めた結果、400,000円を回収したが、新たに444,000円を引き当てたため、貸倒引当金の期末残高は期首残高から44,000円増額となっている。
(貸倒引当金期首残高 10,429,879 円 → 貸倒引当金期末残高 10,473,879円)

資金等の運用状況を監視するための体制が適切に構築されていると認められる。

資金を運用するにあたって、必要な規程類が整備されており、危機管理体制フローによって法人の取り組むべき事柄が明確に示されている。

なお、機構の有する資金について、金銭信託による運用の実績はない。

業務未収金については、会計年度の関係で、一時的に未収金の扱いとなる施設利用料であり、24 年度当初において回収されている。

回収計画は有していないが、会計規程等に基づき、債務者に継続的に督促を行うなど、債権の全額回収に努めているほか、回収率の向上に向けて、着実に取り組んでいる。

【貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組】

- ① 教育施設における施設使用料等の支払いについては、教育施設内の食堂窓口における支払いの他、全国のコンビニでも支払いを可能とする等、利用者が速やかに支払えるよう支払方法を整備している。
- ② 債権管理の担当部署である経理課と、債権発生に係る担当部署が連携して債権管理を行い、納入期限内の債権回収及び期限後の速やかな督促に努めている。

【貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合】

平成 23 年度末 10,473,879 円 / 6.0%
(平成 22 年度末 10,429,879 円 / 11.6%)

【経年比較】貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合

平成 18 年度末 無し / 0.0%
平成 19 年度末 18,755,558 円 / 25.2%
平成 20 年度末 11,316,299 円 / 14.3%
平成 21 年度末 10,931,079 円 / 13.1%
平成 22 年度末 10,429,879 円 / 11.6%
平成 23 年度末 10,473,879 円 / 6.0%

【回収計画の見直しの必要性等の検討の有無とその内容】

貸倒懸念債権・破産更生債権等の貸付金等残高に占める割合は、前年度を下回っており、引き続き、機構の「会計規程」及び「会計事務取扱規則」に基づき、適切な債権管理を行う。

- ・ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。

貸付金等残高に占める割合は前年度を下回っており、関係規程に沿って、引き続き適切な債権管理に努めてもらいたい。

【知的財産等】

(保有資産全般の見直し)

- ・ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況は適切か。
- ・ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。

(資産の運用・管理)

- ・ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況は適切か
- ・ 実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切か。

【知的財産の保有の有無及びその保有の必要性の検討状況】

【知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況／進捗状況】

機構が保有する特許権等の知的財産については、ロゴマークの商標登録のみであり、そのほかは業務の性格上保有はしていない。
また、業務の性格上、新たな知的財産を保有する必要はない。

【出願に関する方針の有無】

業務の性格上、新たな知的財産を保有する予定はない。

【実施許諾に至っていない知的財産について】

なし。

機構が保有する知的財産は、ロゴマークの商標登録のみであり、業務の性格上、他の知的財産を保有することはないので問題ない。

業務の性格上、他の知的財産を保有する予定はないことなので問題ない。

【(中項目)2-2】

効果的・効率的な組織の運営

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

(1) 内部統制の充実・強化

役職員のコンプライアンスの意識を向上させるとともに、法人の使命・役割を役職員へ周知させ、組織全体で取り組むべき重要な課題を把握し、適切に対応する。

また、監事監査及び内部監査を充実し、その中で、監事監査はマネジメントに留意した監査を行うとともに、内部監査は、定期監査及び日常のモニタリングを通じ、適切な業務改善を行う。

(2) 各施設の役割の明確化及び運営の改善

本部を中心として、各施設の役割分担を行い、一定の機能分化を図るなど、施設ごとに果たすべき役割を明確化する。

また、施設の役割を踏まえ、各年度の業務実績について施設ごとに自己評価を行い、評価結果を各施設の運営の改善に反映する。

(3) 各施設の自治体・民間への移管等

文部科学省が作成する工程表に沿って、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むとともに、効果的な組織運営を目指す観点から、「新しい公共」型の管理運営について、一部の施設で検証するなど具体的な取り組みを行う。

(4) 施設の効率的な利用の促進

青少年教育に関する施設の利用状況を向上させるとともに、施設の効率的な利用の促進の観点から、青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供する。加えて、国立オリンピック記念青少年総合センターをはじめ、施設のさらなる効率的・効果的な利用を実現するため方策を検討し、必要な措置を講ずる。その上で、宿泊室稼働率等が低く、今後もその向上が見込めない施設については、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、一定期間の開設、休止や統合・廃止に向けた検討を行う。

H23

H24

H25

H26

A

実績報告書等 参照箇所

業務実績報告書 第10章

評価基準	実績	分析・評価
<p>【法人の長のマネジメント】 (リーダーシップを発揮できる環境整備) ・法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能しているか。</p>	<p>【リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況】(第10章2.(1)①ア.、10-6~7ページ) 「リーダーシップを発揮できる環境の整備」 「独立行政法人国立青少年教育振興機構組織規程」第5条において、理事長は、機構を代表し、その業務を総理し、理事長が任命する理事は、理事長の定める担当業務において、理事長を補佐して機構の業務を掌理することとなっている。 また、同規程においては、機構の運営組織、職制、本部各部署や教育施設の事務分掌についても規定しており、理事長は、各業務の適正・円滑な実施を図るため必要な組織改編や人事配置を行っている。 具体的には、以下のとおり理事長がリーダーシップを発揮できるよう体制等を整備しているところである。</p> <p>a. 役員懇談会 理事長のリーダーシップの下、戦略的・効果的・効率的な組織運営を行うため、役員会議の下に本部部長以上が参加する役員懇談会を設置し、定期的に戦略的な取組等について検討を行っている。具体的には、各役員から理事長へ新たな取組や対応方針について政策提案等を行い、それらに対して、理事長が必要に応じて、具体的な指示等を行っている。</p> <p>b. 機構連絡会 理事長のリーダーシップの下、継続的な業務改善を図るため、本部課長等以上が参加する機構連絡会を設置し、定期的に機構の諸事項についての連絡や本部各部署からの業務報告等を行っている。具体的には、各課長等から業務の取組方針や業務改善、業務の進捗状況等を報告し、それらに対して、理事長が必要に応じて、具体的な指示等を行っている。</p> <p>c. 機構会議 理事長はじめ役員、教育施設所長、本部部課長等が参加する機構会議を定期的に開催し、事業方針をはじめ機構の運営に関する方針等について理事長自らが説明し周知徹底を図っている。</p>	<p>予算や人事について、理事長が示した方針に沿って、担当部署が作成した原案への検討を加えた上で、理事長が決定している。 また、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」運動など、特定の課題や複数の部署が関連する業務については、理事長のリーダーシップが発揮できる体制を整え、確実に成果をあげている。</p>

d. 予算の決定手続き

機構における予算の決定手続きについては、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」第13条に基づき、理事長は、中期目標及び中期計画を達成するため、予算の編成にあたり具体的な考え方を示した予算編成方針を策定している。

理事長から予算業務を委任された予算責任者は、当該予算編成方針を踏まえ、予算執行計画案を作成している。

e. 人事の決定手続き

機構における人事の決定手続きについては、平成19年9月(平成22年10月一部改正)に定めた「人事に関する基本方針」に基づき、各教育施設の所長等からのヒアリングを行い、職員の経歴・適性等を勘案し、理事長が決定している。

f. 業務の一部委任

機構における決定手続きについては、原則として全て理事長の決定により実施することとなっている。ただし、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」に基づき、会計業務の一部を委任している。また、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「独立行政法人国立青少年教育振興機構文書決裁規程」に基づき、部課長の専決により実施している。

g. 理事長の補佐体制の整備状況

理事が理事長を補佐し、総務企画部総務企画課が理事長や理事の指示を直接的に把握し、各部署の総括を行っている。

h. その他

特定の課題や複数の部署が関連する業務等については、理事長のもとチームを編成し、対応している(「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」運動など)。

(法人のミッションの役職員への周知徹底)

- ・ 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。

(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)

- ・ 法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。
- ・ その際、中期目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。

【組織にとって重要な情報等についての把握状況】

【役職員に対するミッションの周知状況及びミッションを役職員により深く浸透させる取組状況*】

(第10章2.(1)①イ.、10-7 ページ)

理事長は、役員懇談会、機構連絡会、機構会議等(以下「役員懇談会等」という。)により、定期的に役職員との意見交換の場を設けている。また、事業方針や運営方針等については、機構会議等において理事長から各教育施設所長に対して自ら指示するとともに、法人内のポータルサイトへの掲載等を活用し、全職員に対して周知徹底を行っている。さらに、各教育施設を随時視察し、その際、教育施設職員と意見交換を行い、事業方針や運営方針等の周知徹底を図っている。

【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握状況】

【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)に対する対応状況】

【未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応状況】

(第10章2.(1)①ウ.、10-7 ページ)

組織全体で取り組むべき重要な課題については、役員懇談会等において、政策の検討や業務改善、業務の進捗状況等を確認する中で、常にその把握に努めている。

また、機構のリスク対応として特に重要と考えている体験活動中の安全管理については、国公立青少年教育施設職員、教育委員会担当者、民間事業者等を対象とした安全管理講習(山系活動編、水辺系活動編)や、各教育施設の安全管理に関する職員研修を実施するとともに、各教育施設で作成している危険度の高い活動プログラムの安全対策マニュアルを随時見直して、職員へ周知徹底を図っている。

特に、安全管理講習会(山系活動編)においては、群馬大学の片田教授を講師として、「東日本大震災に学ぶ想定外を乗り越える危機管理」と題して特別講義を行っていただき、東日本大震災の事例をもとに指導者としての危機管理の考え方について理解を深めた。

また、一部の施設においては、東日本大震災を踏まえ、地方自治体等が災害時において避難所等として施設を利用するための協定書を締結するとともに、情報の共有化等について確認することにより連携を強化した。

定期的に役員懇談会、機構連絡会を開催し、部課長から提案・報告を受け、理事長が適切に指示を行う体制が整備されている。機構会議においては、役員、教育施設所長、本部部課長等が参加し、事業方針をはじめとする機構の運営方針について理事長が自ら説明し、周知徹底を図る機会を設けている。

役員懇談会等において、政策の検討や業務改善、業務の進捗状況等について確認しており、理事長が随時指示を行っている。

(内部統制の現状把握・課題対応計画の作成)

・ 法人の長は、内部統制の現状を的確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているか。

【監事監査】

・ 監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意しているか。

・ 監事監査において把握した改善点等について、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。その改善事項に対するその後の対応状況は適切か。

【内部統制のリスクの把握状況】

【内部統制のリスクが有る場合、その対応計画の作成・実行状況】

(第10章2.(1)①エ.、10-7~8 ページ)

1. 内部統制の現状把握

理事長は、役員懇談会等における役職員との意見交換を通じて、内部統制の現状及び課題等を把握している。

また、監査室による内部監査の実施を通じてもリスクの洗い出しを行っており、平成 23 年度においては、本部と教育施設 4 施設において内部監査を実施した。

なお、公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けているが、平成 23 年度においては、問題となる事象や通報はなかった。

2. 課題等への対応

役員懇談会等における役職員との意見交換を通じて把握した課題等については、理事長の具体的な指示のもと各部署が適切に対応し、改めて役員懇談会等でそのフォローアップを行うとともに、状況に応じてチームを編成するなどして対応している。さらに、日常的な教育施設における課題については、その情報を必要に応じて理事長に報告し、理事長からの指示のもと、該当教育施設において適切に是正するとともに、他の教育施設に対しても情報提供や注意喚起を行っている。

【監事監査における法人の長のマネジメントに関する監査状況】

【監事監査における改善点等の法人の長、関係役員に対する報告状況】

【監事監査における改善事項への対応状況】(第10章2.(1)②、10-8 ページ)

監事は、監査室や監査法人と連携を図りながら、各部署における業務執行状況等が適正であるか、監事監査を実施している。

監事監査においては、監査計画書作成時、監査実施時、監査報告時をはじめ、それら以外の場合においても適時に理事長との意見交換を行い、マネジメントが的確であるか確認を行っている。監事監査において把握した改善点等については、監査報告書に記載するほか、役員会議等において適時に指摘している。

なお、平成 23 年度の監事監査において把握された改善点等はなかった。

役員懇談会等において、役職員との意見交換を通じて内部統制の現状把握を行っている。把握した課題等は、理事長が具体的に指示を行い、各部署が対応した結果についてフォローアップを行うなど、リスク回避の徹底に努めている。

監事監査の実施にあたっては、監事は適時理事長と意見交換を行っており、法人の長のマネジメントに留意している。

平成 23 年度に実施した監事監査においては、重要な問題点はなかった。監事監査において改善点等が把握された場合については、役員会議等の場で指摘することとなり、監事監査の仕組みとして問題はない。

【各施設の役割等】

- 施設ごとに果たすべき役割の明確化に向けた取組が進捗しているか。

【各施設の役割等】(第10章2.(2)、10-8 ページ)

文部科学省の「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」においては、平成23年2月に取りまとめを行い、早急に国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、効果的・効率的な施設配置のため各施設の特色・機能を明確化すること、「新しい公共」型の管理運営の導入に向けた試行的実施に着手することなどが指摘された。

これを踏まえ、機構においては、平成23年6月30日に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」(以下「協力者会議」という。)を設置し、効果的・効率的な国立青少年教育施設の管理運営や、教育施設の自主性を高め、その運営にそれぞれの地域の多様な主体が参画していく施設づくりを進めていくことを目的として、①教育施設の管理運営や事業の企画・実施への多様な主体の参画(「新しい公共」型の管理運営)、②教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び管理運営の2点について調査研究が行われた。当協力者会議においては、4回にわたり会議が開催されるとともに、「新しい公共」型の管理運営を試行する赤城及び淡路、さらには宿泊室稼働率の向上に向けて重点的に取り組んでいる室戸の視察が行われ、平成24年3月に「第一次報告」としてこれまでの調査研究の内容が取りまとめられた。

この第一次報告において、「教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び運営」については、①国立施設として全うすべき役割、②宿泊室稼働率の確保、③季節開設の実施について提言されている。

特に、閑散期において、今後とも利用者の確保が困難な施設においては、一定期間施設を閉じる「季節開設」等について検討する必要があるとしている。この場合、閑散期を除く時期の利用者のニーズに適切に応えられるよう、安全な施設運営及びサービスの質の維持・向上の観点を踏まえ、期間限定の質の高いスタッフの確保などの課題について検討が必要とされている。

また、今後、特段の事情なく宿泊室稼働率が5割を下回るような施設があった場合には、5割を下回った原因分析及び宿泊室稼働率向上対策の策定を行い、機構本部からの支援や対策の進捗状況の定期点検と同時に、地元自治体との協議も含め、季節開設、休止や統合・廃止等に向けた検討を開始することとされている。

今後においては、国立施設として全うすべき役割を踏まえ、利用者のニーズ、地域の実情及び行政改革の観点からの合理化についての要請等を

機構本部に設置された「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」において調査研究が行われ、「教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び運営」について、①国立施設として全うすべき役割、②宿泊室稼働率の確保、③季節開設の実施について提言されており、施設ごとに果たすべき役割の明確化に向けた取組が着実に進捗しているといえる。

なお、季節開設の検討にあたっては、様々な影響を十分調査した上で、他の公立施設の先行事例も参考にする必要があり、あると考える。

- 施設ごとの業務実績の自己評価が行われ、各施設の運営改善に反映されているか。

【自治体・民間への移管等】

- 青少年交流の家、自然の家の自治体・民間への移管等に関する取組が進捗しているか。
- 「新しい公共」型の管理運営についての取組が進捗しているか。

【効率的な利用促進】

- 青少年教育に関する施設の利用状況が向上しているか。
- 青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供しているか。

十分考慮し、季節開設の実施に向けた具体的な検討状況を把握しつつ、引き続き、効果的・効率的な教育施設の配置及び運営について調査研究を進めるとされている。

なお、各教育施設の自己評価については、平成 23 年度に教育施設が行った取組を業務実績シートにまとめることにより行った。各教育施設においては、その結果を踏まえ、次年度以降の施設運営に反映することとし、機構会議等において、その状況等をフォローアップしている。

【自治体・民間への移管等】(第10章2.(3)、10-9 ページ)

自治体・民間への移管については、文部科学省が地元自治体に出向いてヒアリングを実施するなどの取組を行っており、機構としてもヒアリングに同行するなどにより文部科学省と連携して取り組んだ。

また、機構においては、平成 23 年 8 月 30 日に「国立青少年教育施設における『新しい公共』型の管理運営に向けた試行的実施の基本方針」を定め、平成 23 年 9 月より「新しい公共」型の管理運営に向けた試行を赤城と淡路の 2 つの教育施設で実施した。これについては、協力者会議が評価を行い、今後、教育施設の運営協議会委員が、それぞれの得意分野で地域の関係団体等の協力を得ながら、一層、施設の実質的な管理運営を担っていただくような取組が推進されることを期待するとの提言を、平成 24 年 3 月に「第一次報告」として取りまとめ、今後においても、効果的・効率的な教育施設の管理運営が行われるよう、試行状況を逐次把握するとともに、引き続き、調査研究を進めるとされている。

【効率的な利用促進】(第10章2.(4)、10-9 ページ)

平成 23 年度の総利用者数は、前述のとおりであり、減少の主な要因は、震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所における事故によるものであるが(利用取消者数:462,692 人)、総利用者数については、前中期目標期間の年間平均総利用者数と概ね同等であり、また、研修支援における青少年利用については、「青少年人口(0~29 歳)の 1 割程度の研修利用者を確保する」との目標を達成している。

平成 23 年度における研修支援での利用者数のうち、青少年及び青少年教育指導者等の利用者数は 3,714,850 人(前年度比 196,059 人減)、一般利用の利用者数は 750,523 人(前年度比 54,023 人減)であった。

予約に関し、次年度利用案内等の送付を学校や青少年団体等に先に

各教育施設の取り組みを業務実績シートにまとめ、本部で把握するとともに、施設運営への反映状況等のフォローアップを行っている。引き続き、各教育施設の主体性を尊重しつつ、本部と協力して運営改善に取り組んでいただきたい。

自治体・民間への移管については、文部科学省が教育施設を設置する地元自治体に出向いて実施したヒアリングに同行するなど、文部科学省と連携し、取り組んでいる。

「新しい公共」型の管理運営に向けた試行を赤城と淡路で実施し、その取り組み状況を、機構本部に設置された「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」において評価を行っている。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故の影響により、462,692 人ものキャンセルがあったほか、行事の自粛等、潜在的な減少要因も推定される中、前中期目標期間の年間平均総利用者数と同等の利用者を確保していること、中期目標(計画)に定められた「青少年人口(0~29 歳)の 1 割程度の研修利用者を確保する」との目標を達成したことは、高く評価できる。

施設の有効活用の観点から、青少年利用に影響のない範囲で一般利用に供しており、青少年利用の早期受付等の取扱いは適切といえる。

配布するなどして、青少年利用について早期受付をしているが、青少年利用に影響のない範囲で一般利用の申込を受け付けている。

・施設のさらなる効率的・効果的な利用を実現するための方策についての検討が進捗しているか。

教育施設の更なる効率的・効果的な利用に向けては、「新しい公共」型の管理運営に向けた試行を 2 つの教育施設で実施するとともに、協力者会議においては、閑散期には施設を閉じる季節開設などが提言されたところである。

「新しい公共」型管理運営に向けた試行を 2 施設で実施しているとともに、前述の調査研究協力者会議において、季節開設など、効率的・効果的な利用を実現させるための検討が行われている。

・宿泊室稼働率が低く、今後もその向上が見込めない施設について、稼働率を高める取組が行われるとともに、様々な検討が進捗しているか。

宿泊室稼働率を高めるための取組については、各教育施設において「稼働率向上のための数値目標及び行動計画」を策定したところであり、これを次年度の広報と利用促進の目標として取り組み、本部においてフォローアップすることとしている。

稼働率を高める取組について、各教育施設で具体的な数値目標と行動計画を策定し、本部においては四半期ごとにフォローアップを行うなど、本部と各教育施設が連携していることは評価できる。

なお、平成 24 年 3 月に取りまとめられた「第一次報告」においては、「平成 23 年度は全施設で宿泊室稼働率が 5 割を上回っており、引き続き「稼働率向上(利用者増加)のための対策(平成 20 年 12 月策定)」に沿って取り組むことにより、5 割を下回り今後もその向上が期待できない状況の施設は、現時点ではないと考えられる」とされている。

表 10-6 総利用者数の推移

年 度	宿泊利用者数	増△減	日帰り利用者数	増△減	合 計	増△減
平成 18 年度	3,037,877 人	—	1,863,222 人	—	4,901,099 人	—
平成 19 年度	3,018,590 人	△ 19,287	1,747,299 人	△115,923	4,765,889 人	△135,210
平成 20 年度	2,985,916 人	△ 32,674	1,877,705 人	130,406	4,863,621 人	97,732
平成 21 年度	2,840,883 人	△145,083	2,021,397 人	143,692	4,862,280 人	△1,341
平成 22 年度	2,898,365 人	57,482	2,097,190 人	75,793	4,995,555 人	133,275
平成 23 年度	2,758,824 人	△139,541	2,111,296 人	14,160	4,870,120 人	△125,435

【経年比較】施設の利用状況

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総利用者数(人)	4,901,099	4,765,889	4,863,621	4,862,280	4,995,555	4,870,120
宿泊室稼働率	56.7%	58.6%	60.8%	61.4%	60.3%	58.3%

【(大項目)3】	Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	【評定】 A																																											
【(中項目)3-1~3】	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	【評定】 A																																											
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保及び受益者負担の適正化の観点から、施設使用料や活動プログラムに係る費用等の設定を見直す。さらに、科学研究費補助金等の申請、国や民間企業等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。</p> <p>また、管理・運営業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営を行う。</p>		H23	H24	H25	H26																																								
		A																																											
		実績報告書等 参照箇所																																											
		業務実績報告書 第11章																																											
評価基準	実績				分析・評価																																								
【収入】	<p>【平成23年度収入状況】(第11章1.(3)、11-ページ、表 11-1)</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="629 683 1397 1018"> <thead> <tr> <th>収入</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>差額増減額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>(a)</td> <td>(b)</td> <td>(b)-(a)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>9,478,518</td> <td>9,478,518</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設整備費補助金</td> <td>213,585</td> <td>213,585</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業収入等</td> <td>1,517,767</td> <td>1,417,250</td> <td>△100,517</td> </tr> <tr> <td>受託収入</td> <td>—</td> <td>178,404</td> <td>178,404</td> </tr> <tr> <td>寄附金収入</td> <td>—</td> <td>73,160</td> <td>73,160</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td>—</td> <td>45,838</td> <td>45,838</td> </tr> <tr> <td>前年度繰越金</td> <td>—</td> <td>3,927</td> <td>3,927</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,209,870</td> <td>11,410,682</td> <td>200,812</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 平成23年度事業収入等予算額 1,517,767千円</p> <p>② 平成23年度事業収入等決算額 1,417,250千円 (対予算比△6.6%、△100,517千円)</p> <p>【主な増減理由】 震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の影響による施設使用料及びシーツ洗濯料等の事業収入の減によるものである。</p>				収入	予算額	決算額	差額増減額		(a)	(b)	(b)-(a)	運営費交付金	9,478,518	9,478,518	—	施設整備費補助金	213,585	213,585	—	事業収入等	1,517,767	1,417,250	△100,517	受託収入	—	178,404	178,404	寄附金収入	—	73,160	73,160	その他の収入	—	45,838	45,838	前年度繰越金	—	3,927	3,927	計	11,209,870	11,410,682	200,812	<p>東日本大震災の影響により、利用取消による事業収入等の減少や「リフレッシュ・キャンプ」の実施による支出の増加等があったが、受託収入等の外部資金を得る取組を行い、支出においては給与水準の適正化等による人件費の削減を行うなどして全体的に収支のバランスが保たれ、問題ない。</p> <p>また、収支計画、資金計画についても震災対応等の影響は多少あったものの計画どおりに履行したと認められる。</p>
収入	予算額	決算額	差額増減額																																										
	(a)	(b)	(b)-(a)																																										
運営費交付金	9,478,518	9,478,518	—																																										
施設整備費補助金	213,585	213,585	—																																										
事業収入等	1,517,767	1,417,250	△100,517																																										
受託収入	—	178,404	178,404																																										
寄附金収入	—	73,160	73,160																																										
その他の収入	—	45,838	45,838																																										
前年度繰越金	—	3,927	3,927																																										
計	11,209,870	11,410,682	200,812																																										

【経年比較】収入の経年比較

(単位:百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
運営費交付金	11,522	10,913	10,477	10,138	9,761	9,479
施設整備費補助金	1,269	867	245	4,514	4,689	214
事業収入等	1,047	1,061	1,106	1,201	1,439	1,416
基金運用益	132	146	157	157	143	1
受託収入	56	59	106	113	89	178
寄附金収入	15	24	24	25	22	73
臨時受取保険金	92	-	-	-	-	-
その他の収入	51	87	37	29	34	46
前年度繰越金	-	-	94	101	237	4
計	14,184	13,157	12,246	16,278	16,414	11,411

【経年比較】事業収入等の状況

(単位:千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
事業収入等の決算額	1,046,758	1,061,198	1,106,226	1,200,695	1,582,060	1,417,250
事業収入等の予算額	1,005,734	1,039,166	1,091,124	1,200,236	1,502,740	1,517,767
予算額に対する決算額の割合	104.1%	102.1%	101.4%	100.0%	105.3%	93.4%

【支出】

【平成23年度支出状況】(第11章1. (3)、11-1 ページ、表 11-1)

(単位:千円)

支 出	予 算 額	決 算 額	差額増減額
	(a)	(b)	(a)-(b)
運営費	10,996,285	10,424,865	571,420
一般管理費	6,474,439	5,347,818	1,126,621
うち人件費	4,637,359	3,947,720	689,639
うち管理運営費	1,837,080	1,400,098	436,982
業務経費	4,521,846	5,077,047	△555,201
事業費	2,221,846	3,017,644	△795,798
基金事業費	2,300,000	2,059,403	240,597
施設整備費	213,585	213,585	—
受託事業費	—	178,404	△178,404
安心こども基金事業補助金 事業費	—	500	△500
計	11,209,870	10,817,354	392,516

【主な増減理由】

人 件 費:給与水準の適正化等による人件費の減。

管理運営費:消耗品費及び外部委託費の見直し等による物件費の減。

事 業 費:「リフレッシュ・キャンプ」の実施等による事業費の増。

【経年比較】支出の経年比較

(単位:百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
運営費	12,598	12,028	11,793	11,570	11,254	10,424
一般管理費	7,247	6,599	6,333	6,263	5,947	5,348
うち人件費	5,123	4,918	4,591	4,380	4,171	3,948
うち管理運営費	2,124	1,681	1,742	1,883	1,776	1,400
業務経費	5,351	5,429	5,460	5,307	5,307	5,076
事業費	3,159	3,256	3,091	3,062	3,053	3,017
基金事業費	2,192	2,173	2,369	2,245	2,254	2,059
施設整備費	1,269	867	245	4,514	4,689	214
受託事業費	56	59	106	113	89	178
災害復旧費	92	—	—	—	—	—
安心こども基金事業補助金 事業費	—	—	—	—	—	1
計	14,015	12,954	12,144	16,197	16,032	10,817

【収支計画】

【平成23年度収支計画】(第11章2.(3)、11-2 ページ、表 11-2)

(単位:千円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)
【費用の部】	11,083,885	10,643,934	439,951
経常費用	11,083,885	10,636,071	447,814
事業経費	4,521,846	7,337,359	△2,815,513
管理運営費	6,474,439	2,900,276	3,574,163
受託経費	—	178,404	△178,404
減価償却費	87,600	220,032	△132,432
財務費用	—	7,863	△7,863
【収益の部】	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金収益	11,083,885	10,640,363	△443,522
施設使用料等収入	9,478,518	8,875,024	△603,494
受託収入	1,517,767	1,417,250	△100,517
受託収入	—	178,404	178,404
補助金等収益	—	500	500
施設費収益	—	25,000	25,000
寄附金収益	—	18,267	18,267
雑益	—	38,111	38,111
資産見返運営費交付金戻入	85,200	86,827	1,627
資産見返物品受贈額戻入	2,200	770	△1,430
資産見返寄附金戻入	200	210	10

【主な増減理由】

事業経費:「リフレッシュ・キャンプ」の実施等による事業費の増。
 管理運営費:消耗品費及び外部委託費の見直し等による物件費の減。
 施設使用料等収入:震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の影響による施設使用料及びシーツ洗濯料等の減。

【資金計画】

【平成23年度資金計画】（第11章3.、11-2ページ、表11-3）

（単位：千円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)
【資金支出】	11,209,870	13,929,435	△2,719,565
業務活動による支出	10,996,285	11,332,707	△336,422
投資活動による支出	213,585	360,214	△146,629
財務活動による支出	—	132,531	△132,531
翌年度への繰越額	—	2,103,983	△2,103,983
	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金収入】	11,209,870	13,929,435	2,719,565
業務活動による収入	10,996,285	11,106,537	110,252
運営費交付金による収入	9,478,518	9,478,518	—
施設使用料等収入	1,517,767	1,414,980	△102,787
受託収入	—	112,577	112,577
寄附金収入	—	73,160	73,160
その他収入	—	27,302	27,302
投資活動による収入	213,585	216,485	2,900
施設整備費補助金による収入	213,585	213,585	—
有形固定資産の売却による収入	—	—	—
有価証券の償還による収入	—	2,900	2,900
財務活動による収入	—	7,226	7,226
民間出えん金	—	7,226	7,226
前年度からの繰越額	—	2,599,187	2,599,187

【主な増減理由】

業務活動による支出：消耗品費及び外部委託費の見直し等による物件費の減。
 施設使用料等収入：震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の影響による施設使用料及びシーツ洗濯料等の減。

【財務状況】

(当期総利益(又は当期総損失))

- ・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。
- ・ また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。

(利益剰余金(又は繰越欠損金))

- ・ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。

- ・ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。

【当期総利益(当期総損失)】

・ 当期総利益の状況

458,165 円

【経年比較】当期総利益(当期総損失)

(単位:百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当期総利益(当期総損失)	40	1	0	△ 18	346	0

【当期総利益(又は当期総損失)の発生要因】

契約の包括化、複数年化、仕様書の見直し等による外部委託費及び保守費等の削減、物品等の購入における安価な調達、購入数量の精査による消耗品費や備品費の削減を行ったため。

【利益剰余金】

利益剰余金 1,930,759 円

(内訳)

前中期目標期間繰越積立金 1,472,594 円

当期未処分利益 458,165 円

(うち当期総利益 458,165 円)

【経年比較】利益剰余金

(単位:百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利益剰余金	44	44	43	27	372	2

【繰越欠損金】

なし。

当期総利益の発生要因が明らかにされており、その要因は調達の見直しなど、業務の効率化を図った結果であり、問題は認められない。

計上された利益剰余金は、前中期目標期間繰越積立金と前述の調達の見直し等による当期未処分利益であり、業務遂行上の過大な利益とは認められない。

<p>(運営費交付金債務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析が行われているか。 <p>(溜まり金)</p> <ul style="list-style-type: none"> いわゆる溜まり金の精査において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出しが行われているか。 	<p>【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】</p> <p>平成 23 年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率は 5.6%であった。</p> <p>(未執行の理由)</p> <p>基金事業:平成 23 年度に予定していた計画の一部が未達で、計画に対する達成率が 87.7%となり、12.3%相当額(281,751,085 円)が未執行となったため。</p> <p>退職一時金:退職予定者の一部に退職日延期者が発生し、相当額(248,969,864 円)が未執行となったため。</p> <p>【業務運営に与える影響の分析】</p> <p>未執行相当額については、運営費交付金債務として平成 24 年度に繰り越し、執行する予定である。</p> <p>【溜まり金の精査の状況】</p> <p>中央の玉穂宿舎北側敷地(帳簿価格:123,311,000 円)に関して、平成21年度に御殿場市へ譲渡した際の売却額が 105,316,000 円であったため、独立行政法人会計基準に基づき、固定資産売却損 17,995,000 円を計上した結果、売却損相当額の現金を保有している状況である。</p> <p>なお、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 37 号)附則第 3 条に基づき、売却額相当額(105,316,000 円)については、平成 22 年度に不要財産に係る国庫納付を行っている。</p> <p>【溜まり金の国庫納付の状況】</p> <p>独立行政法人通則法第 8 条第 3 項及び第 46 条の 2 に基づき、上記売却損相当額について、平成 24 年 7 月 10 日に文部科学大臣へ不要財産に係る国庫納付の認可の申請を行った。</p>	<p>平成 23 年度に交付された運営費交付金の未執行率は 5.6%であり、特に高い額とはいえない。また、未執行となった理由についても、問題は認められない。</p> <p>運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析が行われており問題ない。</p> <p>溜まり金の精査及び国庫納付の手続きを行っており問題ない。</p>
--	---	--

【(大項目)4】	IV 短期借入金の限度額	【評定】 —			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 短期借入金の限度額は20億円とする。 短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給や事故の発生などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。		H23	H24	H25	H26
		—			
実績報告書等 参照箇所					
評価基準	実績	分析・評価			
・ 短期借入金はあるか。有る場合は、その額及び必要性は適切か。	【短期借入金の有無及び金額】 【必要性及び適切性】 なし。	—			

【(大項目)5】	V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	【評定】 —			
【概要】 計画なし		H23	H24	H25	H26
		—			
実績報告書等 参照箇所					
評価基準	実績	分析・評価			
・ 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画は有るか。ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められているか。	【不要財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】 なし。	—			

【(大項目)6】	VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	【評定】 —			
【概要】 計画なし		H23	H24	H25	H26
		—			
		実績報告書等 参照箇所			
評価基準	実績	分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> 重要な財産の処分に関する計画は有るか。ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められているか。 	【重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】 なし。	—			

【(大項目)7】	VII 剰余金の使途	【評定】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。 ① 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の充実 ② 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援の充実 ③ 青少年教育に関する調査及び研究の充実 ④ 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進の充実 ⑤ 青少年教育団体が行う活動に対する助成の充実		H23	H24	H25	H26
		A			
		実績報告書等 参照箇所			
評価基準 ・ 利益剰余金は有るか。有る場合はその要因は適切か。 ・ 目的積立金は有るか。有る場合は、活用計画等の活用方策を定める等、適切に活用されているか。	実績 【利益剰余金の有無及びその内訳】 利益剰余金 1,930,759 円 (内訳) 前中期目標期間繰越積立金 1,472,594 円 当期未処分利益 458,165 円 (うち当期総利益 458,165 円) (財務諸表 貸借対照表 P2) 【利益剰余金が生じた理由】 「前中期目標期間繰越積立金」 自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額であり、平成23年6月に文部科学大臣の承認を受けて計上している。 「当期未処分利益」 契約の包括化、複数年化、仕様書の見直し等による外部委託費及び保守費等の削減、物品等の購入における安価な調達、購入数量の精査による消耗品費や備品費の削減を行ったため。 【目的積立金の有無及び活用状況】 なし	分析・評価 利益剰余金の発生要因が明らかにされており、その要因は調達の見直しなど、業務の効率化を図った結果であり、問題のある点は認められない。			

【(大項目)8】	Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項	【評定】 A			
【(中項目)8-1】	施設・設備に関する事項	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1)施設・設備に関する保守・管理の長期的な計画を策定し、当該計画に基づく保守・管理を行うとともに、利用者が安心・安全に体験活動ができる環境の整備及び自然災害等への対応の観点から、必要な施設・設備の改善等を計画的に進める。</p> <p>(2)利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進める。特に幼児・高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、関係法令等を踏まえつつ、計画的な施設整備を進める。</p>		H23	H24	H25	H26
		A			
		実績報告書等 参照箇所 業務実績報告書 第12章			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【施設及び設備に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 	<p>【施設及び設備に関する計画の有無及びその進捗状況】(第12章1. ページ12-1)</p> <p>平成23年度の施設・設備の整備に当たっては、「施設整備5ヶ年計画」の見直しを行いつつ、各教育施設の施設利用者の安全・安心及び研修・宿泊施設等の環境改善を図るとともに、身体障がい者等への対応、定期点検等による指摘事項については是正を行い、利用者への安全対策を実施した。</p> <p>(1)環境への配慮について</p> <p>① 環境報告書2011の作成・公表 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律、同施行令」に基づき、平成23年8月に、独立行政法人国立青少年教育振興機構環境委員会を開催し、報告内容及び公表方法について審議・検討を行い、環境報告書2011を9月に公表した。</p> <p>② 温室効果ガス(CO2)排出量削減等の取組 温室効果ガス(CO2)の排出の削減のため、コージェネレーションシステムの設置(1施設)、LED照明へ更新(8施設)、人感スイッチの設置(4施設)、デマンド監視装置の設置(2施設)、窓の断熱化(2施設)の更新・改修を実施した。</p>	<p>施設・設備の整備に当たっては、機構が定めた「施設整備5ヶ年計画」の見直しを行いつつ、施設利用者の安全・安心に係る施設整備に取り組んでいる。</p> <p>また、温室効果ガス(CO2)排出量削減については、過去5年間で排出量は最も低く抑えられており評価できる。</p> <p>さらには、節電行動計画を策定し、昨今の電力需給問題に配慮した取り組みが着実に実施されている。</p>			

【経年比較】年度温室効果ガス(CO₂)排出量

事項	温室効果ガス(CO ₂)排出量(t)					
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
電気	9,426	7,954	7,728	7,640	8,307	7,768
ガス	3,842	3,841	3,618	3,712	4,321	3,925
重油	8,814	7,904	7,628	7,280	6,952	6,148
灯油	1,148	1,075	983	989	1,076	1,130
合計	23,230	20,774	19,957	19,621	20,656	18,971

(2)エネルギー使用状況について

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、平成 22 年度の省エネルギーの取組状況について、文部科学省及び経済産業省に報告するとともに、教育施設において同法に基づき策定した「管理標準」(エネルギーの合理的使用に関するマニュアル)による省エネルギーの取組を引き続き実施した。

省エネルギーの具体的取組として、節電行動計画を策定するとともに、ポスターの掲示、ホームページに使用電力等を掲載し節電を図った。

(3)利用者に配慮した施設整備の状況

バリアフリー対策として、花山のトイレを身障者便所に改修し、磐梯のモノベアー(階段昇降機)を改修した。

定期点検等による消防設備等の指摘事項について、17 教育施設では是正工事を行った。

・ 利用者の安全の確保、バリアフリー対策など、利用者本位の施設整備が行われているか。

引き続き、利用者本位の施設整備に取り組まれるとともに、利用者の安全確保に取り組まれない。

【(中項目)8-2】	人事に関する計画	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1)方針</p> <p>① 青少年をめぐる諸課題に総合的に対応し、より一層、その施策を効果的かつ効率的に推進するため、人員を適正かつ柔軟に配置する。また、本部及び施設ごとの業務の質・量に応じた定期的な人員配置の見直しを行う。</p> <p>② 職員に対し、企画力、指導力、接客サービスの向上や施設の安全管理などを目的とした、多様で体系的な研修機会を設け、計画的な人材養成を行う。</p> <p>③ 新規職員を計画的に採用するとともに、関係機関、民間団体との間での広く計画的な人事交流の実施、任期付任用の活用や幹部職員の公募等により、多様で優れた人材を確保する。</p> <p>④ 人事評価制度を適切に運用し、その評価結果を踏まえた処遇等への反映を図る。</p> <p>(2)人員に関する指標</p> <p>常勤職員について、その職員数の抑制を図る。</p>		A			
		H23	H24	H25	H26
		A			
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 第13章			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【人事に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 人事管理は適切に行われているか。 	<p>【人事に関する計画の有無及びその進捗状況】(第13章1.、13-1ページ)</p> <p>人事管理については、平成19年9月(平成22年10月一部改正)に定めた「人事に関する基本方針」に基づき、職員の資質向上、優れた職員の確保、主体的で意欲ある人材育成等を計画的に進めるとともに、職員の適性・能力・意欲等に相応しい職務又は処遇となるよう、公平・公正で計画性のある人事を進めた。</p> <p>(1)人事に関する計画の進捗状況</p> <p>① 人員管理の一元化</p> <p>平成23年度においては、本部・センターと教育施設との間で11件、教育施設間で7件の人事異動を行った。</p> <p>本部から教育施設へ異動することにより、青少年教育のナショナル</p>	<p>「人事に関する基本方針」に基づき、人事管理について、公平・公正で計画性のある人事が進められている。</p> <p>人事管理については、各施設の所長等からヒアリングを行いながら、施設間の人事異動により、相互のノウハウの共有化等が図られている。</p>			

<p>・ 職員研修が的確に実施され、十分な成果が得られているか。</p>	<p>センターとして担うべき事業の考え方が浸透することや、人的ネットワークを活用した情報交換及び情報の共有化が図られるとともに、教育施設から本部へ異動することにより、教育施設の運営実態を踏まえた本部業務の遂行が図られている。</p> <p>また、教育施設間で異動することにより、施設がそれぞれ蓄積してきたお互いのノウハウの共有が図られている。</p> <p>② 人員配置の見直し</p> <p>効果的・効率的な事業運営を行うため、各職員間における業務の困難さや専門性を把握し、組織全体として最も力が発揮できる人員配置となるよう、各教育施設所長等からのヒアリングを行い、人員配置の見直しを行っている。その際、各職員の経歴、適性、希望等を把握する必要があることから、個人調書システムにより職員の免許・資格や希望事項等を一覧にした資料を作成するなど、事務の効率化と効果的な活用を図っている。</p> <p>③ 所長人事の多様化</p> <p>所長の人事については、高い教養と教育的意識を有し、教育施設の運営責任者としての経営感覚に優れ、現下の喫緊の課題に対する的確な判断能力を有する者が必要であることから、多種・多様な人材を広く求めることとして、公募により民間団体等から任期付の採用を行っている。</p> <p>なお、平成 23 年度においては、人事異動等による不補充により、9 人の人員削減を実行した。</p> <p>・職員研修の実施状況</p> <p>青少年をめぐる諸課題に総合的に対応するためには人材の育成が不可欠であり、職員の資質向上・意識改革を図る必要があることから、効果的な研修を積極的に取り入れ、計画的に実施するため、「人事に関する基本方針」に基づき、本部が主催する研修を行っているほか、各教育施設が企画・実施する研修及び外部機関が主催する研修にも積極的に職員を参加させている。</p> <p>教育事業については、研修によって、青少年を取り巻く現状の課題や教育行政の施策・動向に対する理解を深めることができ、体験活動を通して</p>	<p>職員研修については、機構本部や各教育施設が主催する研修を行っているほか、外部機関が主催する研修に積極的に参加させており、職員の資質向上・意識改革に着実に取り組んでいる。</p> <p>教育施設の職員という特性から、安全指導及び安全管理は重点的に取り組むべき事項であり、引き続き取り組まれるとともに、今後は、職員の企画力・マネジメント能力を向上させる研修の企画・実施に努めていただきたい。</p>
--------------------------------------	--	--

コミュニケーションや人間関係作りといった観点を取り入れたプログラムの企画や子どもの心理の捉え方を踏まえた指導助言に活かされている。また、社会教育主事講習等に参加することで、生涯学習の動向や課題を認識することができ、教育事業の質的向上を図ることができた。

各教育施設の地域の特色を活かした教育事業や研修支援については、事前の技術の取得や安全管理等に係る研修は必須のものであり、AED、救急救命講習会や不審者対応訓練を実施している。また、危機管理体制について外部研修で学ぶことにより、各教育施設で整備している危機管理マニュアルの見直しや危機管理に直面した場合を想定した具体的方策を検討し、組織全体の意識を高めている。

表 13-1 主な研修の実施状況・参加状況一覧

本部が主催した内部研修(機構全体を対象とした研修)

区 分	実施件数	参加者数
新任職員に対する研修	2 件	26 人
事業の指導に関する研修	3 件	75 人
実務研修	5 件	88 人
実地研修	2 件	7 人
計	12 件	196 人

各教育施設が企画・実施した内部研修

区 分	実施件数	参加者数
新任職員に対する研修	45 件	192 人
事業の指導に関する研修	55 件	619 人
国際性の涵養に関する研修	1 件	17 人
独立行政法人の経営に関する研修	7 件	114 人
教養啓発に関する研修	6 件	110 人
接遇に関する研修	9 件	169 人
コミュニケーション能力に関する研修	1 件	7 人
安全指導等に関する研修	105 件	1,656 人
実務研修	42 件	517 人
その他	10 件	108 人
計	281 件	3,509 人

各教育施設が参加した外部機関の研修

区 分	参加件数	参加者数
新任職員に対する研修	2 件	3 人
事業の指導に関する研修	54 件	79 人
独立行政法人の経営に関する研修	3 件	4 人
教養啓発に関する研修	131 件	167 人
接遇に関する研修	2 件	2 人
コミュニケーション能力に関する研修	3 件	7 人
安全指導等に関する研修	56 件	87 人
実務研修	55 件	97 人
その他	63 件	145 人
計	369 件	591 人

【経年比較】研修の実施状況・参加状況一覧

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
機構本部が主催した研修	実施件数	10	12	18	12	12	12
	参加者数(人)	270	292	378	225	244	196
各教育施設が企画・実施した内部研修	実施件数	271	273	238	286	311	281
	参加者数(人)	3,649	4,054	3,064	4,392	3,632	3,509
各教育施設が参加した外部機関の研修	実施件数	370	301	343	350	310	369
	参加者数(人)	503	446	542	593	569	591

・新規採用、人事交流、任期付き任用の活用など多様で優れた人材を確保するための取組が行われているか。

「多様で優れた人材の確保」

青少年教育機関として継続性を維持しつつ、効率的・効果的な法人運営を行うため、多様な人材の確保及び人材の育成・活用が必要であることから、「人事に関する基本方針」に基づき、文部科学省関係機関、地方公共団体、民間団体との間で連携の強化を図り、広く計画的な人事交流を行った。

また、ブロック内異動を前提とした新規採用として、公募による選考採用により平成 23 年 4 月に 20 人(本部 8 人、センター、岩手山、能登、中央、淡路、江田島(2 人)、大洲、沖縄、日高、那須甲子、立山)、5 月に 2 人(本部 2 人)の合計 22 人の職員を採用するとともに、平成 24 年 4 月に 10 人(本部 3 人、岩手山、磐梯 2 人、能登、沖縄、山口徳地、室戸)の職員を採用することを決定した。

「人事に関する基本方針」に基づき、計画的な人事交流を行っているほか、公募による選考採用により、優れた人材の採用について着実に取り組まれている。

表 13-2 機関との人事交流の状況

(平成 24 年 1 月 1 日現在)

区 分	受 入 れ 状 況		出 向 状 況	
	交流先機関数	人事交流者数	交流先機関数	人事交流者数
文部科学省関係機関	33	142	1	1
地方公共団体	47	147		
民間団体	1	1		
合 計	81	290	1	1

【経年比較】他機関との人事交流の状況

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人事交流の受入状況	交流先機関数	93	92	91	92	94	81
	人事交流者数(人)	359	355	332	323	319	290
人事交流の出向状況	交流先機関数	4	4	3	2	2	1
	人事交流者数(人)	4	4	3	2	2	1

- ・ 人事評価が適切に運用されているか。

「人事評価の実施状況」

人事評価制度を適切に運用するため、「人事評価実施要綱」を策定し、「能力評価」(平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月まで)、「業績評価」(平成 23 年 4 月から 9 月までと同年 10 月から平成 24 年 3 月まで)の 2 種類の人事評価について、試行を実施した。

「人事評価実施要綱」を策定し、人事評価の試行を着実に実施している。今後、本格的な実施に向けて、評価者を対象とした研修を行うなど、適切な運用がなされる体制づくりに引き続き努めていただきたい。

【(中項目)8-3】 中期目標期間を超える債務負担		【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>		A			
		H23	H24	H25	H26
		A			
		実績報告書等 参照箇所			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【中期目標期間を超える債務負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間を超える債務負担は有るか。有る場合は、その理由は適切か。 	<p>【中期目標期間を超える債務負担とその理由】</p> <p>次のとおり、中期目標期間を超える債務負担を有していたが、いずれも平成 23 年度中に解消している。</p> <p>契約件名：国立オリンピック記念青少年総合センター 熱源設備改修 契約金額：275,100,000 円 前期に計上した債務の金額：184,800,000 円 当期に計上した債務の金額：90,300,000 円 理由：東日本大震災の影響のため</p> <p>契約件名：国立那須甲子青少年自然の家 外壁・屋上防水等改修 契約金額：8,610,000 円 前期に計上した債務の金額：0 円 当期に計上した債務の金額：8,610,000 円 理由：東日本大震災の影響のため</p>	<p>中期目標期間を超える債務負担については、施設改修に係る部品・材料の納入業者が被災したこと等、翌年度に渡る事業計画の変更が生じたものである。</p> <p>平成 23 年度中に当該改修が完了し、債務負担は解消しているため、問題のある点は認められない。</p>			

【(中項目)8-4】 積立金の使途		【評定】																							
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人国立青少年教育振興機構法に定める業務の財源に充てる。</p>		A																							
		H23	H24	H25	H26																				
		A																							
		実績報告書等 参照箇所																							
評価基準	実績	分析・評価																							
<p>【積立金の使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> 積立金の支出は有るか。有る場合は、その使途は中期計画と整合しているか。 	<p>【積立金の支出の有無及びその使途】</p> <p>平成 22 年度末に計上していた利益剰余金のうち、5,501,978 円について、平成 23 年 6 月に文部科学大臣の承認を受けた後、全額を前中期目標期間繰越積立金として計上した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前中期目標期間繰越積立金 承認後計上額</td> <td style="text-align: right;">5,501,978 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(内訳)</td> </tr> <tr> <td>たな卸資産相当額</td> <td style="text-align: right;">1,753,004 円</td> </tr> <tr> <td>東日本大震災の影響による前期の工事等の遅延相当額</td> <td style="text-align: right;">2,173,500 円</td> </tr> <tr> <td>自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額</td> <td style="text-align: right;">1,575,474 円</td> </tr> </table> <p>計上した前中期目標期間繰越積立金のうち、平成 23 年度においては、下記金額を取崩額として計上した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前中期目標期間繰越積立金取崩額</td> <td style="text-align: right;">4,029,384 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(内訳)</td> </tr> <tr> <td>たな卸資産相当額</td> <td style="text-align: right;">1,753,004 円</td> </tr> <tr> <td>東日本大震災の影響による前期の工事等の遅延相当額</td> <td style="text-align: right;">2,173,500 円</td> </tr> <tr> <td>自己収入により取得した固定資産の減価償却相当額</td> <td style="text-align: right;">102,880 円</td> </tr> </table> <p>なお、取崩し後の残額 1,472,594 円については、平成 24 年度以降に発生する自己収入により取得した固定資産の減価償却費に充当する。</p>	前中期目標期間繰越積立金 承認後計上額	5,501,978 円	(内訳)		たな卸資産相当額	1,753,004 円	東日本大震災の影響による前期の工事等の遅延相当額	2,173,500 円	自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額	1,575,474 円	前中期目標期間繰越積立金取崩額	4,029,384 円	(内訳)		たな卸資産相当額	1,753,004 円	東日本大震災の影響による前期の工事等の遅延相当額	2,173,500 円	自己収入により取得した固定資産の減価償却相当額	102,880 円	<p>積立金については、中期計画に基づく業務の財源に充てており、問題のある点は認められない。</p>			
前中期目標期間繰越積立金 承認後計上額	5,501,978 円																								
(内訳)																									
たな卸資産相当額	1,753,004 円																								
東日本大震災の影響による前期の工事等の遅延相当額	2,173,500 円																								
自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額	1,575,474 円																								
前中期目標期間繰越積立金取崩額	4,029,384 円																								
(内訳)																									
たな卸資産相当額	1,753,004 円																								
東日本大震災の影響による前期の工事等の遅延相当額	2,173,500 円																								
自己収入により取得した固定資産の減価償却相当額	102,880 円																								